

2003 年 3 月

第 3 回女性と司法専門家会議

被拘禁女性の人権

報告書

2003 年 1 月 12 ~ 14 日

マレーシアペナン

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

目 次

第 3 回 女性と司法国際専門家会議

概要報告.....	1
第 1 セッション.....	1
第 2 セッション.....	3
第 3 セッション.....	6
第 4 セッション.....	7
第 5 セッション.....	8
ペナン声明 「被拘禁女性の人権」に関するペナン声明.....	9
報 告.....	12
アルジェリア.....	12
オーストラリア.....	19
香港中国.....	32
インド.....	42
インド.....	53
インドネシア.....	56
日 本.....	64
マレーシア.....	77
マダガスカル.....	84
フィリピン.....	94
米 国.....	98
参加者名簿.....	108

第3回女性と司法「被拘禁女性の人権」に関する専門家会議概要報告

2003年1月12日 - 14日 於マレーシア、ペナン

「被拘禁女性」の問題を論じるために集まった第3回専門家会議の参加者に対し、横田教授が歓迎の辞を述べた。参加者はそれぞれ自己紹介を行った。横田教授はこの会議の背景と、今回の主題の重要性を説明した。「被拘禁女性」の問題について、同教授は拘禁施設にいる女性の実態と法律の条項の二つに分けることを提案した。広範なテーマを取り上げて議論し、各国の専門家がそれぞれ情報を補完することで合意された。横田教授はこれからのセッションで実りのある議論が行われることを期待すると述べた。

セッション1

アルジェリア（ライラ・ゼロウギ）

「アルジェリアでは被拘禁女性は重要な問題とはなっていない。拘禁施設にいる女性はごく少数である。刑務所の在監者数は2万3000人だが、その中で女性在監者は700余人にとどまる。一般的に、女性が刑務所には収容されない。裁判官もそれを望まない。しかし、女性が刑務所に入れられるときは、棟は別だが男性と同じ刑務所に入れられる。残念なことにこれが女性受刑者の更生の妨げになる。

ここでは被拘禁女性一般の問題に焦点をあてたい。発展途上国の場合、被拘禁女性のために別個の施設をつくるのは難しいという問題がある。実際、拘禁の理由が裁判中であれ、保護を理由にした拘禁であれ、既決囚としてであれ、あるいは（結審の後）釈放されて身内の男性の保護下におかれてまでであれ、すべて一緒にされることが多い。法律違反者であれ被害者であれ、拘禁された女性は攻撃にさらされやすいという問題もある。拘禁された女性の多くは社会的汚名を着せられる。その上、刑務所の女性職員は、刑務所内でも同じ社会的固定観念を永続させていることが見られる。

この状況を変える可能性という点で、被拘禁女性に対する裁判所とメディアの態度が非常に重要だと考える。メディアはこの問題を社会的に訴えることが望ましい。しかし、裁判官は男性裁判官がもつ伝統的かつ温情主義的態度を反映してきた。女性が証言しても、それを裏付ける他の証人による証拠がなければ受け入れられないことが多い。」

以下は議論された主な点。

- 1．この問題提起では女性問題に対して女性の意識が欠けている点も強調された。多くの国では、裁判に女性の裁判官が多いとしても、被拘禁女性の問題や悩みを敏感に察していると思えないことが多い。
- 2．犯罪は恥辱とされており、一般の人びとは犯罪者に強い怒りをもっているため、囚人や受刑者の権利に対する支援や共感を得るのは難しいと思われる。しかし、女性の被収容者に対しては男性被収容者よりも同情が集まる。
- 3．裁判官は往々にして女性被拘禁者が直面する危機や苦しみを認識しない。拘禁中に虐待やレイプが行われた時、同意の問題や一般的な権力関係がそこに含まれる。
- 4．インドではメディアが率先して虐待を社会的に訴えた。それ以来、裁判官の態度が変わった。現在は法改正の動きがある。とくに女性が拘禁されている間の虐待に関する法律を変えようとしている。
- 5．裁判官の意識改革へ向けた努力が非常に重要である。選挙で選ばれる議員はこの問題に関心がなく、したがって法改正はなかなか進まない。
- 6．弱い立場にある人びとに対する差別が刑務所内での処遇にも反映されている。
- 7．オーストラリアでは、人身売買された女性は事実上、外部との接触を禁止されている。彼女たちは非常な差別を受けている。この問題についての意識化が緊急に求められている。

マダガスカル（ライナ・ラコトリソア）

ライナ・ラコトリソアはマダガスカルにおける被拘禁女性の状況に関する報告書を提出した。「女性の場合、裁判が遅れるため拘禁機関が法的に決められた期限を越えてしまう。施設は定員過剰で、待遇の悪化を招いている。さらに、母親の許にいる必要のある子どものための設備はどの施設にも備わっていない。マダガスカルでは女性の問題に取り組むため、女性裁判官の任命が増えており、刑務所内の女性の状況にもいくぶん改善が見られる。女性受刑者は子どもを2歳まで保護監督下におくことができる。両親とも刑務所にいる場合、子どもが生まれたことを身内に知らされない場合が非常に多い。そうした子どもたちは往々にしてやがて街頭をうろつくことになる。刑務所内で母親に育てられた子どもは、男性をまったく見たことがないため、男性に対し恐怖感や孤立感を抱く。

議論の要点

- 1．一般的に女性は男性よりも鬱に陥りやすい。被拘禁女性の場合、状況はさらに悪化する。
- 2．女性や子どもが男性から隔離されるという問題は、別個に扱われるべき重要な論点である。

国際的犯罪監視組織は、男性の場合は親密な相手との性交を目的とする面接法が認められているが、拘禁されている女性にはまだそうした面接は認められていないと伝えている。

オーストラリア（エリザベス・ビオック）

先住民女性が拘禁されると二重に罰せられる。先住民の弁護士の間では、女性ではなく男性を弁護するという傾向が強い。これは全般的な差別の傾向を反映するものである。アボリジナル（オーストラリア原住民）の法律扶助組織もこうした傾向を永続化しているともいえる。普通、麻薬売買を含めて人身売買の容疑を受けた場合、保釈は認められない。一定のカテゴリーに入る人びとは法律扶助を受けられるが、女性は必ずしもこの仕組みの恩恵にあずかっていない。オーストラリアへ移民したり不法入国した場合、まず収容所に送られ、人身保護令状の状況以外で釈放されることはない。オーストラリアに入国した難民は、まず収容所に送られ、その地位が確定するまで代理人もいないまま、孤独のまま留め置かれる。移民収容所に入れられた人がもっとも弱い立場に置かれる。権利が侵害されていても、きっぱりと裁判官に訴えることもできないのである。

拘禁された女性の状況はひどいとはいえない。しかも、収容所の管理運営は契約によってアメリカの会社の手に任されている。そのため、弁護士は法的サービスの利用も含め、被収容者の権利はさらに妨げられる。移民申請を受理する役人の多くは法律家ではない。民間会社に任命された人びとなのである。生理用ナプキンといった基本的な必要品も被拘禁女性には与えられていない。しかし、教会組織がその穴埋めをしている。時折、入管施設の状況が監獄よりもひどいことが判明する。入管関連の事件については司法審査がない。しかしながら、行政上の審判委員会があり、そこで入管当局者が下した決定が審査される。

亡命希望者を犯罪者扱いする傾向がある。現在、どの国も国際法よりも国内法を重視している。しかし、国際法が国内法にまさることを認識する必要がある。問題は、ICCPRその他の国際条約の下にある機構が、被拘禁女性の事情や状況を守るために使えるかどうかである。

セッション 2

アメリカ合衆国（バーバラ・フレイ）

アメリカでは多くの人権が保障されている。しかし、刑務所や留置場にいる女性の状況には憂慮すべき点が多い。拘禁されている女性の多くは、健康状態がどうであろうと鎖でベッドに繋がれている。場所によっては、刑務所の看守がパラメディックスとして医者 の 代りをする。

これは看守としての役割と相容れないことが多い。拘禁中に刑務所の担当官その他の男性から性的虐待を受ける女性受刑者は少なくない。アメリカの刑務所ではさまざまな国際的人権基準の侵害が見られる。被収容者に対する補償は可能だとしても、刑務所内での救済策が万事出尽した後でなければ与えられないし、そのための手続きは気が遠くなるほど時間がかかる。

人種差別とそれが刑務所差別におよぼす影響は重要な問題である。法廷での裁判官は人種主義者ではないとしても、彼が下す決定の影響が差別的行動をもたらす可能性がある。連邦判事の多くは保守的である。同様に、法律も国民に差別的影響を及ぼし得る。例えば、クラックコカインを所持していた場合、他の形のコカイン所持よりも厳しい処罰を受ける。その結果、大半がクラックコカインを使っているアフリカ系アメリカ人は、他の形のコカインを使う白人アメリカ人よりも厳しく罰せられることになる。

女性受刑者の高齢化が進み、刑務所内での健康問題が増加している。

刑務所訴訟法（1995）は必ずしも被収容者の役に立ってはいない。しかしながら、被拘禁女性の状況と取り組むための建設的な方法がある。女性用に個別の収容施設をもっている。州や郡は多くない。時には、収容当局が刑務所に敷地を貸している場合もある。

国としての優先課題として、どこに焦点をあてるべきだろうか。

女性を含めて被収容者のために発言する人はいない。彼らは悪人であり、興味や同情を持つ人などいないようである。それ以上にやっかいな問題は、国際法や国際的な場での実践はどうなっているかである。

日本（大村恵実）

日本は法律で男女の受刑者はそれぞれ別の施設に入れられることが決まっている。しかし、どこの施設も常に定員過剰である。女性の受刑者は法的規定があるにもかかわらず、出産の前後、深刻な事態に直面する。母親が刑務所内で働くときは、子どもは擁護施設に預けられる。母親は刑期が終了するまで子どもとの面接は許されない。また、子どもの側も14歳になるまで刑務所内の両親と面会できない。これは子どもの情緒を守るための配慮と考えられている。さらに、子どもには両親の居場所を教えない。ここには日本の文化がからんでおり、また刑務所を不名誉とする見方が関わっている。

人身売買された女性の場合、ほとんどが入管収容所に収容される。留置所の実態は刑務所よりもひどい。しかし、刑務所の場合、被収容者はどこで働かなくてはならないが、留置所では労働はしない。公判前の被収容者は、裁判が行われて判決が出る以前は留置施設にとどめ置かれる。

マレーシア（ステファニー・バスチアン、ザリザナ・アブドゥール・アジズ）

国内治安法の下で逮捕された人は独房監禁される可能性がある。不法移民は非常に厳しい処遇を受ける。被収容者全体の中で女性は4.65%を占める。公判前の個々人は勾留される。収容施設に入れられている間、被収容者はひどい処遇を受ける。裁判に出るときは、協力的な被収容者で、あっても手錠をはめられる。被収容者に対する警告はいっさい説明されない。

拘禁下の状況は明らかにされないため、刑務所や収容施設の状況についてほとんど情報が得られない。筋金入りの犯罪者も精神病患者もあらゆる人が収容施設に入れられ、少年が成人と一緒に拘禁される場合もある。だが、男性と女性は分離されている。しかし、収容施設は定員過剰が深刻化しており、それぞれの被収容者がつかえる場所がないため、すべての被収容者が同時に眠ることができない状態である。留置場の生活条件は刑務所よりも劣る。

国家人権委員会は留置場と刑務所をふくめ収容施設の改善に取り組んでいる。人権や受刑者の権利について警察官の意識化教育が必要である。警察の全面的な改革が求められている。

若い女性を道徳的危険から守るため、女性と少女保護法が制定された。しかし、この法律は少女を守るよりむしろ苦しめるために使われている。経験では、そうした少女は貧しい家庭の出身者が多い。

不法移民の収容には留置場が使われる。これはマレーシア人男性と結婚した外国人妻にとって非常に不自由である。外国人の妻は夫が申請して許可が出ればマレーシアでの居住を認められる。しかし、結婚関係に不一致が生じ、夫は該して許可を更新しないため、妻は不法移民となり、収容され国外追放になる可能性がある。

保護監督下のレイプ事件では、同意という概念が明確でない。身体に傷跡がない時は、自分で衣服を脱ぎ、警察官に抵抗しなかったとされ、軽犯罪判事はこれを保護監督下のレイプと見なし難いと考える。

宗教的な収容施設では、当局は適切なイスラム教徒としてのふるまいを人々に求める。政府は人種問題に関して特定の政策を持っていない。政府は人種問題に取り組む特別の政策は打ち出していない。自らの政策に並列する行動には政府は反対する。そうした状況では、さまざまな人種を区別することはない。シャリア（イスラム法）の裁判では、明確な位階制がある。しかし、イスラム法の裁判はふつう宗教的指導者によって行われ、下層レベルでは訓練を受けた弁護士は出てこない。イスラム法の法廷にイスラム教徒の民事裁判官が借り出されることもある民法は信条の自由を認めており、イスラム教徒以外は誰でも自分が属する宗教を捨てることができるが、イスラム教徒には棄教の権利はない。イスラム政党が政権の座にある二つの州では、イスラム刑法（hudud）が導入されているが、「時期尚早」という理由でまだ実施されていない。異なった宗教・人種間の結婚は許されていないので、存在しない。イスラム教に改宗しなければ結婚できない。しかし、そこでは強制的改宗が予想されるため、人権侵害に等しい。

議論された要点

- 1．香港にも同じような保護のためのホームがあり、悪徳の場所、売春宿、バーなどで発見された少女を収容している。
- 2．オーストラリアでは夜間の一定の時間に子どもの一斉検挙を行い、保護ホームで保護する。残念ながら、検挙されるのは白人のオーストラリア人よりも先住民の子どもが多く、そのため先住民に対する差別が強まりつつある。
- 3．さまざまな地域にわかれている人種関係をマレーシアではどう扱っているのか。

セッション 3

インドネシア（パスティ・シナガ）

男女の平等は法律でうたわれているので、被拘禁女性の状況に適用される特別の法律はない。しかし、そうした施設にいる女性のための規則はある。たとえば、被収容者の健康と衛生を保つ最低限の規定などである。矯正施設もあり、女性受刑者を収容している。刑務所のようには見えない。しかし、どこでもたいていは男性を収容している刑務所の別棟に女性を収容している。

被収容者から苦情が出た場合はその施設の監督者が対処する。しかし、その他に是正の手続きを担当する機関はない。法律と現実とは別であって、すべての条項が実施されているわけではない。

フィリピン（ディナ・ジョイ・カネンシア・テナラ）

本稿で扱う女性矯正施設は、女性を 3 年未満収容する施設である。3 年以上収容される女性は刑務所に入れられる。矯正施設に収容されている者は週 5 回面会を許される。面会者は家族であるとないとを問わない。男性の被収容者は配偶者の面会が認められているが、女性被収容者の場合は許されていない。その理由は、女性が妊娠した場合、国家の財源に負担になるというのである。女性は共同部屋に入れられる。女性が筋金入りの犯罪者、初犯者といった区別で隔離されることはない。しかし、死刑判決を受けた女性は別個の房に入れられる。

幼児は母親が授乳し、世話は身内が行う。身内がない場合は施設内で育てられる。

事件の審理が行われるまでにどれ位の時間がかかるのだろうか。それは犯罪の重さによって決まる。有罪判決を受けた後、裁判前の被収容期間は刑期から差し引かれる。被収容者が苦情

を申し立てる場合は、収容施設の担当者ではなくオンブズマンに対して申し立てる。

香港（ヒン・チュン・ウォン）

被収容女性のための施設は、刑務所・訓練センター、麻薬常習者治療センター、更生センターなど含め5種類ある。こうした施設は女性担当官が監督に当たっている。精神障害者は精神病院に収容され、精神状態を検査した上で釈放される。

母親が受刑者の場合、幼児は母親のもとに留まる。刑務所内で生まれた子どもは9ヶ月まで母親が育てる。矯正施設の場合は、3歳になるまで母親の手元に置かれる。その間、子どもは外で遊ぶことも許される。その後は親戚に預けられるか施設に入れられ、週1回母親に面会する。

被拘禁女性には職業訓練や教育の機会が与えられる。裁縫や刺繍などといった仕事もある。初犯で年齢も若い女性は警備がさほど厳重でない更生施設に入れられ、同じく職業訓練を受け、厳しい規律の下で生活する。若い女性の多くはこうした施設が受け手になっている。

全体として女性のための収容施設は過密状態である。その原因のひとつは本土からの女性の流入が増大していることで、彼女たちは「在留条件の違反」を理由に有罪とされるのである。こうした女性の記録は保存されるため、後日香港に戻ってくるのが難しいこともある。

セッション4

インド（ソリ・ソラブジ、ニルマラ・バンディット）

インドの受刑者の状況に関しては刑務所法（1894）が適用される。しかし、裁判所はこの法律を積極的に解釈し、判事たちは法律に人間的要素を加えてきた。刑務所は過密状態で、最高裁はいかなる人であれ宣告された刑期を超えて収容されてはならないと指令を出した。

改革委員会は収容施設を男女別にすることが緊急に必要であること、管理運営面でも女性の管理者が必要であることを提言してきた。さらに、収容施設にいる女性どうしの関係に対処するための規則も作られた。精神疾患のある女性は収容施設に入れられるが、治療も裁判も受けられず施設の中で弱っていく。

インドには強力な警戒を怠らないメディアがあり、被拘禁女性に対する扱いに行きすぎがあるとすぐに一般に訴える。刑務所改善のためには、被収容者の状況についての情報を緊急に得る必要がある。また、被収容者の苦情をあつかう機関として、オンブズマンのような独立機関を設置すべきである。規則や法律が実施されない主な理由をあげて、取り組むべきである。ま

た、収容施設の管理運営には責任感をもって当らねばならない。

人が告発され勾留された後、その事件が審理されるまで非常に時間がかかる。そうした状況では、受けた判決よりも長期間拘禁される可能性がある。

収容所では女性の方が数は少ない。これは、女性は重罪を犯さないという社会に由来からある見方によるものだろう。

被収容者の苦情を取り上げるには、なんらかの制度が必要である。理想的には刑務所当局から独立した機関が望ましい。ローマン・ゲルマン制度では、任命された判事が独立した立場で機能し、接触可能な人間となり、被収容者は完全に匿名かつ内密に近づくことができる。

ヨーロッパの状況（ユリア・アントネラ・モトック）

ヨーロッパにはさまざまな国があるにもかかわらず、地域全体として収容施設は非常に重要な統一的役割を果たしてきた。欧州連合（EU）と欧州会議は収容施設にいる女性の状況と率先して取り組んできた。その結果、被拘禁女性は減刑される傾向にあり、刑務所にいる女性は少なくなり、刑務所当局者のいないところで子どもと一緒に住めるようになってきた。

ヨーロッパでは亡命希望者が増大の一途を辿っており、一律の制度ができたものの、さしたる進展は見られない。同じヨーロッパでも西と東では受刑者の状況はまったく異なる。中欧と東欧の共産主義政権は、受刑者を決して刑務所の外にいる自由市民のように扱わなかった。ヨーロッパの東と西ではあらゆる面で文化的違いが大きい。現在は監獄に送る代わりに社会奉仕をさせる傾向が強い。

今や新たな方法で被拘禁女性の状況と取り組むべきである。例えば、女性を獄に入れば、子どもに悪い影響を及ぼす。したがって、この問題は別の視点から取り組むことが肝要である。さらに、その国その国の現実を考慮に入れなければならない。腐敗や社会的な多様性などもある。オーストラリアでは、週末毎に収容するという新しい方式が導入された。これは若い初犯に対するやり方で、効果があることが実証されている。同じ罪を犯した場合は、保釈条項つきで勾留される。

インドでは、人を投獄するのではなく被害者の家族を助けることで、犯罪の仕返しをしたいという家族を満足させ、良い結果をえているところもある。

セッション5

声明の準備

声明の枠組みを作り、主要な問題点を共有した。

被拘禁女性に関するペナン声明

2003 年 1 月 14 日

前 文

2003 年 1 月、アジア女性基金はペナンにおいて第三回「女性と司法」専門家会議を開催した。参加者は被拘禁女性に関連する問題を論じ合い、以下の項目で合意した。

世界人権宣言および国連被拘禁者処遇最低基準は、拘禁された女性を含めすべての人の尊厳と価値を宣言していることを想起する。

被拘禁女性の中には、有罪判決を受けた女性、裁判の結審を待つ女性、庇護を求める女性、移民の理由で拘留された女性が含まれることを認める。

被拘禁女性が重大な人権侵害を受けていることを憂慮する。

裁判権や文化、宗教の違いを問わず、こうした人権侵害を断固として根絶する。

被拘禁女性の状況ができる限り明らかにされることで、保護が保証されることを確信し、人権促進のための研究と改革を奨励する。

女性は家族の幸せや社会の発展に大きく貢献していること、拘禁された女性がさまざまな度合いで多様な差別に直面し、したがって虐待を受けやすいことに留意する。

A．公判前の拘禁中の権利

- 1．被拘禁女性はすべて、有罪が証明されるまでは無罪と推定されるのであり、ジェンダーに配慮した法的援助を受けられるべきである。拘禁される時点で、拘禁の理由を通告されるべきである。法的権利を教えられ、ジェンダーに配慮した法的援助について情報を与えられるべきである。彼女たちの所在は近親者に通報される必要があるし、近親者および法的助言者との連絡も許可されるべきである。
- 2．尋問と医学的検査はジェンダーの視点をもつ有資格の女性担当者によって行われなければならない。担当者は常に身分証明書を携帯しているべきである。
- 3．公判前の拘禁について裁判官は監視を怠ってはならない。拘禁はできるだけ短期間でなければならない。いかなる状況であれ拘禁期間は問われた罪に対する判決期間を超えてはならない。

B．拘禁の条件

- 4．すべての拘禁施設は記録を保持し、すべての被拘禁者の氏名、拘禁目的、入所と出所の日時を明確にしておかなければならない。
- 5．拘禁施設は被拘禁女性の住居の近くに位置し、家族や友人が頻繁に訪問し、被拘禁女性が孤立せずすむよう、国はあらゆる努力をすべきである。子どもをもつ女性のためには、とくに子どもの定期的訪問や家族のカウンセリングなど必要に応じた措置が取られるべきである。
- 6．拘禁施設では公判前の被拘禁者、刑罰のない被拘禁者および既決囚を分離すべきである。被拘禁者の性別と年齢による分離も必要である。
- 7．被拘禁女性のために宿泊設備が供給されるべきであるが、それらは平均的な健康基準、適切な栄養、衛生、空間、照明、換気を備えていなければならない。被拘禁女性は運動とリクリエーションの機会を与えられるべきである。拘禁施設には被拘禁女性がみずから信じる宗教を実践できる設備がなければならない。
- 8．教育、職業教育、カウンセリングなどを受けられるようにすることで、被拘禁女性が釈放された後、社会復帰できる能力をつけられるようにする。
- 9．被拘禁女性は性暴力をふくむあらゆる暴力から身を守られるべきである。国家は女性の身体の安全を守り、言葉による侮辱など品位を落とす処遇から守るための政策を確立し施行しなければならない。
- 10．被拘禁女性はジェンターに固有の必要を満たす適切な医療を受けることができなければならない。精神的健康と処置をふくめ出産の前後に必要な医療を受けられるよう、特別の設備を整えるべきである。
- 11．出産を控えた女性や幼児がいる女性のために、拘禁中適切な施設で子どもの世話ができるよう、規定を設けるべきである。
- 12．上述の最低基準に加えて、被拘禁女性に対しては、移民という配慮も含め刑事判決以外の理由で、犯罪者ではないという立場を認め、家族の団結を尊重する条件を整備すべきである。
- 13．自発的に保護を求めてきた女性に対しては、それ以外に方法がない場合を除いて、保護拘置という理由で拘禁すべきではない。
- 14．被拘禁女性は刑期を終了した後は無条件に釈放されなければならない。

C．苦情の補償

- 15．被拘禁者からの申し立てについては、独立した明朗な苦情処理機関が作られなければならない。是正の手続きは公正に、時機を見て、迅速に苦情を取り除くものでなければならない。
- 16．監視委員会を任命し、拘禁施設を訪問して定期的に公の報告書を作成する権限を与えなければならない。その報告書は各収容施設が基本的人権を遵守しているかどうかに関し議会に提出されるべきである。
- 17．被拘禁女性が拘禁当局による犯罪行為ないし不注意が原因で危害や損傷を加えられた場合のため、補償のための仕組みを作らなければならない。

D．一般的勧告

- 18．国は被拘禁女性の人権に関する教育を促進し、支援すべきである。その中には、被拘禁女性が置かれている状況についての社会教育、弁護士、裁判官、法執行公務員、拘禁施設職員に対するジェンダーの意識化教育も含まれる。
- 19．刑務所の看守、法執行公務員、裁判官のための研修、意識化について、資料や経験を共有するため、国家間の協調と協力が必要である。途上国の被拘禁女性の状況と取り組むため、援助機関はプログラム支援をすべきである。
- 20．被拘禁女性の人権侵害を告発された者について、国は捜査した上で起訴しなければならない。
- 21．元被拘禁者の権利をできるかぎり回復し、全面的に社会復帰ができるようにしなければならない。
- 22．国は、刑務所、拘禁施設、被拘禁女性の状況に関して、個人の名前その他を秘す女性権利を守りつつ、重要な情報を公開しなければならない。
- 23．メディアは、被拘禁女性の人権侵害についての情報を調査し、あきらかにしなければならない。
- 24．被拘禁女性に対して実効性のある保護と救済策が提供されるよう、法律専門家と裁判官は積極的に監視しなければならない。
- 25．女性の更生に重点を置かなければならない。更生を促進し、女性が家族に対する責任を果たせるような新しい形の拘禁モデルを促進しなければならない。

ライラ・ゼロウギ

判 事

国連人権促進保護小委員会委員

国連恣意的拘禁に関する作業部会副委員長

はじめに

自由の剥奪によって人権が弱められたり、傷つけられる恐れがずっとあるため、いかなる形態であれ自由を奪われた者はみな弱い立場に置かれた被拘禁者だと考えがちであるが、女性の被拘禁者こそ、特別な保護を必要とする、特に弱い集団だとみなされている。確かに、今日の拘禁状態や受刑者の権利の実態を考えてみれば、過去の残虐で悲惨な状況からは格段の進歩が認められる。しかし、進歩の実態はますます疑わしいものとなりつつあり、世界各地で処罰制度を揺るがす危機が発生する可能性がずっとあると言説が有力になっている。

事実、グローバル化の下で経済的、社会的、文化的な統合から除外されたり、失敗する事例は日常的に増加している。同時に、収監という手段に訴えることが多くなり、説得や改善、社会復帰を目的とする刑務所が、犯罪や不法行為で処罰される人間だけでなく、社会に歓迎されない人々を閉じこめ、排除するための大規模な投棄場となりつつある。その結果、現在、子どもや知的障害者、外国人（特に不法な状態にある者）、犯罪の被害者、薬物使用者などが、人権および人道的権利を定めた国際法の最も妥当な基準に違反する、極めて劣悪な状態で拘禁されることが多くなっている。

拘禁という手段が頻繁に使われると刑務所が密集し、受刑者の権利侵害の件数の増加や、拘禁状態の悪化を招き、これによって最も弱い立場の集団や個人が当然影響を受けることになる。

女性が収監されるケースが増加している背景には、以上の事実がある。20年前には女性が刑務所に収監されることは極めて少なかった。事実、女性の犯罪率は現在も低く、ほとんどの国で女性の被疑者および（もしくは）既決囚の拘禁率が全体の5%を超えることはほとんどないが、収監される女性は犯罪を犯した女性ばかりではない。

女性は、不法移民であったり、難民であったり、亡命希望者であるという理由によっても拘禁されている。あるいは、女性が組織的な多国籍犯罪ネットワークの被害者であったり、社会が近親者によって身の安全を脅かされている女性の保護を保障するのを拒否したり、できない場合にも拘禁されている。したがって、拘禁に内在する問題とは別に、女性は、女性であるために、差別や制約、虐待を受け、彼らの社会的地位や法制度における地位が何であれ、昔から

の女性の周辺化された状態や度し難い差別が再生産されている。

本書の目的は、拘禁中の女性の脆弱な状態に光をあて、多くの国で現実となっている、女性の特定のニーズに対する不適切な拘禁状態を明らかにすることにある。本書は特に、女性受刑者の拘禁状態、ジェンダーに基づく差別、女性が拘禁施設で経験する虐待、身の安全に対する攻撃、女性受刑者の尊厳や権利について検討する。また、犯罪の被害者である女性や、女性の不法移民や難民、亡命希望者を「保護する手段として」の拘禁の問題も取り扱うこととする。

女性被拘禁者の特有の性格を能率的に把握するために、以下の手順でこの問題と取り組むこととする。

まず第一に、女性の特定のニーズに不適切な拘禁施設の問題を取り扱う。

第二に、拘禁された女性の置かれた弱い立場や、拘禁場所で彼らが経験する差別や虐待やリスクに焦点をあてる。

最後にまとめとして、女性の拘禁状態を改善するための、女性のニーズに適合した具体的措置や、ジェンダーに基づく暴力や女性の権利の侵害からの効果的な保護を保障する措置を提案する。

1．女性の特定のニーズに適合しない拘禁状態

社会において女性はしばしば周辺に追いやられ、劣った者と見られがちである。女性が拘禁された場合、それが警察による拘禁であれ、移民管理サービスや処罰行政当局によるものであれ、女性は強い汚名を着せられ、その権利はますます不安定なものとなる。

確かに、国際レベルと国内レベルの両方において一連の保護規則が制定されており、いかなる形態であれ自由を剥奪されている女性に対して、女性という特定の性やその人の身体状況および（もしくは）育児期間中かどうかなどを考慮して、保護や特定の権利が認められている。こうした規則は、拘禁施設の分離、女性係官による拘禁監督、妊娠女性や、労働や病気から回復段階にある女性に必要な特別設備、小児を持つ母親のための特別施設などを広く含んでいる。拘禁中の女性に対する虐待がしばしば発生するため、これらの規則には、特に女性が標的となるジェンダーに基づく暴力、特に、レイプや性的虐待などから女性を確実に保護するための特定の措置も含まれている。

しかし、客観的理由もしくは女性個人の理由から、こうした基準が完全に適用されることはほとんどなく、全般的規則もしくは具体的規則、国際規則もしくは国内規則などの規定と、拘禁された女性が実際に経験する現実との間には、しばしば乖離が生じる。刑務所は特に抑圧的施設であり、すべての受刑者の生活に抑止的影響を及ぼすものであることは事実である。投獄という行為そのものが処罰として行われる限り、刑務所における生活は自由の欠如だけでなく、

その他の制約や剥奪、特にプライバシーや自主性の喪失も意味するのである。しかし、女性にとって、刑務所はさらに抑圧的なものである。それは、処罰制度が男性を対象としたものであり、男性が支配的であり、たいていの場合、性の個別性を無視しているからである。

すでに指摘したとおり、女性が非道な行為に関与したかどうかはここまでのところあまり重要ではなく、刑務所の女性人口はほとんどの国で全受刑者人口の約4～5%である。しかし、グローバル化の進展、交流の自由化と多国籍な組織的犯罪の広がりに伴い、女性がますます処罰に値する行為に関与するようになり、彼らに対する拘禁や、公判前の拘禁および（もしくは）禁固刑の宣告などが正当化されている。その結果、女性の拘禁率が増大している国もある。

こうした変化は、女性受刑者の特定のニーズに応えるための性に特定したアプローチや差別撤廃措置の実施の採用を必要とするが、処罰制度は依然として主に男性によって、実質的に男性のために立案され、組織され、運営されている。女性被拘禁者が少数派であることは事実であり、また、それが口実にもなって、女性専用の刑務所を1つ以上設置している国はほとんどなく、男性のための刑務所の中に置かれた女性専用の拘禁施設においても女性の特定のニーズがいつも考慮されているわけではない。警察署においては、拘禁場所は女性のニーズに不十分だけでなく、法執行官の下にありながら、取り調べのために逮捕された女性はしばしば男性警察官によって尋問され、検査され、拘禁されている。確かに、処罰施設において女性施設の係官が女性であっても、法執行のための監禁の場合、この規則が常に尊重されるとは限らない。

私が裁判官として、あるいは国連の恣意的拘禁に関する作業部会の委員としてアルジェリアで訪問した刑務所では、女性はたいていの場合、男性の収容されている場所とは別の建物や別の区画に拘禁されている。また、女性は刑を宣告されたあとも、社会復帰の見込みもなく、予備的拘禁施設で長期にわたって拘禁されることが多い。

女性専用の施設では、女性受刑者は雑然と集められており、常習犯（時に重罪犯）やそれほど重くない罪の者、あらゆる家庭内犯罪（配偶者殺人、虐待、子どもへの虐待や幼児殺し、近親相姦など）の偶発的犯罪者などが寄せ集められている。幼児や年少者が成人と同じ場所に収容される場合もある。薬物および性関連の犯罪で投獄される女性の数が増えている。

こうした危険で乱雑な状態は、子どもを極めて不利な状態に置くものであり、国連がさまざまな範疇の犯罪者処遇のために採択した最低限の基準、および特に女性と少数者のための基準等の実施を保障する有効な手段の活用を促進しない。これによって、現代の刑罰学の基準に応じた被拘禁者の分離の原則が破られ、犯罪者の社会への再投入および（もしくは）社会復帰の目的に準じた処罰施設の分類基準が放棄されることになる。こうした問題に加えて、特に育児や重病者に関して、保健サービスや資質ある係官が不足したり、不適切であったりする問題がある。

女性受刑者にとっては、家族や子どもと離ればなれになることも大きな問題でなる。なぜな

らば、女性はたいてい自分の住まいから遠く離れた女性専用の刑務所に集められたり、希望に応じて女性専用の設備のある、女性監督官のいる施設に移動させられるからである。こうした移動は、家族の融和を損なう形で実施され、女性犯罪に伴う汚名を強めることになる。

これらの拘禁場所では女性が仕事や訓練を受ける可能性は低い。通常、そうしたプログラムは男性収容者のニーズに応じて立案されているからである。女性に関して言えば、禁固刑の宣告は、事実上、単なる一時的な自由の剥奪になることが多く、社会復帰、再投入、再統合などの処罰機能は無期限に延期される。

ここまでをまとめる話として、刑務所に勤務するある精神科医の観察が念頭に浮かぶ。この精神科医は、女性を収監した場合の特有の局面を説明するために、長期の禁固刑を宣告された女性のケースについてこう述べた。女性は、自由の剥奪に加えて、刑務所内の異性関係が禁じられ、「親しい夫の訪問」を許されていないため、「出産という抑圧的処罰」に直面する。

2．拘禁中の女性の弱さ

女性は拘禁施設において、施設が女性特有のニーズに適合しないことに伴う問題に直面しているだけではない。投獄された女性にとって、犯罪行為に関与した汚名は男性よりも厳しく、それ以外で拘禁された場合（不法状態にある非市民、犯罪の犠牲者もしくは身体的人間的安全を脅かされている者）を含め、すべての場合において、男性よりも自由の剥奪による厳しい汚名を着せられることになる。

女性犯罪者について言えば、ほとんどの先進国の国内の慣行において、男性犯罪者と女性犯罪者の状況に明らかな相違がある。家父長的な社会では、男性が拘禁された場合、彼が非難されている事実の重さのいかににかかわらず、過激派もしくは常習犯の例外を除いて、男性が家族から見放されることはめったにない。家族はしばしば被拘禁者に連帯感を示し、彼を精神的に支え、刑務所を定期的に訪問し、弁護のために弁護士をあてがう。ほとんどの場合、こうした責任を果たすのは女性（彼の妻、友人、母親、娘もしくは姉妹）である。

女性が犯罪行為に関与した場合、現実とは全く異なる。司法による判決以前に、地域社会が女性を非難し、家族の反応はしばしば消極的である。女性はやがて拒絶され、取り残される。家族が恥を感じていることは、証言の場や拘禁期間中に家族が訪れないことに示されている。特に規則が宗教的文化的指針に根ざしている場合、正当であれ、誤りであれ違法行為を告発された女性が罪を許されることは容易ではない。こうした状況は、公正な裁判の権利を脅かし、拘禁による汚名を強め、出獄への準備を紛糾させる。

収監の理由が、女性のセクシュアリティや男性（特に男性の近親者）との関係を統制する差別的な犯罪基準や社会規則の違反に関したものである場合、収監された女性の立場はますます

弱いものとなる。これは、拘禁施設において、女性被収監者に対する地域社会の暴力が罪の意識なく再生産されることに表れている。なぜなら、暴力の被害者は、尊敬や保護を受けるに値しないと見なされ、ほとんどの場合、彼らの言葉は信用されず、加害者はつねにその職務を傘にきて、罪を問われないことを確信しているからである。

こうした状況から、女性被拘禁者は、拘禁の責任者である者から常に虐待を受けることになる。これには、性的嫌がらせ、言葉による暴力、レイプ、過酷な処遇、拷問などさまざまがある。女性が警察によって拘禁された場合、女性の状況はさらに傷つきやすくなる。なぜならば、たいていこの場合に、最も深刻で再三にわたる虐待が発生しているからである。ただし、女性が直面する暴力の危険性は、こうした場所に限定されず、処罰施設や女性係官が拘禁を監督している場合にでさえ発生する。

女性係官はしばしば、潜在的な差別の被害者に対して社会的汚名や固定観念を再生産する。多くの国において、収監された女性人口の少数民族の率が高いため、こうした状況はさらに偏見に満ちたものとなる。拘禁中にレイプその他の性的虐待の犠牲になった女性は、これらの周辺化された集団の人々である。

しかし、罪を犯した女性が拘禁施設において汚名を着せられ、周辺化され、ニーズが無視されるのが事実であれば、その他の理由で自由を奪われている人々、すなわち、亡命を求める人、不法移民、犯罪の被害者、親類から身体的安全を脅かされている者も同様である。女性たちは、これまで指摘した状況の下で、自由が奪われている他に、人種差別的、排外的、性差別的態度に動機づけられた不正行為や差別を経験している。

不法移民や亡命希望者を拘禁することは、国によって体系的かつ強制的に行われている。このため、外国人の女性被拘禁者の率が増大している。これらの特に弱い立場にある女性は、子どもと共に施設に拘禁される場合がある。これは女性および子どものニーズのどちらにも適していない。彼らは言語的、文化的な孤立に曝され、親類縁者から引き離され、性的攻撃や排外的暴力にも曝されている。

こうした女性の中で、外国人女性や人身売買の被害者は最もひどい虐待を受け、汚名を着せられる。彼らは三重の差別を受ける。まず、女性として所属集団の中で差別され、次に、性的搾取の目的で売買された犠牲者として、社会や裁判所によって差別される。そして、被害者としてではなく加害者と見られたり、処遇されたりし、国外退去を待つ間に組織的に拘禁される。

国によっては、社会が「名誉と価値」の侵害と見なす違反行為を犯した女性は、売春しないように警告を与えたり、身体的暴力の危険から彼らを保護する目的で、刑期を超えて拘禁される場合もある。また、社会が親類縁者による脅迫から女性の安全を保障することができないため、拘禁自体が被害を受けた女性を保護する手段となる場合もある。こうした形態の拘禁は、しばしば被害者の同意なく実施されるが、ジェンダーに基づく差別を確立させてしまい、これは明らかに公正を欠いている。また、自由の権利、プライバシーの権利、安全の権利などの被

被害者の基本的人権を侵害するものである。

結論と勧告

すでに述べたことからわかるとおり、拘禁中の女性は、拘禁の根拠が何であれ、しばしば虐待や、差別、汚名を受けている。一般的基準もしくは具体的規則に関する国際条約は、こうした女性たちの置かれた弱い立場について主張し、国家に対して、国内の法律や政策の中にジェンダーの要素や性に特定した展望を統合させ、拘禁中の女性に対する暴力に対処するための差別撤廃措置を採用するよう継続的に要請している。さらに、国家は、ジェンダーに基づく差別からの保護や是正や救済のための仕組みの構想を打ち立てることを奨励されている。これらの措置は、拘禁された女性に、その特定のニーズや権利に対する有効な処置を保障するものである。

ほとんどの国家は、人権および人道的権利の両者に関する最も妥当な国際条約を批准している。すべてではないが、ほとんどの国は、国内法の中に刑務所内におけるあらゆる形態の暴力、脅迫、虐待を明確に禁止する規定を定めている。しかし、国際条約を批准したり、人権や暴力からの保護や平等の処遇を優先する公式の規則を単に決定したり強調するだけでは不十分である。こうした原則が実施されるためには、特に女性のように、構造的で根深い差別を経験している弱い立場の不利な集団を考慮に入れて、有効な仕組みや手続きを確立し、積極的措置を採択する必要がある。

拘禁状態を改善し、拘禁施設や再投入計画を女性の特定のニーズに見合ったものにするためには、特に途上国などで常に入手可能とは言えない資金やさらなる人的物質的資源が必要である。国連の専門機関による国際協力や技術支援によって、拘禁の代替措置を開発することで収監の手段の使用を減らしたり、少なくとも女性受刑者の特定のニーズに応じた有効な措置を保障することによって、これらの国々を助けることができる。

国際協力が有効であるためには、それぞれの国の特定の状況に適し、刑務所や拘禁施設を担当する公的機関や係官が受け入れられる、十分な解決策を提示しつつ、対象となる被拘禁者のニーズに見合った措置を採用することを主要な目的とすべきである。

刑務所における暴力に関する限り、拘禁施設を外部の管理にまかせ、自由が剥奪されているあらゆる状況において保護措置を講じ、拘禁中の女性に対するあらゆる形態の暴力を犯罪とし、被疑者を起訴し、裁判にかけ、利用可能な不服申し立ての仕組みや有効な救済策を設置することは国家の義務である。刑務所内のジェンダーに基づく暴力を撤廃し、罪を問わない慣習の蔓延に終止符を打つため、裁判官や法執行官、処罰担当係官に対して、女性被拘禁者の弱さやその犠牲者としての性格について、訓練や教育を受けさせ、意識化が図られるようにしなければならない。

こうした措置は、女性に対するあらゆる差別を撤廃し、社会および拘禁施設内での女性の権利を強め、保護を保障するという真の政治的意志があつてこそ適用されるものである。これは、不適切な法制度の改革や差別的法律の廃止を実現する意志である。

エリザベス・ビオック
弁護士

1. はじめに

刑務所は法制度における最終的手段である。それは、崖の下に待機する「救急車」であるべきである。われわれの必要なものは崖の上の囲いである。

国際条約に定められた国際法は、被拘禁者の権利の基準の枠組みを作り出すことによって、女性被拘禁者の人権の保護と処遇の基準を規定している。世界人権宣言は、個人の自由は恣意的に制限されず、すべての人は、法の前に平等であり、拘禁に対して異議を唱えることができ、家族や母親に特別な保護が与えられるべきことを定めている。

第9条—何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第12条—何人も、自己の私事、家族、家庭に対して・・・ほしいままに干渉されることはない。

第25条(2)—母と子は、特別の保護および援助を受ける権利を有する。

市民的及び政治的権利に関する国際規約は、裁判および拘禁期間は法律上の当然の過程を経て、個人の人権を尊重しつつ実施されることを強調し、拘禁中の人に対する保護を拡大している。

第9条(1)—すべての者は、身体的自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない・・・

第10条(1)—自由を奪われたすべての者は、人道的かつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。

第10条(3)—行刑の制度は、被拘禁者の矯正及び社会復帰を基本的な目的とする処遇を含む。

これらの保護規定は、拘禁中の女性の尊厳と人権を守ることを保障するために、慣習法、制定法による保護措置や救済措置、警察条例等によってオーストラリアの刑事司法制度の中に整備されている。

しかし、オーストラリアの移民法の規定の下に、数多くの女性とその子どもたちが行政拘禁を受けている。彼らは法的権利がほとんどなく(全くないとは言わないが)、自分たちの拘禁や、拘禁状態に異議を唱えるため裁判制度を利用することはできない。

現在、ニュー・サウス・ウェールズ(NSW)の刑務所には約610人の刑事拘禁中の女性がいます。この3分1(198人)は再拘留中の者であり、裁判もしくは刑の宣告を待っている最中で、保釈によって釈放されたことがない者である。アボリジニーの人口はオーストラリア人口の5%以下だが、ニュー・サウス・ウェールズの刑務所ではフルタイムの禁固刑に服している女性の17%を占め、その割合を超えている。

移民拘禁中の女性の数は上記よりは少なく、文化的障害や家族への関わり、人身売買業者への支払い金の不足などから、オーストラリアに女性難民が逃げこむことができないことを示している。6つの移民拘禁施設に162人の女性被拘禁者と119人の子どもがいる。移民被拘禁者の約22%が女性で、主に、イラク、イラン、アフガニスタン、中国、インドネシア出身の人々である。

本書は、現在、刑事拘禁中の女性が国際法における権利を反映する確固たる法的権利や機構によって保護されているオーストラリアの逆説的現実を探ることを目的としている。こうした安全措置は、亡命を求めてビザなしでオーストラリアに入国を試み、移民拘禁施設で拘禁されている女性には提供されていない。

2．刑事司法拘禁

A．公判前拘禁

刑事犯罪で告発された女性にとって重要な法的保護は、保釈を与えられる規定と独立した法的助言や代理人を得る権利である。

保釈による釈放

保釈とは、被告人(刑事犯罪を告発された人)と裁判所との間の協定であり、事件が裁判にかけられ、最終宣告を受けるまでの間、被告人を拘禁から解くことを認めるものである。保釈は、被告人による弁護の準備を容易にし、被告人が仕事を含む通常の生活スタイルを継続することを可能にする。ニュー・サウス・ウェールズの裁判所では、刑事事件が裁判にかけられるまでに1年~2年も長期的に遅延する場合があるため、保釈による釈放は、女性が情緒的な圧迫を受ける時期に家族関係を維持することを可能にするため、家族的責任を持つ

女性にとって重要である。

保釈の必要条件は 1978 年の NSW 保釈法で定められている。女性が警察による告発を受けた直後、女性に対して保釈権についての文書による説明が与えられなければならない。また、保釈を得る上で助けとなる弁護士と連絡を取ることも許されている。もし、上級警察官から保釈が与えられない場合、保釈の決定を受けるため即座に女性を裁判所に出頭させなければならない。女性が 4 時間以上警察拘禁を受けた場合、女性は裁判所に出頭する前に、着替えや手洗いの備品を提供されなければならない。被告人が刑務所に拘禁されている場合、刑務所所長は遅延なく保釈の要請を裁判所に送付しなければならない。

禁固刑に至らない軽犯罪の場合、被告人が過去に保釈協定の履行を怠ったり、アルコールや薬物の影響を受け、保護を必要としていたり、危害を加える危険性がある場合を除いて、保釈が与えられなければならない。重犯罪に関しては、警察が裁判所に以下の点を納得させることができない限り、保釈を与えるべきだと仮定される。

- 被告人は裁判のため裁判所に再出頭しないように思われる。
- 被告人は地域社会において人（たとえば被害者など）に危害を加える可能性がある。
- 極めて重い犯罪であるため、地域社会を保護するために被告人を拘禁する必要がある。

しかし、最近の保釈法の改正には、大きな薬物犯罪に対する憂慮が反映されており、これによって、販売できる量にあたる薬物を供給もしくは栽培、製造、輸入した罪で告発された者は、保釈権が制限されることになった。残念ながら、今回の改正によって、仮釈放中の被告人や態度良好による保釈を受けた者、一時的拘禁中の者に対する保釈権も制限されることになった。これは、犯した犯罪が非暴力的で、子どもの世話をする者が本人以外にいない女性が週末拘禁を受けている場合、この女性が別の非暴力的犯行で告発された場合は保釈を許可されないことを意味する。

重犯罪の場合、保釈は通常、保釈協定において裁判官が決定する条件に基づいて与えられる。こうした条件として以下のものがある。

- 固定した住所に生活している
- 警察に通告する
- パスポートを引き渡す
- 薬物あるいはアルコールからの社会復帰施設に通っている
- 被告人が裁判所に必ず出頭することを保証する人がいる
- 被告人が裁判所に出頭しなかった場合の欠損となる保釈金を支払う

ニュー・サウス・ウェールズの刑務所には現在、198 人の再拘禁中の女性がおり、彼らにとって上記の保釈条件に合致することは困難である。保釈金が条件であったり、名の知れた

人物を保証人にするという条件の場合、地元のアボリジニーの女性は不利になる。

法的代理人

多くの女性被告人は、保釈を獲得したり、刑事裁判での弁護を準備する際の助けとなる情報や教育がなく、弁護士を雇う資金を持たない。国際法では、「司法の利益のために必要な場合」刑事被告人は支払いをせずに法的援助を受ける権利があることを定めている。同様に、オーストラリア高等裁判所は以下のように述べている。

被告は公正な裁判を受ける権利があり、特定の事件の状況によって、代理人のいないことが、被告が公正な裁判を受けることができない、もしくはできなかったことを意味すると考えられる・・・重犯罪の告発を受けた被告が代理人を有することは大いに望ましく、われわれは、例外的な場合にのみ裁判を被告の代理人なしで行うものとする。

長期の禁固刑を受ける可能性のある被告人はすべて、法的扶助委員会を通じて法的代理人を与えられる資格を有することは、ニュー・サウス・ウェールズ政府の政策である。保釈審理、裁判、上訴の際に法的扶助弁護士の補助を受けることができるニュー・サウス・ウェールズでは、すべての裁判所に保釈請求の準備の補助を行う法的扶助弁護士がいる。被告は、法的費用を支払うことができないことや、法的費用の負担の援助を行う他の人がいないことを明らかにするため、法的扶助手段検査に適合しなければならない。

独立した法的援助は、女性、特に不利な立場の、非英語圏出身の女性被告人にとって、しばしば非常に重要である。彼らは法律について知らない場合が多く、男性の家族から法的助言をほとんど与えられないか、もしくは誤った助言を与えられている。女性たちは、共に告発を受けている男性が恩恵を受けるように、自分が有罪だと主張するよう圧力を受けている場合もある。

B．刑に服する女性

女性受刑者の処遇の仕方を通して、女性を拘禁する正当性に対する政府や地域社会のさまざまな対応を見ることができる。

女性は、過去の逸脱した行動に対する厳しい罰として拘禁されているのか？

女性は、他の女性に対する抑止として拘禁されているのか、それとも犯罪を繰り返さないようにするために拘禁されているのか？

女性は、罰として拘禁されているが、それは犯罪の常習を避けるために社会復帰を目的と

して行われているのか？

私は、最後に述べた見地によってのみ、刑務所制度が女性の尊厳とその人権の尊重にたって女性を処遇できると考えている。ニュー・サウス・ウェールズでは、刑務所での拘禁に代わるいくつかの代替措置があり、それらはすべて、刑務所内で、軽犯罪者や年少の犯罪者を長期刑に処せられた受刑者と分離すべきであるという見方を基礎としている。

定期的拘禁は、受刑者が週の一部を家庭で生活することを認めるもので、女性は特定の日（金曜日から土曜日の場合が多い）に刑務所に出向く以外は、家族の世話をしたり、働いている。

自宅拘禁は、電子的追跡装置の使用に基づいており、受刑者は一定の地域から離れることはできない。この場合、仮釈放監察官の継続的監視が必要となる。

労働釈放プログラムとは、多くの小規模の保安刑務所に設置されているもので、刑期の終盤期の女性を毎日、仕事や教育のために釈放するものである。女性は、通常の賃金を受け、釈放時にそれを一括して受け取る。

仮釈放による釈放は、刑務所にいる間に態度良好を立証した犯罪者が、刑期が終了する前に監督つきで釈放されることである。

フルタイムの受刑者にとって、刑務所の状況が彼らのすべてのニーズに合致し、拘禁中、個人の安全や尊厳が維持されることは不可欠である。ニュー・サウス・ウェールズの刑務所では、刑務所の診療所や訪問医師によって医療が施されている。刑務所内では病院治療は行われず、女性受刑者は手術や出産の場合、地元の公立病院に連れて行かれる。妊娠中の女性や産後の女性に対するケアは極めて限定的であるが、刑務所によっては子どもを所内に置ける所もある。幼児のいる女性受刑者は、地域居住プログラムで、子どもと同居しながら刑に服することを許可する「地域外出許可」を申請することができる。

友人や親類の訪問を受ける権利によって、女性は、拘禁中も家族や地域社会との社会的接触を維持することができる。通常、週に1～3回、一回に4人までの訪問が許可されている。

拘禁中の女性の多くは精神病や知的障害を患っている。彼らは、地域において監督付きの治療が行われなかったり、彼らの行動が、精神病や薬物乱用によるのではなく、犯罪的意図によるものと誤解され、拘禁される場合が多い。しかし、刑務所内には彼らの助けとなる措置はほとんど講じられていない。通常、鎮静剤などの薬による治療を含むカウンセリングはほとんど行われていない。

女性受刑者はしばしば学歴がなく、多くは文盲である。したがって、彼らが将来、犯罪的行為を回避する助けとなるように、刑務所において基礎的技術や職業訓練などの教育が提供

される。彼らは、技術および高等教育大学の通信教育への登録が許可されており、通信および短期受講によって大学課程を修了するため、外出を許可される場合もある。

多くの女性受刑者は、離婚や家族の近親者による児童拘禁申請、所内の犯罪行為、係官や他の受刑者による暴力、保釈による早期釈放申請など、受刑中にさまざまな法的問題に直面する。法的扶助委員会には受刑者法的サービスという特別な部局があり、こうした場合に法的援助を提供する。刑務所内で発生した事態について聴取するため、訪問裁判官の下に、刑務所内に裁判所が設置されることもある。

受刑者が処遇に対する不服を申し立てたい場合、刑務所内の状況を監督するいくつかの組織がある。受刑者は、訪問裁判官に問題を提示したり、オンブズマンに手紙を書くこともできる。差別防止局が刑務所係官もしくは警察官による差別的処遇についての申し立てを調査することもできる。刑務所を月に1度訪問し、事態の解決のために申し立てや試みについて聴取する公式訪問者もいる。こうした監督機関は、受刑者が暴力によらず公正に処遇されていることを保障するためのものである。

過去20年間、ニュー・サウス・ウェールズでは、刑務所を単なる処罰のための施設ではなく、社会復帰のための施設にする上で、大きな進展が見られたと思う。自宅拘禁や「薬物裁判所」などの試みは、崖の上により高い囲いを作ることによって再犯率を低下させるためのものである。しかし、こうしたプログラムは経費がかかり、一般大衆にはあまり好評ではない。これらは特に、政治家が「犯罪者に厳重な態度をとる」と評価されるのを望む場合などに、資金削減の危険性がある。したがって、人権の保護措置が保釈法や犯罪法（刑管理法）などの法律に成文化されることが不可欠である。

3．移民拘禁中の女性

A．限定的な釈放の権利

刑事司法制度が、保釈による釈放や刑務所内での監督を受ける権利の中に、女性被拘禁者の保護を提示している一方で、移民拘禁施設に収容された女性や子どもにはこうした保護は適用されていない。シドニー、メルボルン、パースの施設を除いて、砂漠のような環境の遠隔地に3つの拘禁施設があるだけである。市街地や公共輸送から離れているため、訪問が極めて困難で、費用がかかり、ボランティアの弁護士や難民グループが女性被拘禁者を支援することはほとんど不可能である。

移民法には、「不法な非市民」は拘禁されなければならないと明記されている。これには、ビザがないまま船や飛行機で入国した人々、偽造パスポートによる入国者（たいていはオー

ストラリアへの亡命を求める人）、入国前もしくは後にビザが失効した人などが含まれる。これは以下の点を定めている国際法を直接的に違反している。

何人も迫害からの亡命を求める権利を有する。

締結国は、難民に対してその不法な入国もしくは滞在を理由に罰を科してはならない。

すでに述べた保釈法の規定とは対照的に、裁判所が移民拘禁を見直し、釈放を命令することは認められていない。何年間にもわたってオーストラリアに不法滞在している人や、犯罪行為によって居住権を失った人は、国外退去される前に拘禁施設に送られる。したがって、拘禁施設には亡命希望者も常習犯も一緒に収容されることもある。

亡命希望者がはじめて入国した場合、彼らには法的助言を受ける権利はなく、多くが何カ月にもわたって弁護士と連絡もとれずに拘禁されている。18歳以下の子どもや、拷問や心的外傷の被害者の場合に、拘禁から釈放される規定があるが、これが適用されることは極めて少ない。ポート・アウグスタとウーメラには、女性と子どもが拘禁施設の近くの家に住むことができる試験的プロジェクトが実施されているが、女性が、拘禁施設の中の夫から離れ、敵対的な地域住民がいる可能性のある町で、難民居住地域もなく、しかも相変わらず拘禁施設の係官の監督下で生活しなければならないことに気が進まないようである。子どもがオーストラリア市民である女性は、拘禁施設に子どもを置いておくことは許可されないため、里親制度に委ねられることが多い。

被拘禁者は拘禁の費用を支払う義務がある。現在の費用は1日75オーストラリアドルである。これはオーストラリア政府への負債となり、オーストラリアから出国したり、他国へのビザを申請する際に支払わなければならない。6カ月間拘禁された場合、負債額は13,500オーストラリアドルほどの高額になる。

B．移民拘禁の状況

刑務所の管理が政府部局によって行われ、警察官を係官として置いている一方で、移民拘禁施設では、移民多文化先住民局（D I M I A）と契約を結んだ民間の米仏系企業が管理している。拘禁施設は英連邦領土内にあり、通常のオーストラリア国内法の保健安全基準は適用されない。難民資格を申請する場合の法的助言や代理人は、D I M I Aの民間請負人や、料金をとる民間の弁護士もしくはボランティアの弁護士が提供している。女性の亡命希望者に女性の弁護士を充てなければならないという条件はなく、多くの女性が性的暴力や家庭内暴力に関する難民資格請求を行っているという事実が無視されている。

サービスは商業契約の下で提供されており、法律や公的政策の下で提供されていないため、

施設の運営は、被拘禁者の福祉に対してではなく、主に、コストや効率性に主眼が置かれている。刑務所とは異なり、被拘禁者がやがてオーストラリア社会の成員になると想定されていないため、教育や雇用、言語における技術を習得する必要性がない。拘禁施設の管理体制は懲罰的だが、これらの女性はいかなる犯罪も犯していないのである。

特に女性に対して（医療係官はほとんど男性）最低限の医療支援が施されている。有刺鉄線や電流の流れるフェンス、持続的監視などによって、すでに本国から逃亡するまでに亡命希望者の多くが被っている心理的・身体的トラウマがさらに強められる。多くの女性は性的暴力の被害者であるにもかかわらず、適切な医療やカウンセリングが提供されていない。拘禁施設内では自傷や極端な抑鬱状態の文化があるが、精神科の援助はほとんど提供されていない。

被拘禁者は働く義務がある。これには調理、ガーデニング、清掃、建物の維持管理などがあり、賃金ではなくテレフォン・カードやたばこが支給される。衣類や追加食料のほとんどは難民支援グループから提供される。拘禁施設が遠隔地にあるため、同じ民族集団や宗教集団の訪問者がやってくるのは困難である。本書の付録として、移民拘禁を経験したある家族の話が記されている。

4．結 論

2002年のクリスマス休暇中に、4つの移民拘禁施設で大規模な暴力事件が発生し、火災や大きな損壊がもたらされた。混乱を扇動したのは亡命希望者ではなく、刑事犯罪による国外退去に直面した犯罪常習者によるものであったと思われる。精神科医たちは、特に地域社会の支援から切り離された女性や子どもたちなど、過酷な拘禁施設の状況によってすでに動揺している亡命希望者への今回の暴力の影響を憂慮している。

被拘禁者の中には、暴力などの刑事犯罪で告発されたり、国立の刑務所に移送された者もいる。不思議なことに、これらの人々は、移民拘禁の場合より、刑務所でよりましな条件へのアクセスを得たり、より手厚い人権保護を受けるようになる。

ほとんどの国立の刑務所では刑事拘禁中の女性の処遇に関する最低限の受け入れ可能な基準が採用されている。オーストラリア社会は、こうした基準が、女性犯罪者にとって拘禁後に正常な生活を再開するために不可欠であることに気づきはじめている。難民擁護者や人権弁護士たちにとって、今こそ同じ基準を移民拘禁の場合にも適用するよう一般大衆を教育することが課題である。迫害を恐れ、オーストラリアにおいて保護を求めようとしている女性や子どもたちに罰を与えるべきではないのである。

付録—移民拘禁の事例

この事例は法的扶助委員会のあるソーシャル・ワーカーがオーストラリア機会均等人権委員会の調査のために作成したもので、障害児をもつ家庭に対して拘禁が及ぼす否定的影響を明らかにしている。

はじめに

この家庭には、父親と母親、小学生の娘とよちよち歩きの息子と娘がいる。彼らは宗教的少数派の出身で、2001年に中東のある国から亡命し、長期にわたり、拷問、迫害、周辺化を経験している。彼らはインドネシアからオーストラリアへボートで渡り、到着後にウーメラ移民拘禁センター（IDC）に送還された。数週間後、家族はビラウッドIDCに移送された。DIMAは最終的に彼らの難民資格請求を受け入れ、彼らは2001年に一時的保護ビザを与えられた。

彼らがビラウッドIDCで拘禁されている間、保護ビザ申請を支援するため、ニュー・サウス・ウェールズの法的扶助委員会から法律担当官が派遣された。担当官は、診断を受けていないが重度の障害のある下の娘をはじめ、家族の健康と福祉に関して深い憂慮を抱いた。2001年の半ばにこの担当官と共にソーシャル・ワーカーがビラウッドIDCを訪問し、通訳を介してこの父親と面談した。ソーシャル・ワーカーは、家族と何度にもわたって電話による連絡を取り、地域社会へ釈放された後の一連の支援サービス機関とのつながりを作った。

ビラウッドIDCでの面談の間、父親はオーストラリアにやってくる期間中および拘禁中の家族の辛い経験を詳しく述べた。高レベルのトラウマと感情的ストレスに苛まれている様子であった。特に下の娘をはじめとする子どもたちの健康や福祉についての恐怖感や無力の感覚によって、彼自身の経験による苦悩がさらに深められていた。その後の面談で、家族が依然として拘禁中の経験の後遺症に悩まされていることが明らかになった。時おり、特定の局面については話すことも困難になった。

父親の説明では、インドネシアからオーストラリアまでの6日間の船旅の間、家族はボートのエンジン・ルームの隣の狭い潜伏場所に閉じこめられていた。乗客はみなディーゼルの濃い煙に苦しみ、下の娘の呼吸異常が悪化した。娘の呼吸の状態はオーストラリアに着いてからも改善しなかった。父親と母親は何カ月にもわたって交替で夜中に起き、娘の呼吸が遅くなりすぎたり、停止しそうになると、呼吸を確かめ、姿勢を整えてやらなければならなかった。娘の唇は何度も青く変色し、寝ている間に死んでしまうのではないかと心配することもあった。結局、両親は二人とも長期の不眠症にかかった。

ウーメラ移民拘禁センターでの状況

5 人は、汽車の個室ほどの小さな寝室を与えられ、そこには二段ベッドが置かれた。部屋にはドアの替わりにカーテンがあったが、それは床まで届かない長さで、平均身長 of 成人の膝から首までを覆うぐらいのものであった。プライバシーや防音はほとんどない状態だった。小さく囲われた場所にこうした個室が 6 つあった。冬はとても寒かった。建物には断熱処置がほとんど施されておらず、6 つの家族で 1 つの小さなヒーターがあるだけだった。自分の部屋の側にヒーターを置くために争いが絶えなかった。温かくするために、家族はベッドの中で毛布に身を包んで身体を寄せ合っていた。

父親がソーシャル・ワーカーに述べたところによると、IDC は、医療が必要な場合は医療事務所に頼むようにと言っていた。ある、とても寒い湿った夜の 2 時ごろ、娘の呼吸がかすかになり、唇が青くなった。身体がぐったりとして、冷たくなったので、父親はふとんで娘を包み、医療事務所のある建物へ連れ出した。父親の訴えにもかかわらず、建物の受付で勤務していた警備員は 30 分間も入館を拒み、父親は娘が雨に濡れないようにしながら、外で立っていた。彼の人生においてこれほど残酷で屈辱的な経験はなかったという。「娘と私は、冷たい外に置かれ、まるで捨て犬のような扱いを受けた。私がどれほど絶望的な思いでいたか想像できますか？ 震えながら立ちつくし、娘が私の腕の中で死んでしまうのではないかと不安に苛まれながら」

ウーメラで、娘の容態は悪化し、3 度の許可入院を必要とするほどだった。娘にまだ母乳を与えていた母親は娘に同伴して病院に行き、そこで数日を過ごした。病院の外には一日 24 時間、警備員が勤務し、ドアは終始開かれたままで、プライバシーはなかった。母親は「彼らは私のことを犯罪者だと思っていたのか、拘禁中の家族を残して、病気の子どもと一緒に逃げ出すとも思っていたのか」と言った。母親と娘はウーメラの IDC に戻り、IDC の医療担当官が娘に喘息の薬を与えた。薬は、時おり、数分間の安息を与えたが、娘の容態を改善するほどではなかった。

父親も母親も、ウーメラ IDC のトイレの設備は劣悪だと言った。200 人以上もの人間に対し、男性用トイレが 5 つ、女性用トイレが 5 つあるだけだった。外の地面はぬかるみ、さまざまな文化の人が西洋式トイレを使用するため、トイレはいつも汚れていた。洗面施設は言葉に言えないほど劣悪だった。

食事は単調で、毎日、同じような食事が提供された。米と肉、レタス、トマト、パンなどだった。ほとんど毎日、どんな肉が出されているのかわからなかったため、赤肉を食べないことにしている二人は肉は食べないようにしていた。こうして、日常的なタンパク源がなかった。食べ物への関心を失い、体重は減っていった。別の環境であれば、食事は期待するものであり得たかもしれないが、二人は部屋に戻るまで食べるという行為をただやり過ごすしかなかった。

ピラウッド IDC の状況

家族がビラウッドIDCへ移された後、宿泊場所は広くなり、プライバシーも少しは持てるようになり、食事もよくなった。しかし、娘の健康状態はいっこうに改善せず、娘は母親に付き添われて地元の病院に入院したが、病室の外には1日24時間、警備員が見張っていた。IDCでは下の娘が食べられるものを確保するのが困難だったという。娘は食べ戻しすることがあり、食べ物はいちいちピュレ状にする必要があった。両親はしばらくの間、容器や瓶入りのベビーフードを求められることを知らなかった。それが手に入っても、瓶が大きすぎて、食べ物を冷やして保存する設備がなかったため、結局、全部を使いきれず、無駄にしてしまった。このことで罰を受けるのではないかと二人は心配していた。

ソーシャル・ワーカーはIDCのヘルス・ワーカーに電話をかけ、下の娘の診断について、また、娘の健康管理についてもっと支援が受けられるかどうか、離乳食が利用できるのかなどについて情報を求めた。ヘルス・ワーカーは、被拘禁者の数が多すぎて医療係官がそれぞれに支援が必要かどうか聞いてまわるのは困難だと言った。そして、家族が医療センターまで出向いて、支援を要請するようにと告げた。ソーシャル・ワーカーがこのことを父親に伝え、彼がウーメラIDCに支援を求めにいくと、父親は無視され、恥をかかせられ、その後はIDCに助けを求めるのを怖がった。英語がうまく話せなかったり、本国で医療サービスを受ける権利をもたなかったために、「ただ出向いて頼む」だけのことに、遠慮した。

父親は拘禁中に記憶が少し衰えてしまったという。彼は本国では宝石に細工を施す職人で、この仕事は安定した手さばきを必要とした。ソーシャル・ワーカーは2回の訪問で父親の手が常に震えていたのを見ている。

上の娘がウーメラIDCでやったことについて説明した。30人ぐらいの子どもが遊ぶ小さな部屋があり、鉛筆や紙があった。週に3日間は午前10時～11時半に女性の教師がやってきて、その人の見守る中で遊んだ。学校とは言えないが、何がしかの活動ではあった。しかしほとんどの子どもは教師が何を言っているのか理解できなかった。拘禁中の成人には週に1時間の英語指導が行われた。

上の娘によれば、ビラウッドIDCでは子どものための活動がもう少し多かったという。週末以外の日の午前と午後に2時間の学校教育が提供されたが、多くの子どもは教師の言うことを理解するだけの英語を知らず、個人個人への注意はあまり向けられていなかった。娘は、教師がすべての生徒に見合うレベルに合わせることが困難なため、授業はつまらなくて、あまり有益ではなかったと言った。彼女は同じ言葉を話す2人の少女と友達になった。遊び場には、ネットとラケットとボールがあったが、壊れていることが多い、設備はあまり整っていなかった。監督者がいない場合が多く、子どもたちがここを利用できないこともしばしばあった。

心理的、社会的状況

上の娘はウーメラIDCにいた時、どれほど怖かったかを述べた。そこには独身の男性が多く、時おり大声をあげたり、けんかをしていた。両親のいずれかが同伴でなければ、どこにも怖かったし、他の子どもと遊ぶ機会もほとんどなかった。「とても寒かった。私はたいていベッドで毛布にくるまって、泣いたり、神様とお話していた」と彼女は言った。

母親は、ウーメラでの40日以上の間、外部と何の接触もなく、自分たちがまだ生きていることをオーストラリアや本国のだれにも電話で伝える機会もなかったと言った。ボートと一緒に旅をした人々と離ればなれだった。家族の居住区域には、テレビもラジオも活字の資料も電話もなかった。だれもが他の人に対して疑い深くなって、自分の中に閉じこもっていた。これが孤独感をますます強いものにした。

父親は、恐怖感を払いのけるために、ウーメラIDCに何か奉仕活動をやらせてほしいと申し出たこともあったが、申し出は無視された。拘禁中、身体の状態より苦しかったのは、退屈さや鬱屈感やリラックスできないことだった。「起きた瞬間からずっと拒絶されるのではないかと、家族と一緒に国外退去になるのではないかと恐れた。この地獄の日々を何も報われることなく過ごすことになるのか、こうした状況の中で、どうやって責任ある良き親になれるだろうか？ 子どもたちに良き未来を持ってほしいのに。自分でさえそう思っていないのに、子どもたちにだいじょうぶだよと納得させられるだろうか？ この状態をどれだけの間我慢しなければならないのか、自分にもわからない。当局はわれわれが極悪の犯罪者で厄介者だと思わせようとする。オーストラリア人がわれわれに染まらないようにわれわれは隔離されなければならないと信じ込ませようとしている」。

この家族の難民申請が迅速に処理されたことがわかった。父親は「それがどれくらい時間がかかるものか、どの段階においても知らなかった。釈放された家族がいることを聞いて、一筋の希望を持ったりもした。しかし、ほとんどの場合、国外退去となったという話を聞かされ、恐怖感でいっぱいになった。人間的なオーストラリア人係官もいたが、とても残酷な人間もいた。自分たちはどんな国に来たのか、なぜこんなに嫌われるのかが理解できなかった」。

母親はソーシャル・ワーカーに対して、「命の危険を感じていなければ、こんなことはしなかった。本国に居続ければ、さらなる迫害や拷問や死にも直面しなければならないという事実が一方にあり、他方にはこの道をいけば、生き延びて、子どもたちに未来が開けるという可能性が50%あった。だから私たちはそのリスクにかけた」。

上の娘は拘禁中、なぜだれも会いにきてくれないのか理解できなかった。このことが元気をなくさせた。週末になるといつも、彼女は他の子どもたちがIDCの外で遊んだり、通常の生活をしていることを思って落ち込んだ。まるで自分たちが泡の中にいて、だれも近づいてくれないようだった。今は地域社会の中にいるから、「もう、あの場所(IDC)に戻って、大きな鉄条網を見たり、見張りを通過していくことには耐えられない。そこにまだいる友だちに会い

にいくことも怖くてできない。あの子たちにとっても会いたいから、会いに行かないことが本当につらい。友だちは長い間ずっとあそこにいて、きっと寂しいにちがいない。あの子たちも釈放されたらいいのと思う」。

両親と上の娘は、今、地域社会の中に暮らし、拘禁中のときよりはるかに安心感を感じているが、あそこでの経験はつねに頭に残っているという。「あの体験によって恐怖を感じている。今でも本当に安心することはできないし、未来を築くことにエネルギーを使うことができないでいる。私たちは一時的な滞在資格を持っているにすぎない。ここで落ち着いて暮らしたいし、貢献したい。英語を習い、一生懸命働きたい。子どもたちには安心して幸せになってほしいし、良い教育を身につけさせたい。でも、今でもまた本国に送還されるのではないかと恐れている。これもまた残酷だと思う」。

父親は「なぜオーストラリア政府はそんなに長い間、人々を拘禁するのか理解できない。ようやく地域社会に釈放されても、すでにぼろぼろで、精神的、心理的病気にかかっている。これはオーストラリア社会にとって大きな重荷だ。なぜあなたの政府はこんなことがしたいのか？ これは本当に無駄なことだ。なぜ待っている間に地域社会に住ませようとししないのか？」と言った。

男性が拘禁中のままなのに、女性や子どもを拘禁から解くことについて、両親はこう考えていた。「これは絶対に残酷なことだ。妥協策であるはずがない。ある家族は母親と子どもは出てきているのに、父親が拘禁されたままだ。みんな心配のあまり病気になっている。彼らは家族として機能できない。父親なしで何とかしようと努力しながら、拘禁中の父親に何か起こってはいないかと心配しなくてはならないのはひどいことだ。父親は孤立し、絶望感を感じ、みんなが一緒にいるときより父親として無力感を感じている。家族は一緒に釈放されるべきであって、犯罪者のように閉じこめられるべきではない。人を強く押せば、その人はあなたを叩き返すでしょ。人が自傷していると聞けば本当に暗い気持ちになる。IDCにいるときは、おしゃべりやうわさ話はすべて耳に入らないようにして、希望と信念にしがみつこうとしていたが、それはとてもたいへんなことだ。彼らは私たちを人間として扱おうとしていない。それでも自分が人間だと思うことは困難なことだ」。

ヒン・チュン・ウォン
判 事

はじめに

1. 本書は、刑務所条例第 234 号とその関連法令をはじめとする現行の香港の法律および更正サービス局（CSD）の発表した統計についての研究と、香港における処罰制度の現状に関する私自身の理解に基づいて書かれたものである。

香港の処罰施設

2. 現在、男性専用の刑務所が 13 カ所、男性受刑者のための精神科センターが 1 カ所、女性専用の施設が 5 カ所ある。2001 年末の刑務所収容人口は 12,054 人でそのうちの 9,818 人が男性、2,236 人が女性である。香港の処罰施設に収容されている総人口の約 18.5% が女性である。
3. 女性のための 5 つの処罰施設とは、2 つの刑務所、訓練センター、麻薬中毒治療センターとリハビリ・センターである。

女性の受刑者と被拘禁者の保護のための現行の法律

4. 香港の法律の下では、男女の受刑者および被拘禁者は通常、別々の刑務所に収容されている。同じ場所に収容されている場合でも、性別によって建物が区別されている。刑務所条例第 234 号の第 8 節に、以下が明記されている。

「男女の両者が使用する刑務所においては、性別によって別の建物もしくは建物内の別の区域を使用することとし、それぞれの性別の者が他の性別の者と会ったり、意志疎通を図ることのないようにする」

さらに、同条例の刑務所規則第 6 項は以下のように規定している。

- 「(1) 男女両者のための刑務所においては、女性のための施設全体が完全に分離されなければならない
- (2) 女性専用の施設の鍵は、女性係官の管理下に置かれなければならない」

5 男性の刑務所係官は、女性係官に同伴されなければ女性刑務所を訪問することはできない。
同条例の刑務所規則第 5 項(A)は、以下のように述べている。

「更正サービス局の係官もしくは刑務所に雇用された他の者のいずれであっても、監房や寮の受刑者と同性の係官もしくは刑務所に雇用されている別の者に同伴されなければ、自分とは別の性の受刑者の監房や寮に入ることはできない」

さらに第 7 項は以下のように定めている。

「女性受刑者はいかなる場合でも女性係官が付き添う。男性係官は、勤務中、女性係官に同伴される場合を除き、女性受刑者のための刑務所もしくは刑務所内の区域に入ることはできない」。

6 男性と女性の収容者を分離することのほかに、女性受刑者に対する保護として、女性の収容者の身体検査は女性係官のみが行うことになっている。刑務所規則第 10 項は以下のように定めている。

「いかなる受刑者も同性の係官が検査することとする。その他の点においても、女性受刑者の入所および釈放に関して、男性受刑者の場合と同じ手続きが実施される」

7 刑務所条例規則第 21 項は、女性受刑者の年少の子ども、もしくは刑務所内で生まれた子どもについても規定している。

「(1)女性受刑者の子どもは、母親と一緒に刑務所に入れられ、通常の居住期間中はそこに収容できる。このように収容された子どもはすべて、医療担当官が母子を分離するのに適した状況であることを確認するまで、母親から引き離されない。

(2)(1)によって刑務所に収容された子どもが刑務所内で 9 カ月齢を超えるか、それに達した場合、医療担当官は、監督官に対して、子どもを刑務所に収容しておく必要があるか、もしくはそれが望ましいかについての自身の考えを報告しなければならない。監督官は、子どもの世話をする意志と能力があり、監督官が世話をするのにふさわしいと思う親類に、その子の世話を委ねることができる。監督官が子どもの世話を委任できる親類を見つけられない場合、主任行政官の認定した人間もしくは施設にその子の世話を委ねることができる。

(3)(1)および(2)の規定があっても、監督官は、母親が刑期を終了するか、子どもが 3 歳に達するか、いずれかの早い方の期日まで、子どもを刑務所に収容しておくことができる。

(4)刑務所内に収容されている子どもの衣料は公的経費で賄うことができる。

女性の受刑者および被拘禁者のための拘禁施設

8. 香港には女性犯罪者のための5つの処罰施設がある。これにはタイ・ラム女性センター(T L C W)、タイ・タム欠陥更正所(T G C I)、チ・マ・ワン更正所(C M W C I)、チ・マ・ワン麻薬中毒治療センター(C T C)および2002年8月に設立されたりハビリ・センターがある。
9. タイ・ラム・センター(T L C W)は、最も警戒の厳しい刑務所である。ここは成人女性の再拘禁センターでもある。タイ・タム欠陥更正所(T G C I)は、1999年3月に完成した中程度以下の警戒態勢の施設で、21歳以下の若い犯罪者のための刑務所と、14歳~21歳の女性のための訓練センター、および14歳~21歳の再拘禁女性のための受け入れセンターも備わっている。チ・マ・ワン更正所(C M W C I)は、中程度の警戒態勢の施設で、国外退去を受ける中国人不法移民の受刑者を収容するためのものであり、チ・マ・ワン麻薬中毒治療センターは、薬物依存症の女性成人のための薬物リハビリ・センターである。
10. その他に、精神衛生条例の下で男女の収容者で精神異常犯罪者のために設けられたシュウ・ラム精神科センター(S L P C)があり、厳戒態勢が敷かれている。ここでは女性は分離された監房に収容されている。S L P Cは、精神病者に精神科の治療と査定を行っている。
11. また、ビクトリア刑務所(V P)は、国外退去の可能性のある被拘禁者や、中国人不法移民およびその他の国籍者で移民センターに移送される人々が収容されている。バウヒニア・ハウスは訓練センターや麻薬中毒治療センターから釈放されたばかりの女性のための中間収容所で、ここで社会への再統合の準備が行われる。
12. 新しく設立されたチ・ラン・リハビリ・センターとウェイ・ラン・リハビリ・センターは14歳~21歳の軽犯罪を犯した若い女性犯罪者のための施設で、彼らはここで2段階の刑期に服する。前者は、段階1の収容者のための施設で、警戒態勢は最小限である。ここでは若い女性が2カ月~5カ月間の矯正訓練を受ける。段階2の収容者は後者に収容される。ここは地域に基盤を置く施設で、収容者を社会に再統合させる準備を目的としている。収容者は定期の学校に通うか仕事口を探す。さらに、ボランティアの地域サービスへの参加も促される。

処罰施設に収容された女性のためのプログラムや治療措置やサービス

- 13．身体的に健康な女性収容者は労働が義務づけられている。これには、裁縫、印刷、洗濯がある。彼らは給料を支払われ、これは施設内で個人の所持品を購入する際に使うことができる。差額は貯金され、釈放される際に支払われる。処罰施設内で、さまざまな関心分野のさまざまな教室が開かれている。必要とする者は集団および個人カウンセリングを受けることができる。また、コンピューターの使い方や事務処理技術などの職業訓練も行われている。
- 14．青年処罰施設内の 14 歳～21 歳の若い犯罪者には半日の学校教育と半日の職業訓練が行われ、社会的技術の訓練、人格形成や責任感の育成を助けるカウンセリングも行われている。釈放後は 3 年間の監督付き更正指導を受けなければならない。
- 15．麻薬中毒治療センターで薬物依存症と断定された者は、治療とリハビリのための強制的滞在治療の課程を経なければならない。彼らは社会的に受け入れ可能な行動と人間関係技術を習得するための課程を与えられる。釈放後 1 年間は監督下に置かれ、その間、社会への再統合のための更正指導援助とカウンセリングが提供される。

特別なニーズのある女性に対する処置

妊娠中の女性と幼児を持つ女性

- 16．すでに述べたように、収監された女性の子どもは 9 カ月齢まで母親と共に過ごすことが許可されている。これは 3 年まで延長することができる。幼児を持つ母親は特別の監房に収容され、毎日医者が訪問し、子どもは監房内の開放された場所で遊ぶことが許可されている。医者は、必要に応じて、子どもに適切な食事を処方する。幼児を持つ女性は労働を義務づけられていない。
- 17．処罰施設内の妊娠中の犯罪者は公立病院に送られ、産科医の看護を受ける。出産は公立病院で行われ、出産後、母親は出入り自由な部屋に置かれる。
- 18．非政府組織（NGO）が処罰施設内の収容者と活動することが奨励されている。香港にある児童救済基金（Save the Children Fund）もその 1 つである。SCF は 1998 年以来、収監された母親と子どもに対するカウンセリングを行っており、母親と子どもが分離されることによるトラウマ的影響の軽減を図り、こうした問題に直面する家族が問題を克服できるよう手助けしている。6 歳以下の子どもが刑務所内の母親に会えるよう、付き添い付きの訪問を行っている。毎週半日の訪問が許可されており、このために充てられた特別室で面会ができるようになっている。これはタイ・タム欠陥更正所にある母親収容者センターで利用できる。

特別な医療

- 19．女性のための処罰施設には、医者、臨床心理士、女性の心理助手、福祉担当官、正規の看護婦などが配属されている。収容者には、処罰施設に入所する際に、身体検査が行われる。麻薬中毒もしくは性病の経歴のある女性収容者およびそうした症状のある者は、血液検査を行うことが勧められる。陽性の場合、政府系の診療所や病院での治療や診療が照会される。
- 20．訓練センターでは、各収容者に「個人担当官」が充てられ、その担当官がカウンセリングや精神的支援を行う。麻薬中毒治療センターには、正規の更正指導担当官が配属されており、所内カウンセリングや更正指導の監督を行うことになっている。
- 21．女性収容者には、新しい入所者のための集団討論適合プログラムや、必要な場合、感情やストレス管理に関するカウンセリングなどの精神分析サービスを提供している。薬物乱用や常習犯を取り扱う特別カウンセリング・グループも提供される。どのくらいの頻度でこうしたコースが運営されているかは不明である。
- 22．結婚や親になること、家族計画、育児、児童虐待、家庭内暴力の抑制、その他の社会的技術の問題に関して、NGOが女性収容者に対してワークショップを開くことも奨励されている。その他に、釈放前および再統合のためのオリエンテーション・コースなどのワークショップもある。これらはNGOが主導して行っているようである。
- 23．各処罰施設には1月に1度、施設によっては2週間に1度、2人の治安判事が訪問する。彼らは収容者の不服申し立てについて調査したり、食事や施設の収容状態を検査する。こうした訪問は事前通告なしに実施される。

女性の処罰施設における人口過密の問題

- 24．近年、香港の処罰施設における女性収容者の数が上昇している（表1）。女性の刑務所人口の28%が国内の女性である。女性収容者の大半は、釈放後は国外退去となる不法移民である。2001年末の総占有率は111%で、2001年における女性の入所者は61%増加している。2000年9月1日現在の香港の処罰施設における女性の数は表2に示されている。収監される女性の数が近年上昇した結果、CSDは、一時的措置として、男性用の施設を女性収容者用に転換せざるをえなくなっている。女性の収容者人口は2000年10月の1,458人から2002年5月の2,825人という記録的な数へと上昇した。この増加は「滞在条件違反」を犯した多数の中国本土からの不法移民による。
- 25．2001年の香港における刑罰施設収容人口の分析（表1）から、香港女性（331）は、香港人の刑務所人口（5,545）の6%以下であることがわかる。中国本土出身者の刑務所人口（2,966）のうち、中国本土の女性（1,272）は42,88%を占めている。その他の国籍の女性被拘禁者（167）

は、その他の国籍の被拘禁者総数（616）の 27%である。麻薬中毒治療センターに移送された女性の数（173）は、ここの収容者人口の 23.4%である。

26．拘禁中の女性を犯罪別に分類した表 3 を見ると、有罪と確定し、刑務所に送られた女性の 7,955 件の犯罪のうち、圧倒的な数の女性（4,589）は「滞在条件違反」の罪を犯しており、666 人は香港に不法滞在した者、601 人は偽造の身分証明書を所持していた。上記 3 つの犯罪は通常、中国本土から合法的もしくは非合法的に定住および雇用を目的で香港に来た女性によるものである。3 つを合わせると、2001 年の香港の処罰施設に収容された女性の犯した犯罪の 73.6%を占めることになる。

27．香港への訪問者が許可なく働き口を探すことは犯罪である。合法的な手段もしくはその他の方法で香港に来た中国本土出身の女性は、働き口を探そうとして、そのことが発覚しないように、偽造の身分証明書を入手したり、盗まれた証明書を使ったりする。

28．香港警察が発表した不法移民の逮捕者数に関する統計（表 4）を見ると、中国本土からの不法移民の数は減少しつつあり、過去 17 年間で最低となっている。2001 年には総数で 8,322 人の不法移民が逮捕されており、1.8%減少している。2001 年に香港警察が行った不法行為に対する積極的な法執行行動の結果、1,357 人の中国本土からの女性不法移民が不法行為で逮捕された。2000 年の 279 人という数と比較して、486%増加した。

29．こうした女性の大多数は、売春婦などのように、不法組織の下で働くために連れてこられた人々である。彼らはやくざや秘密結社の手元に置かれ、中にはひどい虐待を受けている者もいる。意志に反して監禁されたり、水増しされた不法入国費用を払うために強制的に働かされている。

30．妊娠中の女性で短期に香港に滞在する往復許可を取得している女性の数は少ない。彼らは香港で子どもを出産するために不法滞在し、子どもの出産を理由に香港での滞在権を獲得している。他の被拘禁者には、香港で生まれ、香港人の父親を持つ子どもの面倒を見るために不法滞在した者もいる。彼らが香港で永住許可を取得するまでに通常、数年かかる。上記の 2 つに分類される女性たちの中には、一定期間の一時的滞在許可を与えられる者もいる。彼らはその後、香港に合法的に入国できるまで、中国本土に帰らなければならない。

31．香港の司法局の政策として、中国本土出身の女性で、他の犯罪は犯しておらず、はじめて香港に入国もしくは滞在した者は起訴しないことになっている。彼らは通常、早急に中国本土に送還される。これまで、この政策には不法組織内で見つかった女性も含まれていたが、近年、不法組織で働くために中国本土から香港に来る女性を予防するため、こうした女性が旅行ビザ／訪問ビザで香港に入国した場合は、「滞在条件違反」の罪で告発し、収監することになっている。このために刑務所に拘禁される女性の数が近年、急増しているとも言える。

32．増加する刑務所人口を収容するために、僻地の島に「大規模刑務所」を建設する計画がある。これは、160 億香港ドルの建設費を投じて 7,220 人を収容する施設である。行政資金委

員会の許可がおりれば、12年後にはこの施設が開所されることになっている。この場合、女性収容者は同じ施設の中の、女性用に隔離された建物に収容されるものと予想されている。

33．香港での不法滞在を繰り返しているが、その他の刑事犯罪は犯していない女性の場合、収監するより、早急に中国本土に送還する方が適切であり、人間的である。本土政府はこうした不法移民を、帰国後、社会復帰および再教育のためのキャンプに送る政策を取っている。こうした女性を中国本土に早急に送還することによって、膨大な資源が節約できることは明らかである。

34．手段はどうか、香港に居住し、働く希望を持つことだけが犯罪となる場合、その女性を過密な刑務所に拘禁することは国際的な人権基準に反する。1 国のある地域から別の地域への移動が制限され、離れ離れになった家族が元に戻るまでに 10 年、時には 20 年も待たなければならないというのは香港特有の現象である。

表 1

受 刑 者	2000	2001
地元中国人	5,594	5,545
男 性	5,293	5,214
女 性	301	331
本土中国人 *1	2,605	2,966
男 性	1,723	1,694
女 性	882	1,272
VR / VM / VII	377	229
男 性	342	206
女 性	35	23
その他の国/地域	561	616
男 性	438	449
女 性	123	167
小 計	9,137	9,356
男 性	7,796	7,563
女 性	1,341	1,793
麻薬中毒治療センター収容者	869	737
男 性	726	564
女 性	143	173
訓練センター収容者	411	391
男 性	371	351
女 性	40	40
DC 収容者	167	167
YO	138	132
YA	29	35

再拘禁	1,252	1,169
男 性	1,068	1,023
女 性	184	146
被拘禁者 V M / V I I * 2	16	16
男 性	11	12
女 性	5	4
その他の拘禁者	165	218
男 性	109	138
女 性	56	80
処罰施設内の総人口	12,017	12,054
男 性	10,248	9,818
女 性	1,769	2,236
在宅者	63	64
男 性	61	57
女 性	2	7

*1 本土中国人二世および往復許可証 / 旅券所持者

*2 1998 年 6 月に H I D C が閉鎖されたのち、V M / V I I は処罰施設に拘禁されている

注：受刑者の数字には民事犯罪による受刑者も含まれる

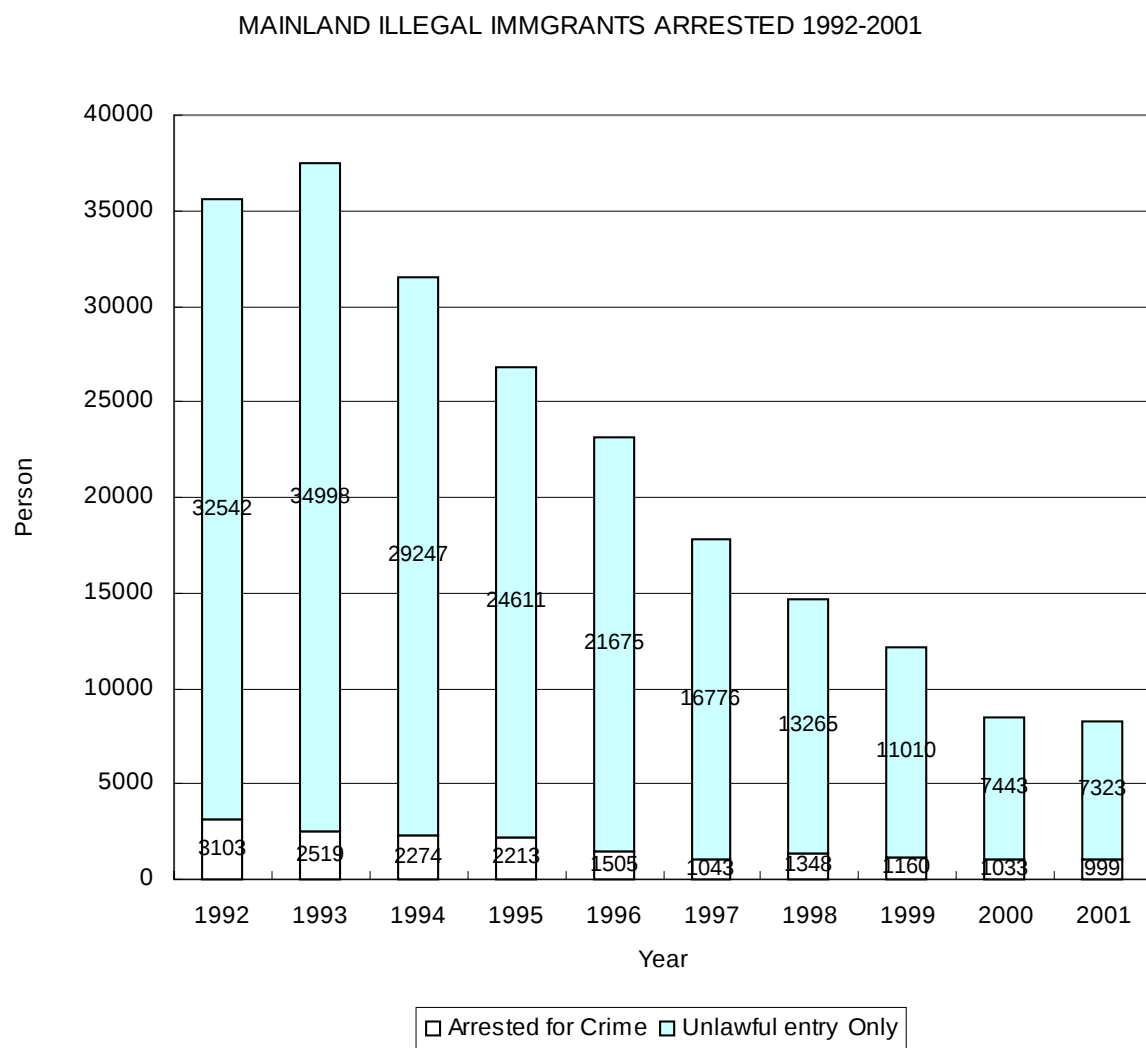
表 2 2000 年 9 月 1 日現在の香港における主要な女性矯正施設

施 設 名	警戒態勢 レベル	機 能	収容能力 / 収容 認可人口	現在の収容人 口(2000 年 9 月 1 日現在)
タイ・ラム女 性 セン ター (T L C W)	最大	21 歳以上の成人のための刑務 所 成人の再拘禁者のための受け 入れセンターでもある	278	370
タイ・タム矯 正所 (T G C I)	小規模から 中規模	14 歳 ~ 21 歳の収容者のため の訓練センター 21 歳以下の青年犯罪者のため の刑務所 14 歳 ~ 21 歳の再拘禁者のた めの受け入れセンターでもあ る	160	236
チ・マ・ワン 矯正所 (C M W C I)	中規模	主に国外退去を受ける中国人 不法移民犯罪者の成人刑務所	338	423
チ・マ・ワン 麻薬中毒治療 センター (C T C)	小規模から 中規模	成人および青年既決囚で麻薬 中毒者のための治療センター T L C W の過密を緩和するた めに地元の受刑者も収容して いる	250	189

表3 犯罪別および性別による入所既決囚（女性）

犯 罪 の 種 類	2000	2001
司法当局に反する		
a. 不法組織	1	1
b. 武器の所有	1	3
c. 偽 証	275	305
d. その他	11	7
小 計	288	316
公衆道徳に反する		
a. 強 姦	0	0
b. 猥褻行為	0	1
c. 俗悪な組織の維持	9	23
d. その他	8	10
小 計	17	34
対個人		
a. 殺 人	0	2
b. 故殺／殺人未遂	2	3
c. 傷害／暴行	14	22
d. その他	7	5
小 計	23	32
対物		
a. 強 盗	9	6
b. 押しこみ	8	7
c. 窃 盗	307	397
d. その他	36	452
小 計	360	452
刑法典違反		
a. 偽造身分証明書携帯	480	601
b. 偽 造	25	77
c. その他	18	50
小 計	523	728
香港内の法律違反		
a. 香港での不法滞在	398	666
b. 滞在条件違反	2,654	4,589
c. 猥褻記事の出版	1	5
d. その他	426	831
小 計	3,479	6,091
麻薬犯罪		
a. D.D の売買	73	72
b. D.D の所持	187	218
c. その他	19	12
小 計	279	302
合 計（女 性）	4,969	7,955

Table 4



ニルマラ・パンディット

評議委員長

PUNE エンパワメント・センター

1．はじめに

女性の拘禁は新しい現象ではないが、今日、それは驚くべき様相を呈している。女性は留置所や刑務所、再拘禁施設、女性施設に拘禁されたり、受刑者あるいはその他の者として他の拘禁場所に拘禁されている。女性は世界のあらゆるところで周辺化された地位に置かれている。女性被拘禁者は、拘禁中に非人間的な扱いや状態に直面するため、その地位や尊厳がさらに悪化する。未決囚であれ、既決囚であれ、拘禁中の拷問や強姦、死亡、非人間的処遇などがみられる。無力で無防備な女性に対してこうした残虐な行為が行われた場合、これは人間の尊厳に対する最大の攻撃に値する。報道機関はこの間、調査報道を通じてこうした拘禁中の犯罪を白日の下にさらし、人類と司法の良心の覚醒のために努力し、こうした犯罪の加害者に対して強い批判の目を注ぐようになっている。過去数年間で、拘禁中の犯罪の被害者、特に女性の被拘禁者の苦悩に対して、裁判官がますます敏感になっている。

2．インドにおける女性受刑者の状況

2-1 女性受刑者の全受刑者人口に占める割合は極めて少ない。これにはさまざまな要因がある。

たとえば、女性の生来の性格、家庭内の地位、女性の弱さとされるもの、女性の法的社会的責任に関するあいまいさなどである。残念ながら、刑務所における女性の少数派としての地位が、社会における女性の地位の欠如をさらに強化している。1998年に刑務所の総収容人口が275,605人であったのに対し、女性の受刑者は8,822人で、全体の3.2%を占めたにすぎない。

2-2 ほとんどの刑務所で、多数の受刑者が生存能力をはるかに超える悲惨な状況下で拘禁されている。

2-3 1998年末現在

州 名	収容可能人員	収容者人口
ビハール	692	1,053
ハルヤナ	81	358
マハラシュトラ	590	784
ウタール・プラデシュ	824	1,071
デリー	120	373

出典：「拘禁中の女性」第3報告書、女性のエンパワメント委員会（2001～2002）

2-4 多くの女性は、裁判を受けて有罪となった場合の刑期より長い期間拘禁されている。女性受刑者の大半は社会において、不利で、貧しく、弱い立場の階層に属している。法的扶助や法的援助の施設は、刑務所係官の裁量によるところが多い。刑務所やその他の拘禁施設に拘禁された女性のために活動するボランティア組織は非常に少ない。ほとんどの刑務所は過密状態である。この結果、収容者の身体の状態や衛生、その他の設備は劣悪化する。これは同時に係官の監督や医療サービスの実施にも悪い影響を与える。クリシュナ・イア判事委員会（1987）は、女性受刑者の状況を明快に表現している。同委員会は、「刑務所施設は、権利と限度についての誤った情報あるいは無知の病にかかっている。多数の女性が刑務所において衰弱していく主要な原因は、法的援助の欠如、刑務所係官の無関心もしくは感受性の欠如、司法手続きや法律に対する意識の無さなどである」と述べている。

2-5 女性受刑者を隔離している刑務所施設はほとんどない。男性の使用する刑務所に女性も収容されていることが多い。刑務所統計（1988）によれば、インドには1,133カ所の刑務所があり、そのうち、女性専用の刑務所は16カ所だけである。中央や地方の刑務所あるいは下部刑務所の多くにおいて、収監された女性は男性の監房を通らなければならなくなっており、軽蔑や嫌がらせを被っている。

2-6 女性専用の別個の完備した刑務所がないことの重要な要因の一つは、全受刑者の中の女性受刑者の数が比較的少ないことである。数少ない女性専用の刑務所は、受刑者の自宅から遠く離れており、受刑者は家族や友人から孤立することになり、こうした刑務所を選択するのが困難になる。近くの隔離されていない刑務所ならば、家族の訪問も受けやすくなるかもしれないが、屈辱を受けることにもなる。彼らは一様に社会において全般的に従属した地位に置かれているため、不正や差別に直面している。家族、特に子どもと離れ離れになっていることや近親者の冷たい態度、未来への不安からくる心理的ストレスが、刑務所内の女性の生活を極めてみじめなものにする。

2-7 女性に関連する虐待や差別に加え、刑務所において女性受刑者はなかなかリハビリや矯正措置を受けられない。国家人権委員会によれば、インドの刑務所のほとんどにおいて、女性受刑者のための有償の職業訓練計画や、初等教育施設はない。

これまでのところ、刑務所内および釈放後の女性受刑者（既決囚と未決囚の両者）の地位

や生活条件を改善するための散発的な努力が行われてきた。こうした恵まれない人々の向上のために活動する、えり抜きのボランティア団体がある。

3．法的地位

3-1 インド憲法や刑務所法、拘置所規則は、拘禁中の人々に以下のような権利を認めている。これらは男女の双方に平等に適用される。

人間の尊厳の権利

最低限のニーズの権利

通信の権利

法律へのアクセスの権利

恣意的な刑務所処罰を受けない権利

有償で意味のある雇用の権利

しかるべき刑期終了日に釈放される権利

3-2 インドの州はすべて、刑務所および系列の施設における生活条件は、宿泊施設、衛生状態、下水設備、食料、衣類、医療設備などあらゆる側面において、人間の尊厳の概念に合致したものでなければならない。

3-3 拘禁された女性の状況は、インド全体で一様ではない。これは、インド憲法の下では、刑務所や矯正施設、少年院などに関する事柄およびこれらに拘禁されている人々に関わる問題は、州の問題であり、1894 年のインド刑務所法および各州政府の拘置所規則の規定の下で、刑務所の運営が州政府の管轄になっているという事実による。しかし、インドの刑事司法制度を統括する主要な法律はインド刑法典、インド証拠法、刑事訴訟法であり、これらはインド全土で共通で、逮捕されてから刑務所で刑に処せられるまでに拘禁された女性の尊厳と権利を守るさまざまな規定が盛り込まれている。

4．憲法上の規定

4-1 憲法の前文にこうした精神が明らかである。前文は、「個人の尊厳」を保障し、さらに、男女同じく、すべてのインド国民に対して、正義と自由と平等を保障している。

4-2 人権の概念は、人間の尊厳という概念から派生したものである。インド憲法はその条文の

中でこの個人の尊厳と人権を保護している。第21条にある基本的人権の1つである生存権は、「何人も、法律の定める手続きに従う場合を除いて、その生活と自由を奪われてはならない」ことを明記している。この生存権には、法律を遵守する普通の個人だけでなく、さまざまな理由で個人的自由を奪われている人にとっての、尊厳を持って生きる権利も含まれている。男性も女性も、子どもも、そして、精神病院や精神病者の収容所、保護施設、再拘禁施設、警察による拘禁や刑務所の収容者も、すべてが尊厳を持って生きる権利を有している。インドの最高裁判所は、活動家的精神を敷衍し、この権利の中に、プライバシーを持つ権利、健全な生活条件を有する権利、足かせや鉄格子などの不当な拘束からの自由の権利、獄中で書物を出版する権利、保護を求める権利、補償を受ける権利などを盛り込んでいる。今日、生存権とは、人間の尊厳を持って生きる権利とあらゆる搾取からの自由の権利を意味する。

- 4-3 人権の中心的価値は差別をしないことであり、これは国際的に無欠の権利である。法律の下では、人間的尊厳の権利は法の前の平等と法の平等の保護なしでは不十分である。インド憲法は、あらゆる人権を通して流れている正義と平等の価値を保障している。憲法第14条は、法の前の平等を規定し、国民の間に、宗教、人種、カースト、性、出自に基づく差別を禁止し（第15条）すべての者に対して機会の平等を保障している（第16条）。

5 . 1860 年インド刑法典

- 5-1 拘禁中の女性の状況に対処するためのいくつかの規定が定められている。刑法典は、刑務所、病院、保護拘禁施設などにおいて女性が直面する虐待や拷問の状況を取り上げている。こうした犯罪には厳しい処罰が定められている。拘禁中の強姦に関する規定は、警察署の構内もしくは警察による拘禁中に、警察官が犯した場合、あるいは公務員もしくは管理者側に属する者が犯した場合、刑務所、再拘禁施設、その他の拘禁場所の係官に対して行われた場合などを対象としている（第376節(2)）。部族出身の女性が警察署で巡査に強姦されたが、巡査は証拠不十分で無罪になったマツラ事件以降（ツカラム対マハラシュトラ州 AIR 1979 年 SC 185）拘禁中の強姦に関する法律が大きく改正された。この事件の後、拷問に関する法律の改定を求めて女性団体が全国的運動を展開した。公務員が拘禁中の女性と性交した場合、5年までの延長を含む、一定期間の禁固刑に処せられ、罰金を支払わなければならない（インド刑法典第376節B）。この規定は拡大され、任意組織の経営する施設（第376節(C)）や病院（第376節(D)）、回復期の個人もしくは診療またはリハビリを必要とする個人の受け入れや処置を行う施設も対象となっている。

6．刑事訴訟法（1973 年）

刑事訴訟法は、拘禁機関の行き過ぎた行為を避けるために、逮捕または拘禁のすべての場合に、こうした機関の係官に対して一定の規則に従うよう義務づけている（憲法第 21 条および第 22 条(1)と D . K . バス対西ベンガル州 A I R 1997 S C 610 ）。

6-1 逮捕および逮捕者の尋問を行う警察官は、正確で見やすく、明瞭な身分証明と、肩書きの明記された名札を所持しなければならない。逮捕者の尋問を行うすべての警察官の特性を名簿に記載しておかなければならない。

6-2 逮捕を実施する警察官は、逮捕時に逮捕の覚え書きを準備し、この覚え書きは、逮捕者の家族または逮捕が実施される地域の社会的地位のある人物など少なくとも一人の証人によって確認されなければならない。この覚え書きは、逮捕者にも確認され、逮捕の時間と期日が明記されていなければならない。

6-3 逮捕または拘禁され、警察署や取り調べ施設、その他の留置場所に拘禁されている者は、逮捕の覚え書きの確認者が逮捕者の友人もしくは親類でない場合、逮捕され、特定の場所に拘禁されている事実をなるべく早急に、その友人や親類、知人もしくは逮捕者の福利に関心のある者に通知される権利を有する。

6-4 逮捕者の友人または親類が地区もしくは町の外に住んでいる場合、警察は、逮捕後 8 時間～12 時間の間に、地区の法律扶助組織および当該地区の警察署を通して、逮捕の時間と場所、逮捕者の拘禁場所を電報で通知しなければならない。

6-5 逮捕者は、逮捕または拘禁されたらすぐに、逮捕もしくは拘禁されたことを誰かに通知してもらう権利を有することを知らされなければならない。

6-6 拘禁場所の日誌に、逮捕者に関する記録が明記されなければならない。それには、逮捕の通知を受けた逮捕者の友人の名前と逮捕者を拘禁する警察官の名前と特性も明記されなければならない。

6-7 逮捕者の要請があった場合、逮捕時に逮捕者の身体検査が行われ、身体に軽傷および重傷がある場合はその時点で記録されなければならない。「取り調べ記録」は逮捕者および逮捕を行った警察官の双方が署名し、逮捕者にその写しが提供されなければならない。

6-8 拘禁中、訓練を受けた医師が逮捕者に対し、当該の州もしくは中央政府直轄地区の保健サービス局長に任命された認定医師団の医者による、48 時間ごとの医学検査を実施させる。保健サービス局長はすべての村や地区にこうした医師団を設置しなければならない。

6-9 州知事に対して、上記に述べた逮捕時の覚え書きを含むすべての文書の写しが、記録として送付されなければならない。

6-10 逮捕者に対して、尋問の期間を除く取り調べの期間中、弁護士に面会することが許可される。

6-11 すべての地区および州本部に警察司令室が置かれ、逮捕を実施した警察官は逮捕後 12 時間以内に逮捕および逮捕者の拘禁場所に関する情報を司令室に通知し、司令室ではこうした情報を見やすい掲示板に表示しなければならない。

6-12 女性に対する礼節を示すために、検査が必要な場合、他の女性により、礼節をわきまえた検査が行われることとする。(第 51 節(2))。

拘禁中の女性の尊厳と人権の保護の問題を調査したすべての委員会が、上記の法律を緊急に改正する必要があると見なしている。拘禁中の女性に関する数多くの規定を統括するその他の法律は、すべて英国支配の時代に制定されたものである。これらの法律は時代遅れであり、現在の刑事司法の微妙な違いに対処するのに相応しいものではない。

7．拘禁施設を統括する特定の法律

7-1 各州は、州内の刑務所の状態を統治するための独自の刑務所規則を持っている。こうした規則によって設備が提供されているにもかかわらず、女性受刑者の状況と刑務所の塀の中における女性の搾取は悪化している。長期にわたる禁固刑に服している女性受刑者の苦悩は、家族や子ども、友人、親類と離れ離れになっていることによってさらに深められている。

7-2 刑務所規則は、家族や社会における女性の地位や女性の特別なニーズや弱さを考慮して、女性受刑者の隔離、保護、介護、治療、訓練、リハビリなどを定めている。一般的に、受刑者の分類は、既決囚、未決囚、常習犯など、さまざまな範疇に基づいて行われている。

7-3 どの受刑者にとっても外の世界との接触なしに刑務所の塀の中だけで生活することは恐怖である。すべての受刑者の精神的健康を維持することも非常に重要である。一定レベルの娯楽や憩いのための設備が提供されるべきである。これにはテレビやカセット・レコーダー、ラジオなどがある。

7-4 拘禁施設では、女性の身体的精神的健康について特別な管理が施されなければならない。女性受刑者は、刑務所に入所後すぐに徹底した健康診断が行われなければならない。妊娠中の女性や特別な医療を必要とする女性には、必要な設備が提供される。妊娠中および育児中の女性受刑者は処方された特別な食事を提供され、本人の身体状況に相応しくない労働は免除される。女性受刑者の健康診断は一般的に女性の医務官が行う。

7-5 文化の違いや社会の違いにかかわらず、刑務所に収監されていることは常に汚名を伴うものであり、女性受刑者の場合、特にこうした社会的屈辱の犠牲者になりがちである。とりわけ、幼い子どもを持つ女性受刑者が苦しんでいる。入所の際に妊娠中であることが判明した場合は、刑務所当局は、この女性を近くの産院に連れて行くよう命じられる。

- 7-6 すべての女性受刑者には、清潔で衛生的な状態を維持するために、生理帯のほか、十分な洗浄用、トイレ用の石けんをはじめ、適切な衣類が提供される。支給される食事の分量はそれぞれの刑務所規則に明記されている。
- 7-7 刑務所内では、受刑者の社会復帰にむけて特別な措置が講じられる。刑務所当局は、裁縫や編み物、刺繍、紙袋、洋裁などの職業訓練課程を実施する。多くの刑務所において、訓練を受けた指導員による初等教育や成人教育を提供するための措置が施されている。貧しい女性受刑者には法的扶助が提供される。
- 7-8 4歳から6歳までの子どもは刑務所に母親と一緒に滞在することができる。こうした場合、多くの刑務所で託児所が設置される。母親と共に刑務所内に居住している子どもには、刑務所規則によって特別の食事が提供される。
- 7-9 女性にとっての拘禁中の正義に関する規定は州もしくは拘禁施設の制定する法律に定められているだけでなく、さまざまな下部法令、行政指針、回状、覚え書きなどにも定められており、これらはさまざまな手引き書にまとめられている。最高裁判所および高等裁判所によって、拘禁中の女性にとっての正義をめざす、人権の観点に立った展望を伴う人間的アプローチを提供する裁判所決定も下されている。

8．刑務所法（1894 年）

- 8-1 この法律は、インド全土で、拘禁中の正義に関連する日常的な慣例の問題を統括するものである。これは、医務官をはじめ、受刑者の登録、退所、釈放、懲罰、食事、衣類、寝具、受刑者の健康や雇用に関する問題や、さまざまな分類の受刑者など、刑務所係官の義務を定義するものである。したがって、この法律は、収容者の処遇や拘禁状態を統括する重要な法律である。

9．女性被拘禁者の状況改善のための司法努力

- 9-1 人間的尊厳を伴う生存権は、すべての国民の基本的人権である。国家はその責任を遂行するにあたって、人間的尊厳を保障する最低限の条件を提供しなければならない。ブバン対モハンの訴訟（AIR 1974 SC 2092）において、「公正で人間的な労働条件を保障する国家の準備義務を定めた憲法第 42 条の命令原則は、刑務所内の生活条件にも寛大に敷衍できると述べる以外にない」ことが認められた。しかし、現実はそうではない。
- 9-2 インドの最高裁判所は、受刑者の人権を保護する一連の歓迎すべき決断を提示した。ジャ

ブド・アフマド対マハラシュトラ州の訴訟（A I R 1985 S C 231）で、裁判所は、憲法第 14 条、19 条、21 条は自由民と同じく受刑者にも適用できることを認めた。刑務所の壁は基本的人権を排除しない。ブバンの訴訟で、裁判所は、生存権には、人間的尊厳をもって生きる権利およびそれに伴うすべてのことが含まれるとの見解を示した。すなわち、これには、十分な栄養、衣類、雨露をしのぐ避難所などの生活の必需品や、読書や作文その他のさまざまな形態による自己表現のための設備を与えられる権利や、運動や娯楽、瞑想や詠唱の権利、極度の寒さや暑さからの保護などの創造的慰安の権利、裸体の強制やアナルセックスその他の耐え難い俗悪行為からの自由、刑務所構内の移動、最低限の自己表現の楽しみ、技術や技の習得の権利および収監による制限に伴うその他のあらゆる基本的人権などが含まれる。

9-3 刑事訴訟法に想定されている保釈制度は、貧困者や立場の弱い者を支援することを目的としているが、実際には、彼らに極めて厳しいものとなっている。貧困層の自由は司法の市場では値がつかないというわけである。フサイナラ・カトーン事件（1979 3 S C R 177）では、迅速な裁判は、憲法第 21 条に明記された生存と個人的自由の保障に内在する基本的人権であることが認められた。憲法の高邁な原則と現実との間には大きな開きがある。

9-4 カドラ・ペハジャ対ビハール州の訴訟（A I R 1983 S C 1086）では、最高裁は、裁判なしで何年にもわたって継続的に人を拘禁しておくことはインドの司法制度にとって甚だしい不名誉であるとした。何年間も獄中で裁判を待ち続けたあとでは、収容者の精神は完全に打ちのめされるか、社会に対して激しい憤りを感じているにちがいない。

9-5 受刑者による無償労働は、搾取を受けない権利を保障し、強制労働や無償労働を禁止しているインド憲法第 23 条(1)に違反している。このため、刑務所内で労働を与えられている既決囚は労働に対して支払いを受けている。受刑者の無償労働は、法律で定められた手続きに準じていないため、憲法第 21 条違反となる。

9-6 刑務所に関する法律は、道具の使用や、手錠や鎖、鉄の足かせ、鉄格子、拘束服などの拘束手段が使用されたり、されない場合の適用の型や方法に関する指針を示している。プレム・シャンカー対デリー当局の訴訟（1980 3 S C C 526 / A I R 1980 S C 1535）において、裁判所は、手錠は、例外中の例外の場合にのみ使用すべきで、個人が自暴自棄で乱暴になったり、保釈を認められない犯罪に関わった者である場合のみ使用すべきだとした。インドのどの刑務所であっても、不定期に収容されたり、ある刑務所から別の刑務所に移送中であったり、刑務所から裁判所への行き帰りである既決囚もしくは未決囚に対しては、手錠その他の拘束物を強制しないことになっている。刑務所当局は、州知事から事前許可を取得することが必要である。

9-7 受刑者の権利に関する最高裁の下した最も重要な判決は、シーラ・バース対マハラシュトラ州の訴訟（A I R 1983 S C 378）におけるものである。最高裁は、拘禁中の女性の状況を改善するために 7 つの指針を提示した。これは、女性被疑者の警察による留置を非公開にする

こと、女性受刑者の尋問は女性警察官の面前で行うこと、逮捕者は逮捕の理由を即座に通告されること、法的扶助の規定、警察留置への予告なしの訪問、近親者もしくは友人への通知、女性に対する拷問に関する州知事による迅速な査問および女性が健康診断を受ける権利などである。

10．女性被拘禁者の正義のための有効な刑法改正

10-1 拘禁中の女性に正義を保障し、そうした施設内での彼らの尊厳と権利を保護する問題について複数の委員会が調査を行った。1919年～20年の英国による統治時代に設置されたインド刑務所委員会は、それぞれの州が女性受刑者専用の施設を持つことを奨励した。

10-2 1957年～59年の全インド刑務所規則委員会は、女性犯罪者の看護、処遇、社会復帰について、特別のアプローチを取ることに賛同した。拘禁中の女性のための職業訓練は不可欠である点が強調された。

10-3 ムラ判事を議長とする委員会は、1980年～83年に女性受刑者の地位について調査を行った。同委員会は、不健康な生活状況、搾取、不必要に長い期間家族と分離されていること、目的ある、報酬を伴う雇用の欠如に関して勧告を行った。刑務所の拘禁担当係官に対して、女性受刑者を矯正的態度で処遇するための訓練を行うことが強調された。

10-4 最後に、インド政府は、1986年～87年にクリシュナ・ライア判事を議長とする女性受刑者専門家委員会を設立した。同委員会は、刑務所内の女性受刑者の地位を向上させるためのいくつかの有益な提案を行った。

10-5 現在、釈放後の女性受刑者の社会復帰のための綿密な政策や、釈放前の計画がない。女性受刑者は釈放後、特有の問題に苦しんでいる。彼らは入獄していたという汚名を着せられている。彼らは社会および家庭からの不信感や拒絶に傷つきやすくなっている。同委員会は拘禁中の女性の正義のための国家政策を提案した。また、女性受刑者の取り扱いや処遇、社会復帰について専門的アプローチを使用することを強調した。

10-6 現行の刑務所規則が受刑者の権利、とりわけ女性受刑者の権利に影響を与えるいくつかの問題に十分に対処できない点で、NHR Cが作成したモデル刑務所法案は、本部に女性受刑者の問題を専門的に調査する女性係官を任命することを勧告した。同委員会はさらに女性受刑者の状況を改善するための以下の措置を提案した。

- ・ 男性受刑者および男性刑務所から完全に隔離する
- ・ 女性係官の監督の下で女性受刑者の管理を別個に行う
- ・ 州政府は、女性受刑者の個人的特徴や社会復帰に関するニーズに見合った看護、保護、処遇、教育および育成のための包括的計画を策定する

11．結論と勧告

11-1 現在、自由を剥奪された者は、被疑者であれ、既決囚であれ、人道的に処遇されなければならないことは世界的に認められている。確かに、こうした個人の地位は、法律を遵守する自由な市民の地位と同じではなく、例外的な場合には、彼らは一定程度の制限や強制の下に置かれることもあるが、彼らを無法者という理由だけで人権を享受するに値しないと見なすことはできない。

11-2 女性被拘禁者という範疇が刑事司法制度の中で特別な関心を向けられていることは重要である。女性犯罪者の場合、保釈や仮釈放、執行猶予その他の刷新的な判決が寛大に適用されるべきである。刑事訴訟、とりわけ女性に関わる訴訟において、迅速かつより簡略な手続きが適用されるべきである。拘禁中の女性の状況を調査したさまざまな委員会による、女性専門裁判所の設置や女性裁判官の任命などの勧告を試行する必要がある。

11-3 未決囚のための別個の施設がないため、彼らは刑に服する者と同じ刑務所の別個の区域に収容されている。「共通の目的」運動対インド連合の訴訟（（1996）4 33）において、最高裁は、迅速な裁判を受ける権利が憲法第 21 条で保障されている生存権の一部であるとし、特定の範疇の保釈中の未決囚の釈放を命じた。残念ながら事態は改善していない。

11-4 拘禁中の女性の権利を阻害するもう一つの側面は、釈放後の社会復帰活動の欠如である。女性が正規の技術や教育を得ていないため、こうしたことが多く見られる。女性受刑者に与えられる訓練が不十分なため、釈放後報酬を伴う雇用を得ることができない。釈放前の計画および釈放後の社会復帰活動が無いために、この状況はさらに悪化する。女性受刑者は刑務所や保護施設を出所したとたんに特有の問題に直面する。これらの問題は経済的問題であるだけでなく、社会的問題でもある。女性受刑者は、社会に出たあと、不信感と拒絶に対して傷つきやすくなる。刑務所にいたという事実によって汚名を感じていることが多い。拘禁の事実男性よりも女性により悪い影響を与えているのである。夫や子どもを含む親密な家族でさえ彼らを遠ざける。さらに、女性受刑者の中には、精神的抑鬱状態およびその他の心身症を患っている者もいる。

11-5 女性の人権は、特定の暴力や剥奪によって常に否定されている。法律文書に明記された法律と、「法の番人」、すなわち警察や裁判所や刑務所施設の従う法律の間には明らかに乖離がある。女性受刑者が男性とは全く異なる犯罪事例や社会的現実の中にいることを考慮してはじめて彼らの問題を理解することができる。

12．主要な参考文献

1. 被拘禁女性のための正義に関する報告書、全国女性委員会
2. インド刑務所委員会勧告
3. エンパワメント委員会報告書
4. ムラ委員会報告書
5. 拘禁状態に関する国家基準
6. クリシュナ・ライア委員会報告書

ソリ・J・ソラブリ

司法長官

インドの最高裁判所は、受刑者は収監によって基本的人権を剥奪されないという裁定を下している。また、受刑者への不当に厳格な処遇や行き過ぎた制約を、よしとしない。スニル・バトラ（II）対デリー当局の訴訟（1980 3 S C C 488）において、最高裁は刑務所における正義について一定の指針を提示した。これには以下のものがある。

- ・ 受刑者は収監された事実によって、読書の自由、運動および娯楽の自由、瞑想と詠唱の自由、極度の寒さや暑さからの保護、裸体強制やアナルセックスなどの侮辱的処遇からの自由を含むその他の自由を剥奪されない。
- ・ 裁判所は、身体への攻撃以外の裁判所が定義する処罰を禁止した。これには、独房監禁、必要な生活設備の拒否、友人や親類の面会を不可能にするような遠隔地の刑務所への移送などが含まれる。
- ・ 青年がしばしば性的暴力や搾取労働を受けることから、裁判所は青年の収容者を成人と隔離するよう命じた。
- ・ 受刑者は弁護士による非公開の面会を受ける権利がある。

シーラ・バース対マハラシュトラ州の訴訟（1983 2 S C C 96）において、最高裁は、警察に拘禁された女性の有する権利について詳しく述べている。彼らの処遇に関して定められた指針として以下のものがある。

- ・ 女性の被疑者を男性の被疑者が拘禁されている警察の留置場に収容してはならない
- ・ 女性は良好な場所に留置され、女性警官の警護を受けなければならない
- ・ 女性に対する尋問は女性警官が同席する場合のみ実施されなければならない

以上のような最高裁による決定にもかかわらず、被拘禁女性および女性受刑者の現状は、満足からはほど遠いものである。全国女性委員会は、その報告書の中で、刑務所で衰弱している未決囚のうち50%が女性受刑者だとしている。また刑務所で4年から5年経過している女性の未決囚の場合、もし有罪が確定すれば、彼らの刑期はそれ以下であるという。

同報告書で指摘されたもう一つの問題は、精神的抑鬱状態にある女性受刑者の割合は男性受

刑者より高いということである。しかし、精神科治療やカウンセリングの措置はほとんど講じられていない。

全国女性委員会は、一般的に女性受刑者がインド各地に散らばっている刑務所で、不安と喪失感に苛まれる苦しい生活を送っていると述べている。委員会は、女性受刑者のために女性係官の管理する女性専用の刑務所を設置し、健全な環境やより大きな移動の自由と安心感を与えることによって、彼らを支援し、拘禁中の正義をもたらすよう勧告した。

49人の女性受刑者がいるある州の男女混合の刑務所では、そのうちの39人が既決囚である。恩赦を与えられるのは主に男性既決囚で、女性既決囚は見過ごされているという。女性の監房に認められている女性係官のほとんどが、適所に配置されていない。刑務所によっては、女性看守は日給で雇われているが、これは好ましい慣行ではない。

1993年に全国女性委員会が開いたセミナーで以下の提案が策定された。

- ・逮捕の際に、警察官は実際に女性の身体に触れてはならない。
- ・女性の健康診断は、礼節を重んじる女性認可開業医の監督の下で行わなければならない。
- ・女性受刑者をある刑務所から別の刑務所や裁判所、もしくは取り調べのために移送する際、手錠や足かせを施してはならない。その代わり、女性受刑者が女性施設を離れる必要がある場合、女性看守がいる場合は、その者を同伴させなければならない。
- ・未決の女性受刑者に専用の刑務所がなければならない
- ・各州および中央政府直轄地区には女性専用の中央刑務所が1カ所なければならない。

矯正局地方事務所（R I C A）が行った、現代の矯正問題に関する2つの調査により以下の結果が明らかになった。

- ・女性受刑者は法的助言や法的意識、カウンセリングを必要としている。
- ・ほとんどの女性が、離れて暮らしている思春期の娘の保護および世話のことを心配している。
- ・女性受刑者が受けている職業訓練には、社会復帰に役立たない。
- ・女性刑務所には、臨床心理士、福祉担当官、ソ・シャル・ワーカーが必要である。

刑務所の女性たちは周辺化された標準以下の人間として取り扱われている。女性の刑務所はたいいていの場合、所内で幼児と共に暮らしている者を含む女性たちの特別な必要条件を無視している。ほとんどの犯罪者は皮膚病、結核などの呼吸器系疾患、性病などさまざまな病気を患っている。多数の者が精神的な病気にかかっており、他に行くところがないという理由だけで刑務所に置かれている。残念ながら、矯正的司法制度の手段としての施設でありながら、既決

囚、未決囚、精神障害者、浮浪者、貧困者、逃亡者、捨てられた少女、売春婦が区別されていない。このため、彼らは一様に、閉鎖的拘禁およびそれに伴う放置や虐待（性的およびその他の）による身体的精神的トラウマにかかっている。処罰施設にも、保護施設にも、更正施設にもなりうることから、刑務所の監房が「保安拘禁」の場所とみなされるようになっている。

緊急に必要なのは、人権におけるジェンダーへの感受性を養う専門的訓練であり、「人間的処遇」技術を刑務所係官に持続的に教える必要がある。子どもや扶養家族と離れて暮らし、劣悪な精神状態にいる女性に対する精神医学カウンセリングも必要である。

生存権は、インド憲法（第 21 条）の下の基本的人権である。最高裁判所は、生存権が人間的尊厳を持って生きる権利を意味するという裁定を下している。残念ながら、女性受刑者および被拘禁者の人間的尊厳は実際には尊重されていない。上記に挙げた勧告や提案は本格的には実施されていない。

女性受刑者の権利に対して十分な意識や感受性が見られない。これらは政治家の票集めには役立たないものである。女性の権利の侵害は「目に見えない」状態にあり、しかも、大規模に行われている。

パスティ・セレフィナ・シナガ
判 事

1．はじめに

インドネシアにおいて刑事拘禁を実施する場合、処罰（拘禁）の目的を達成する制度は、「矯正制度」（Sistem Pemasyarakatan）として広く知られている。これは、抑止を目的としがちなこれまでの刑事拘禁制度から、処置志向を特徴とする新しい方式への移行を示している。

特にここ数十年来、世界的な要請となっている人権の承認、尊重および保護の見地から言えば、禁固刑に服する受刑者を処置する制度としての矯正の概念が、今日の社会的変化や発展に対応し、調和する制度として特定の（積極的な）注目を得ていることは当然である。なぜなら、矯正制度は受刑者を処遇する際に、人間としての権利に留意するという信念に主眼を置くものだからである。

インドネシアでは、女性が刑事処罰を受けている間、彼らの尊厳や人権の保護を特定の統括する規則や手続きは依然として存在しない。矯正施設に受刑者を入れることは、矯正施設での判決の実現をはじめ、取り調べや訴追、裁判所における裁判などと共に、犯罪処置過程の一部である。犯罪処置過程は、統合刑事司法制度（警察、検事、判事と裁判所）の下で統合的に実施されている。

2．インドネシアにおける刑事司法制度

インドネシアは、ヨーロッパ大陸司法制度および民法典を採用しており、被疑者は刑事法典の手続きを通して措置を受けることになっている。刑事処置過程の基準として、インドネシアは刑事訴訟手続き（K U H A P）を成文化し、これは現在、法律第 8 号の下に定められている。K U H A P は、司法制度の中の司法のあらゆるレベルにおける司法手続きに関するすべての事柄を統括するものである。したがって、この手続きに関連するすべての機関（弁護士、警察、検事、裁判官）は K U H A P を準拠することになっている。

法のしかるべき過程は、恣意的権力からの個人の保護という憲法上の保障を構成しており、裁判所の決定による場合を除いて、何人も生命、自由、財産を奪われないことを保障している。以下の 3 点がその基礎および前提となっている。

- (1) 法による統治
- (2) 法の前の平等
- (3) 推定無罪

K U H A P は、法のしかるべき過程を実施する法的基盤となる必要条件に合致している。基礎的原則として以下のものがある。

- 法の下での平等の原則。
- 各被疑者に法的助言者が与えられる権利。場合によって、これは義務である。
- 法執行官から嫌疑に関する情報を受ける権利。
- 移動の自由の実施もしくは財産の権利に関する人権（性質上、個人的なものである）の侵害について、迅速に検査を受ける権利は法律による規定を基礎としなければならない。
- 被疑者が裁判に出席する権利。
- 推定無罪、など。

拘禁とは、捜査官や検事や判事が、法の定めるやり方で、方法に関する規定によって被疑者を一定の場所に拘置することである。犯罪者の拘禁は基本的に、自由に生きる権利を他者の手に掌握させることである。拘禁は、1981 年の法律第 8 号に明確に定められているとおり、推定無罪を根拠としなければならない。

捜査官が下す拘禁の命令は最長 20 日有効であり、検事はこれを最長 40 日延長することができる。60 日が経過した後は、捜査官は法によって被疑者を拘禁から解かなければならない。地方裁判所議長は、合計 20 日の訴追期間を 30 日まで延長することができる。50 日が経過した後、検事は、法によって被疑者を拘禁から解かなければならない。

裁判における審議のレベルでは、拘禁期間は最長 30 日であり、これは地方裁判所議長によって最長 60 日まで延長することができる。90 日が経過したのち、既決しない場合でも、被疑者は法によって拘禁から解かれなければならない。

3 . 矯正施設における発展の仕組み

インドネシアにおいて、処罰（受刑者の処置の概念による）およびその実施の方向性は 1995 年の矯正に関する法律第 12 号に見ることができる。

処罰（拘禁）の目的を達成し、法執行全体の成功をもたらす受刑者処置制度としての矯正の見地、関係性、緊急性を示すいくつかの事柄がある。これには、矯正施設にいる間と矯正施設から釈放後に受刑者を処遇するための概念の適用も含まれる。時間的側面から、矯正施設にお

ける処遇期間中の受刑者の矯正過程は以下のようないくつかの段階に分けられる。

- (1) 入所およびオリエンテーション段階（拘禁期間の 0～1/3）
- (2) 同化の段階（拘禁期間の 1/3～1/2）
- (3) 条件付き釈放の段階（2/3～拘禁期間終了時）

処遇段階にある受刑者の入所や移動は、受刑者が、矯正機関の係官の提示した処置プログラムにどれくらい対応できるか、また、受刑者の行動がどれくらい積極的に変化しつつあるかによってかなり影響を受ける。つまり、入所・オリエンテーション段階から同化の段階、さらに釈放の段階まで移行する期間は、処置過程を通過する受刑者の振るまい方に大きく左右されるということである。なぜなら、受刑者の処置方法としての矯正制度は、こうした前進的モデルおよび基準を採用しており、受刑者は、社会復帰、再統合、再社会化の目的を達成する努力へと向かわせる処置プログラムにしたがって、持続的に最適に行動することが事実上要求されている。

また、矯正制度による拘禁目的の達成の努力は、矯正施設の壁の外における矯正や、受刑者が拘置所内で刑期を終えた後の矯正という概念にも支えられている。矯正施設の外側および釈放後の処置は、BAPAS（矯正センター）と呼ばれる機関が行っており、BAPASは、通常、かつての受刑者が住む地域の指導者（正規の者およびそうでない者の両方）と協力する。

概念上、こうした処置の方法は、元受刑者の再統合や再社会化の目的を達成を大いに促し、元受刑者が地域とつながることによって、長期的には元受刑者が社会生活におけるバランスや安心感を回復することができる。

4．女性の尊厳と人権の保護

受刑者の処遇の最低限の基準に関する国際条約がある。これは 1955 年にジュネーブで開催された犯罪の予防と犯罪者の処遇に関する国連会議で受理されている。インドネシアは上記の条約にのっとり、1995 年の法律第 12 号や、処置を受けている受刑者の権利の実施のための義務と手続きに関する政府条例第 32 号（1999 年）およびその他の閣僚規則の中に、この条約の中身を採用している。

こうした受刑者の処置についての最低基準に関する国連条約は、模範的矯正機関制度について詳細に述べたものではない。この条約は、現在、妥当である制度の前提や主要要素に関する全般的合意を基礎とし、受刑者の処遇と矯正機関の運営における良好な原則および実践として広く受け入れられているものから着手することを追求している。

受刑者の人権の基本的原則は以下のように定めている。

- (1) 人種、肌の色、性、言語、宗教、政治的およびその他の立場、国籍や社会的素性、富、出生時その他の地位を根拠とする差別があってはならない。
- (2) 他方、刑務所をはじめ、集団の宗教的信条もしくは道徳的レベルを尊重する必要がある。異なる種類の受刑者は、性、年齢、犯罪行為の経歴、拘禁の法的理由、医療の必要性を考慮して、別個に矯正施設もしくは施設内の区域に収容しなければならない。また、
 - (a) 男性と女性は、できる限り別々の矯正施設に拘禁しなければならない。男女の両方を収容する施設においては、女性のための建物は完全に隔離されなければならない。
 - (b) 裁判を受けていない受刑者は、既決囚とは別々にしなければならない。
 - (c) 債務およびその他の民事事件で刑を宣告された受刑者は、刑事犯罪で入獄している受刑者と別々にしなければならない。
 - (d) 若い受刑者は成人と別々にしなければならない。

被拘禁者の権利と義務

K U H A P（刑事訴訟手続き）には、男女はいずれも法の前の平等権を有することを定めた原則があるため、今日まで、女性被拘禁者のためだけの規則や法律は制定されていない。人間生活における事実として、女性も犯罪を犯す可能性があることは否定できない。女性受刑者が他の女性と同じように、地域の成員であり、妻や母親、恋人、姉や妹であることや、普通の人間と同様に満たされなければならないニーズを抱えていることを忘れてはならない。彼らの人間としての権利は確かに制限されている。たとえば、彼らは自分の望む時間に、自分のやりたい方法で物事を行う力を持たない。しかし、多くの制限はあるとしても、彼らの人間としての存在はつねに尊重されなければならない。

被拘禁者の権利と義務には以下のものがある。

- a．被拘禁者は、1981年の法律第8号に定められたK U H A Pに関する権利と、いくつかの法律に定められた政治的権利や市民的権利を依然として有している。
- b．被拘禁者の権利は、神によって与えられた各人の権利において強調されている。この権利の実施は、被拘禁者としての地位を守ることによって実施される。被拘禁者から剥奪されている権利は、自由に生活する権利のみである。被拘禁者が処置プログラムに参加する義務は任意のものであって、強制的なものではない。この義務は、受刑者が、ストレスや退屈さや絶望感に適切に対処するためのさまざまな活動を実施することで、彼らに有利な恩典を与えるものである。

受刑者に対する処置プログラムは、当該の受刑者が裁判所から恒久的な決定を受けた時に終了する。さらに、矯正施設で処置を受けている者の権利の実施に関する義務と手続きについての、インドネシア共和国政府条例第 32 号（1999 年）は、特に以下の点を定めている。

- ・ 矯正制度は以下の活動に力点を置いている。処置を受けている犯罪者と地域社会の関係を回復することを目的とする、被処置者ためのケア、処遇、教育および指導。
- ・ 矯正と処置の実施は、受刑者が有益で良好な人間となることを目標とし、受刑者をケアし、処遇し、教育し、指導するという矯正制度の原則を基礎としている。
- ・ 矯正制度における受刑者は、精神的指導と身体的治療を受ける権利を持ち、宗教的義務を遂行し、家族やその他の人々など外部と意志疎通する権利を保障されている。
- ・ 印刷媒体および電子媒体の両者による情報の獲得や、妥当な教育などの取得。
- ・ 刑期の軽減（恩赦）や同化などは自動的に獲得できないが、一定の条件や基準により与えられる権利で、これらは定められた必要条件に合致しなければならない。
- ・ 受刑者の権利（矯正に関する法律第 12 号第 14 条）
 - a．自らの宗教や信念に準じた宗教的義務の遂行
 - b．精神的ケアと身体的ケアの両方の獲得
 - c．教育と指導の獲得
 - d．妥当なヘルス・サービスおよび食料の獲得
 - e．不服の申し立て
 - f．活字資料の入手と禁止されていないその他のマス・メディアの情報の入手
 - g．実施した労働に対する賃金もしくは賞与の取得
 - h．家族、法的助言者その他の人々の訪問を受けること
 - i．刑期の軽減（恩赦）の獲得
 - j．家族を訪問するための外出許可などの同化の機会の取得
 - k．条件付き釈放の取得
 - l．釈放前の外出許可の獲得
 - m．現行の法律および規則に準ずるその他の権利の取得

5．女性の矯正施設における設備（タンゲラン女性矯正所についての事例研究）

矯正施設のパイロット・プログラムとして、タンゲラン女性矯正所が建設された。この施設は、これまでの「刑務所」とは全く異なる設計に基づいている。「刑務所」の印象を与える建物は何もなく、女性受刑者のいるコテージと矯正所管理局で構成されている。

a . 女性矯正所の建物

受刑者が収容されている建物は、固定した円形のコテージで、空気が適切に循環するように、屋根はドーム状になっている。タンゲラン女性矯正所には、7つのコテージがあり、そのうちの6つは常設の収容施設で、残りの1つは臨時の収容施設となっている。各コテージには14部屋あり、1つの部屋に1~3人が収容される。臨時収容のコテージには6つの部屋があり、各部屋は5人まで収容できる。コテージのデザインは、各部屋が円形に配置され、対面するようになっている。中央の部屋は集会所になっており、受刑者は、一定の義務や責任が課せられたため、真の家族ではないにせよ、家族的雰囲気を持てるようになっている。

この矯正所には、収容場所としてのコテージの他に以下の部屋がある。

- ・ B I N A P I ルーム（受刑者に処置的指導を行う部屋）
- ・ G I A T J A ルーム（受刑者が工芸や、その他の製品を作製する活動を行う部屋）
- ・ B I M A S W A T ルーム（教育、ケア、文献の分野を含む社会的指導やケア）
- ・ 礼拝室：イスラム教徒にはモスクが、キリスト教徒にはチャペルが提供されている。
- ・ スポーツ・ルーム：卓球台やバトミントン場
- ・ 給食室：用意された食事をする場所
- ・ 売店：係官、被拘禁者、訪問者のニーズに応えるためのもの

b . 個人用設備

各部屋にはバス・ルーム兼トイレ、化粧鏡、マットレス、食器棚がある。娯楽用として、各コテージにはテレビが1台置かれている。B I N A P I ルームの行動には、伝統的なクリンタン（Kulintan）の設備やカラオケやカシダ（Kasidah）の備品がある。収容者は、収容所の外の情報を知るため、部屋に小さなラジオを置くことを許可されている。宗教活動のための聖書のほか、収容者の知識や洞察を深めるための図書室もある。スポーツ設備および手芸（ミシンや刺繍の設備）のための設備もある。状況によって、被拘禁者は非常時に電話を受けることもできる。

c . 処置プログラム

- ・ この矯正施設は、ドライ・フラワーの生け花や美容、刺繍、裁縫、料理、ガーデニングなどの、技術カウンセリング・プログラムにも支えられている。
- ・ 教育の分野では、「ケジャー・パケット」プログラムによって、読み書きのできない受刑者の識字化を図ったり、高校に行ったことのある受刑者に高等教育プログラムを実施する計画も作成されている。
- ・ 宗教の分野では、イスラム寄宿学校や教会、宗教省など外部機関と協力して、講義や

宗教的講話、宗教活動を提供している。

- ・ 人的資源の分野では、同化の段階を経過中の被拘禁者に、矯正所の外の指定企業（矯正所との協力で）や、工業技術訓練センター（ＢＬＫＩ）への雇用ができるようにしている。

d．その他の権利および守るべき規律

入所した（拘禁された）ばかりの女性被拘禁者はそれぞれ、妊娠中かどうかを見るための妊娠検査を受けることが義務づけられている。妊娠中の女性および矯正所で出産する女性は、2年間の授乳期間を与えられ、その後、子どもの心理的成長にしたがって、子どもは母親から分離されなければならない。矯正所は、一定の時期に、心理的ケアや心理士による相談を行うことになっている。

上記の権利の他、被拘禁者は、定められた日課に従ったり、礼儀を守ったり、他の被拘禁者や係官に友好的に接したり、コテージ環境を清潔に保ったりするなどの規則（規律）を守ることになっている。これらはすべて、コテージの規律を維持し、矯正所内の治安や一体感を作り出すことを目的としている。

e．2003年の矯正所活動プログラム

人権司法省の矯正局長が作成した活動プログラムは以下の最小限の人間的ニーズに合致した枠組みの中で、すべての矯正所で実施されなければならない。

- 1．人間の最小限のニーズに準じた衣類、寝具、靴下、下着、ＢＨ、食料、飲料水のニーズに合致する。
- 2．収容する部屋の設備のニーズに合致する。
- 3．台所用品のニーズに合致する。
- 4．一般様式（襟と前ボタン）に準じた、矯正教育を受けている受刑者と子どものための衣類の様式。
- 5．医者指定に準ずる患者のための補足的食事のニーズに合致する。
- 6．受当な人間の最小限のニーズに準ずる断食明けの補足的食事のニーズに合致する。
- 7．激しい労働を行う受刑者や、青年、幼児のための、基準に準じた最小限の食事のニーズに合致する。
- 8．患者の補足的食事や、断食明けや宗教上の休日のための補足的食事の費用。
- 9．食べ物の保管、加工、給仕は最小限の基準（衛生）に合致しなければならない。
- 10．各矯正所、拘禁センター、拘禁施設の支所に正規の医療担当者および衛生士を配置する。
- 11．各矯正所の病院に十分な薬品を提供する。

- 12．各矯正所の診療施設に十分な薬品および医療設備（一般および歯科）を設置する。
- 13．精神異常をきたしているすべての受刑者は精神病院に収容する。
- 14．すべての収容室に、換気と採光の条件に合致するバスルーム兼トイレを設置する。

f．問題点

当面の問題は、施設のニーズや、教育や育成の実施および訓練施設のニーズを満たすための資金である。たとえば、教育の分野では、受刑者のニーズ、能力、収容期間を考慮しなければならないため、すべての収容者に教育技術を提供することは不可能なことが考慮されなければならない。上記のすべてのニーズを政府に負担させることは適切な解決方法ではない。したがって、高い社会的関心を持っているN G Oや民間企業、国营企業などのさまざまな組織と協力関係を作ることが必要である。

政府は中間的収容施設を設立する必要がある。これは、被拘禁者が地域社会に戻る前に、心理的、精神的な準備をさせるためのものである。

6．結 論

インドネシアでは、処罰過程に関する規定が男女に有効であるため、拘禁施設および刑務所において女性の尊厳や人権を保護する特定の規則や手続きはない。インドネシアにおいては、第 27 条第 1 節に定められているように、女性受刑者と男性受刑者は同等の権利を持っている。第 27 条第 1 節は、法の前に男女を差別しないことを定めており、彼らの受刑者としての地位を遵守した上で、矯正施設にも適用されなければならない。

女性受刑者のほとんどが収容されている、タンゲラン、セマラン、マラン、メダンの女性矯正所をはじめとして女性矯正施設における尊厳と人権を促進するという枠組みの中で、女性受刑者の権利を支持することは、矯正施設の内部だけでなく建物の物理的形体からも見ることができる。しかし、物理的側面から言えば、いくつかの施設は修復される必要があり、また、数も増やさなければならない。処置や訓練や教育のプログラムは実施されているが、これらが適切に実施されるようにするために、依然として資金を増やす必要がある。

人権司法省の矯正局長が立案した、矯正所の女性収容者の尊厳と人権の保護の保障を目的とする 2003 年～2005 年の活動プログラムにも同じことが言える。これも、活動プログラムを適切に実施するという、政府および矯正施設の職員の政治的意志が必要である。

大村恵実
弁護士

はじめに

日本において、被拘禁者の人権の問題は、刑務所の刑務官が革手錠を使用して起こした暴行事件に端を発して、ごく最近一時的に大きく採りあげられた。

しかし、被拘禁者のうち、特に女性については、その尊厳を守るべくいかなる措置が必要であるのかがあまり研究されてこなかった。むしろ、被拘禁女性の置かれている状況すら知られていないのが現実である。

ひとくちに被拘禁者といっても、さまざまな拘禁状態があり得、それぞれの場で問題はある。たとえば、留置場については、被拘禁者の圧倒的多数を男性が占め、男性警察官が管理・監視するという構造上の問題から、男性被拘禁者、警官による性暴力の問題が絶えないと指摘されており、難民収容所などでも同様の問題があるとされている。

しかしながら、紙幅の制約もあり、今回は、既決拘禁女性の尊厳及び権利の問題について取り上げることとした。

まず、前半で、日本の女子刑務所における処遇の実態と、女性の尊厳及び権利を保護するための関連法規とを概観し、後半で、法規が現実機能しているのかを、裁判例の分析をしつつ検討する。

関連する日本の法規について一言触れておくと、既決拘禁者については、憲法に奴隷的拘束の禁止の規定（18条）、拷問・残虐刑の禁止の規定（36条）があるほかは具体的な権利保障規定がなく、憲法を受けた刑事訴訟法や、旧憲法時代から存在する監獄法などには、被拘禁者の人権を保障する規定が十分整っているとはいえない。

そこで、これらの国内法規を引用するほかに、市民的及び政治的権利に関する国際規約（1966年に国連総会で採択、日本は1979年に批准、同年に日本国内で発効した。以下「B規約」という。）のうち、7条、10条¹、被拘禁者処遇最低基準規則（1955年犯罪予防及び犯罪者処遇に関する第一回国連会議で採択されたもの。以下「処遇最低基準」という。）、「形態を問わず抑留または拘禁されている者の保護に関する原則」（1988年に国連で採択された。以下「保護原則」という。）、被拘禁者処遇基本原則」（1990年に国連で採択された。以下「基本原則」

¹ 7条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは処罰を受けない。
10条1項 自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。

という。)等を参照しつつ、日本の現状について報告することとしたい。

日本の女子刑務所の概要

1. 女子受刑者の数

平成 13 年度矯正統計年報(法務省大臣官房司法法制部、以下の統計はすべてこれによる)によれば、平成 13 年の収容延べ人員(日々収容されている人員の年間における累計)は、受刑者全体で 1789 万 5,467 人、女子は 96 万 3,282 人である。

1 日平均収容人員は、全体で 6 万 3,415 人であり、このうち女子は 3,488 人である。平成 13 年の新受刑者数は全体で 2 万 8,469 人、女子は 1,562 人である。

2. 女子刑務所の数と収容人員数

日本には、刑務所が全国で 59 箇所(拘置支所を除く)あるが、女子刑務所は、全国で 6 箇所(札幌、栃木、笠松、和歌山、岩国、麓)ある。

収容施設については、監獄法²が、「監獄に男監と女監を設けこれを分隔す」との規定を置いており(3 条)、男女別を原則としていることから、女性専用の刑務所が設けられている。

しかし問題は、どの施設も定員オーバーで、あり(たとえば、栃木の女子刑務所では定員 648 名のところ、2002 年 12 月現在、797 名が収容されている)、男性受刑者用の刑務所で、女性受刑者が移送待ちをしていることが多いことである。中には、2 ヶ月近く待たされるケースもある。

最低基準規則 8 条³の要求を満たすためには、移送待ちを減らすべく女子施設の拡充を図り(これは、結局、予算⁴増加の問題に帰着する。)、一時的に男子刑務所に収容することがやむを得ない場合のために、男子刑務所内の女子区画の分離、充実に十分な配慮、がされるべきである。

² 明治 41 (1908) 年施行。本文では、旧字を、現代かな遣いに改めて記載した。

³ 処遇最低基準規則 8

異なった種類の被拘禁者は、性別、年齢、犯罪歴、拘禁の法律上理由、処遇上の必要を考慮し、分離された施設または施設内区画に収容されなければならない。したがって、

(a) 男子と女子は、できる限り、分離された施設に拘禁されなければならない。男子と女子をともに受け入れる施設においては、女子用敷地の全体が、完全に分離されなければならない。

⁴ たとえば、2002 年 7 - 9 月の歳出は、全体で、約 17 兆 9561 億円、このうち法務省所管合計が約 1136 億円、矯正官署に約 396 億円が使われている(財務省調査より)。

3．処遇の基本制度

(1) 収容分類と処遇分類

男性受刑者は、犯罪傾向の進展度合い、刑期の長短、年齢や、外国人であること、身体・精神障害者であることなどにより、収容する施設や施設内の区画を区別する「収容分類」制がとられている。

これに対し、女性受刑者は、女性であることが一つの収容分類基準であって、その他の分類はなされていない。すなわち、一つの施設に、初犯、累犯が混禁されている（工場や舎房については、主に犯罪傾向の進度によって分ける配慮がなされている）。

一方、「処遇分類」制は、男性と同様にとられており、職業訓練が必要な分類、教化教育が必要な分類などに分けられている。

(2) 累進処遇

男性と同様、累進処遇制度はとられており、上級に進むたびに外部交通、物品所持、行動の制限が緩和される。

(3) 問題点

女性受刑者に関して収容分類制が採られていないことは、最低基準規則 8 条と関係して、以下の点で問題となる。

まず、工場や舎房が分けられていたとしても、一つの施設に犯罪傾向の進度の異なる者がいる以上、相互に接触の機会もあることになる。たとえば、栃木刑務所では、食事は、一部を除いて全体が一堂に会するシステムがとられている（男性の刑務所では、舎房でとるのが一般的である。）。朝などたった 12 人の職員で 700 人近くを監視しており、監視がゆきとどかないため、刑務所も改善を考えているという。

次に、女子精神障害者の処遇が、最低基準規則 82 条⁵と関連して問題となる。医療刑務所は女性の収容人員に限界があり、また、身体疾患の者が優先されることが多いため、女性の精神障害者は、一般受刑者と同じ施設に収容されることが多くなる。栃木刑務所を例にとると、薬物の後遺症（収容者数全体の 6%）、精神病（同 2%）、うつ病（同 2%）の患者も収容されている。

これらの精神障害者が、たとえば叫ぶなどして障害を発現した場合、本来は責任を問うことはできないにもかかわらず刑務所としては、「規律違反」として処罰せざるを得ない。

⁵ 82 条 (1)精神病と判明した者は、刑務所に拘禁されてはならず、精神医療施設へできるだけ速やかに移送する措置が取られなければならない。(2)その他の精神障害または精神異常の受刑者は、医学的管理の下にある特別施設で、診察・治療されなければならない。

他の受刑者から、不平等との不満が出ないようにするためである。結果的に、当該障害者に対する治療処遇は徹底しないことになる。

さらに、このような精神障害者と同様、同じ施設に収容されているために処遇が徹底しないという問題は、外国人に関しても生じている。外国人女性の増加（栃木刑務所には全体の 22 パーセント、160 名がいる。中国、フィリピン、韓国の順で多い。）に伴い、早急な対策が求められる。

4．職員の構成

(1) 男性職員の関与の実態

最低基準規則 53 条は、女性職員による処遇を原則としているため⁶、職員の構成をしてみる。

刑務所の職員には、刑務官、技官（作業指導、職業訓練を担当する）、教官（教科、レクリエーションの指導を担当する）、看護婦がいるが、それらの職員の 8 割が女性であり、直接処遇する保安課、教育課、分類課は課長以下ほとんど全員が女性である。男性は事務系統（庶務、会計、用度、業者との連絡など）に就く者が多い。

一例として、栃木刑務所では、職員全体のうち 16 パーセントが男性であるが、女性受刑者と直接関わる看守については、全体 88 名のうち、男性は 3 名のみである。

もっとも、日本では、男性職員が女性受刑者の区画へ立ち入る際に、必ず女性職員を同伴することを義務づけられてはいない（独居拘禁の場合を除く、監獄法施行規則 29 条⁷）。

その点では、最低基準規則の原則が徹底しているとは言い難い。

(2) 女性職員による処遇の徹底

最低基準規則 53 条にいう、女性職員による女性受刑者の「世話、監督」を徹底すべき場面として特に問題となるのが、身体検査であるので、ここで取り上げる。

監獄法 14 条には、身体検査について、「新たに入監する者あるときはその身体及び衣類の検査を為すべし在監中の者につき必要あると認むるときまた同じ」との規定があるため、男性受刑者は、入所時と出所時はもちろんのこと、毎日作業服に着替える際に検身を受ける。

⁶ 53 条 男女双方の被拘禁者を収容する施設では、女子用区画は、責任ある地位の女子職員の管理の下に置かれ、この区画の鍵はすべて、この職員が保管しなければならない。

男子職員は、女子職員の同伴がなければ、女子用区画に立ち入ってはならない。

女子の被拘禁者を世話、監督するのは、女子職員のみとする。ただし、男子職員、特に医師及び教師による、女子施設または女子用区画での専門的職務の遂行を妨げるものではない。

⁷ 監獄法施行規則 29 条 所長、監獄の医師及び女子の監獄官吏を除く外監獄官吏は単独にて独居拘禁に付せられたる婦女を巡視することを得ず夜間独居監房に…付きまた同じ

これに対して、女性の受刑者は、検身が入所時と出所時にしかない。これは、作業場の種類が男性とは異なり、何かを持ち込まれて危険な事態になることが少ないこと、舎房に持ち帰って危険な物といえば鉄などの工具くらいであるが、これらの数は作業終了時に必ず数えるため、問題は起きにくいことが理由である。

この入所時と出所時の検身は、「婦女の身体...の検査は女子の監獄官吏これを為すべし」との規定（監獄法施行規則）により、運用上も、女性刑務官によることとされている。受刑者の増加に伴い、この運用が崩れることがあってはならない。

(3) 法務省矯正局職員について

なお、処遇の立案をする側の状況にも一言触れておくと、法務省の女子施設係には男性職員が多い。そのため、女性の視点が欠如し、女性の処遇には不適切ではないかと疑問視する声もある。

女子刑務所の処遇目的

1．処遇目的

処遇上重視すべき点については、1972年に「受刑者分類規程」という法務大臣の訓令が出され、これが現在でも指針となっている。

これによれば、女子処遇の重点は、以下の点に置かれている。

情緒の安定性を養う

家庭生活の知識と技術を習得させる

教養と趣味を身につけさせる

健康の管理に留意する

保護引受人との関係の維持に努める

2．作業、教育内容

教育に関しては、最近になって、男性と同じように、義務教育が済んでいない者には国語、算数を教えたり、大学に進学を希望する者には大検資格をとらせたりするようになった。

しかし、刑務作業や職業訓練については、男性のする作業や訓練とは、多少様相が異なる。

女性の刑務作業は、金属組立、洋裁、刺繍、炊事、洗濯、清掃が、職業訓練は、美容、フォークリフト、介護サービスが指定されている。

3．問題点

作業や職業訓練の内容を男性のそれと比較してみると、女性受刑者には、上記の処遇目的に沿って、家庭人として更生することが期待されているといえることができる。

しかし女性の生き方は、上記分類規程が出されて以来この30年で大きく変化した。それにもかかわらず刑務所の中では、依然として、従来の「女性像」に基づく処遇がなされているといえる。このことを、「刑務所内におけるジェンダーの再生産」と呼ぶ論者もいるほどである。⁸

もちろん、家庭人としての教育と同時に職業人としての教育を重視すべきではないか、多様化する女性の生き方に対応できる個別処遇を図るべきではないかという声が、矯正処遇に現場で携わる者の中からも出ている⁹が、現状を変えるには至っていない。

女性固有の問題

1．女性には、妊娠・出産といった、男性と異なる配慮が必要となる局面があり、最低基準規則23条¹⁰は、さまざまな配慮を要請している。

また、保護原則は、その5条で、原則の適用に関してしていかなる種類の差別もしないことを明言した上で、「法律の規定に従い、婦人（なかんずく妊婦及び授乳中の母親）」等の「権利及びその特別の地位を擁護することのみを目的とした方策は差別とはみなされないものとする。このような方策の必要性和その実施はたえず裁判官もしくはその他の官憲によって審査されなければならない。」と規定している。

2．妊 娠

(1) 妊婦に対する配慮

栃木刑務所の例であるが、妊婦に対しては次のような配慮がなされている。

⁸ 福田雅章、岡田久美子「塀の中の女性の人権」より。

⁹ 久我零子「女子受刑者の処遇」など。

¹⁰ 被拘禁者処遇最低基準規則23

1 女子施設には、産前産後に必要とされるすべての看護・治療のための特別設備が備えられなければならない。分娩を施設外で行うための措置が、可能な限り常に、講じられなければならない。子どもが刑務所内で生まれた場合でも、この事実は、出生証明書に記載されてはならない。

2 乳児が施設内で母親の許に残る場合には、資格ある職員のいる育児室が設けられ、母親が世話をしていないときには、乳児はここに預けられるものとする。

妊娠が判明すると単独室に入れる。

食事を特別食（カルシウムの多いものなど）にする。

産婦人科医が定期的（月２回）に診察に来る。母体の状況によっては月に１回程度、外部施設で診察受けることもある。

（２）問題点

母体の保護が充分か問題となるのは、産婦人科医が切迫流産や妊娠中毒で危険と診断しないかぎり、刑務作業の免除がなされることはない点である。

これが、受刑者ではなく、通常の労働者であれば、実態はともかく、法規上は、労働基準法 65 条によって、産前 6 週間産後 8 週間の就業禁止が規定されている。

刑務作業は、職業選択の自由の余地のない強制労働であることから、いわゆる「労働」ではないとされており労働基準法など関連法規の直接適用は認めないのが現在の運用である¹¹。判例も、刑務作業は「刑の執行そのものである」としており¹²、この立場をとっていると考えられる。

したがって、労働基準法 65 条の適用を主張することは難しいが、妊婦たる受刑者を労務の負担から保護する規定を設ける必要があるだろう。

３．出 産

（１）出産に関する配慮

日本の女子刑務所では、子どもの出生場所が刑務所とならないよう、陣痛が始まると、所外の施設に移送することとしている。

この移送の根拠は、監獄法¹³にある。

移送先の病院は、事実上の協力病院がある。他の患者の目から受刑者を保護すべく、移送手続きがスムーズに進むようにするためと、病院によっては名誉にかかわるとして受刑者の受け入れを拒否することもあるためである。

¹¹ 十川学「刑務作業・職業補導と関連法令」参照

¹² 大阪地裁昭和 54 年 3 月 23 日、判例タイムズ 392 号 144 頁

¹³ 監獄法

43 条

精神病、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症その他の疾病に罹り、監獄において適當の治療を施すことあたわざると認める病者は情状により仮にこれを病院に移送することを得

44 条

妊婦、産婦、老衰者および不具者はこれを病者に準じることを得

(2) 移送の早期化

陣痛開始前の妊婦の移送については、外部の産婦人科医による検診が必要なときに限られ、必要性が認められる事例は少ない。母体の安全という観点からは、陣痛開始を待たず、より早期の移送を運用として確立すべきではないか。

4．妊娠・出産と刑の執行停止との関係

ここで、妊娠・出産と刑の執行停止について付言する。

日本の刑事訴訟法 482 条には、

「懲役、禁固または拘留の言い渡しを受けた者について以下の事由があるときは、刑の言い渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官または刑の言い渡しを受けた者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官の指揮によって執行を停止することができる。

- 1 刑の執行によって、著しく健康を害するとき、又は生命を保つことのできない虞があるとき
- 2 年齢 70 年以上であるとき
- 3 受胎後 150 日以上であるとき
- 4 出産後 60 日を経過しないとき
- 5 刑の執行によって回復することのできない不利益を生ずる虞があるとき
- 6 祖父母または父母が年齢 70 年以上又は重病もしくは不具で、他にこれを保護する親族がいないとき
- 7 子または孫が幼年で、他にこれを保護する親族がいないとき
- 8 その他重大な事由があるとき

との規定があり、妊娠、出産の際も、条文上は、3、4、8 号によって、刑の執行を停止することができるように読める。

しかし、そもそもこれらの規定は、自由剥奪という自由刑執行の趣旨を徹底するため、自由剥奪以外の要素を混入させる重大な事由がある場合に、任意的な執行停止を規定したにすぎない。

そして、検察官は、執行を停止したときは、検察官は、帰住地を管轄する警察署長に通知し、保護観察所長に保護措置を請求することとされており（執行事務規程）、運用上も、信用できる保護引受人の存在を要件としているため、結局、この規定が適用される例はほとんどないのである。

5．育児

(1) 「携帯乳児」

監獄法 12 条には「携帯乳児」の規定がある。

1 項 新たに入監する婦女その子を携帯せんことを請うときは必要と認むる場合に限り満 1 歳に至るまでこれを許すことを得

2 項 監獄において分娩したる子についてもまた前項の例による
というものである。

(2) 出産後の生活

受刑者は、出産後 1 ヶ月の間、トイレ、風呂が他の者と一緒にならずに済むよう、特別に設けられた「保育室」に入ることができるが、その後は通常の生活に戻り、刑務作業にも就く。

保母はおらず、刑務作業の間に子どもを預かる者がいないため、結局、1 ヶ月して母体が通常の生活に戻ると同時に、子どもも乳児院に預けられるのが実態である。

したがって、この監獄法の規定のように、1 年間子どもとともに過ごすことは、現実にはない。

(3) 規定に対する疑問

この携帯乳児の規定は、授乳などを想定した規定と考えられ、妊娠、出産と並んで論じる便宜上、今回は、「女性固有の問題」と題して取り上げた。

しかし、「携帯」を認めることが、育児一般の問題と考えれば、本来は、男性女性ともに関係する事柄である。「婦女」にのみ乳児の「携帯」を認める監獄法の規定に批判が強いことも付言する。

被拘禁女性の権利侵害に対する救済措置

1．ここまでは、国際的な基準として採択された最低基準規則等の規定に照らして、日本の現状を見てきた。設備、制度、処遇政策の問題から、被拘禁女性の尊厳と権利を保護するための措置が充分にとられておらず、保護の必要性の認識も甘いことがわかる。

そこで、次に、日本において、被拘禁女性がその尊厳と権利を保持すべく、現状に対する救済を求めるには、国内法上及び国際法上、どのような手段があるのかを検討する。また、裁判

例上、それらの手段が救済に有効なのか、すなわち、最低基準規則等が日本の裁判例の中で裁判規範として機能しているのかを考えてみたい。

2．救済措置の種類

救済措置としては、第一に、端的に、被拘禁状態を解くことが考えられる。人身保護法による救済がその例である。

第二は、侵害に対して、金銭賠償を求めることであり、日本では、国家賠償法がその根拠となる。

第三は、各種機関への申し立てである。

監獄法及び同法の施行規則には、「情願」や「所長面接」という制度が規定されており、法務大臣や刑務所長に対して手紙を書いて窮状を訴えることができる。しかし、もちろん、訴えを受けた者は、改善の法的義務を負うわけではない。

また、法務省人権擁護局や日本弁護士連合会に対して人権救済の申し立てをすることができ、申し立てが受理されると、是正勧告が出されることがある。ただし、これは、あくまでも「勧告」であり、問題の所在を世論にアピールする効果のほうが重視されている。

今回は、人身保護法と国家賠償法による救済に触れる。

3．人身保護法による救済

(1) 人身保護法は、「現に、不当に奪われている人身の自由を、司法裁判により、迅速かつ容易に回復せしめることを目的と」して制定されたものであり、「法律上正当な手続きによらないで、身体の自由を拘束されている者」についての救済をする手続きを定めたものである。

もっとも、法に基づく救済を請求できるのは、その拘束の著しい違法性が顕著であるといえる場合に限定されている（人身保護規則 4 条）。

そして、この違法性を主張する根拠として、処遇最低基準規則などの国際的基準が引用されることが多い。日本の国内法の規定に不備があるため、それに依拠した主張をしにくいからであろう。

(2) しかし問題は、裁判所が、「拘束の著しい違法性」を判断する際に、国際的な最低基準規則などを解釈準則としているかという点である。上記第 4 までで引用した最低基準規則の条文について直接判断した裁判例はないが、最低基準規則については、以下のような判例がある。

徳島地裁平成 10 年 7 月 21 日の判決であるが、事案は、受刑者の治療のため、刑務所から病院または医療刑務所に移送することを人身保護法に基づいて請求したものであり、裁判所は、拘束が違法状態にあることを否定した。

請求者側は、B 規約の解釈にあたってはウィーン条約の適用があり、ウィーン条約 31 条 3 項 b の規定¹⁴により、国際人権規約委員会のゼネラルコメントが考慮されるべきである、との立場を前提とした上で、「B 規約 7 条、10 条 1 項に関する、ゼネラルコメントによれば、B 規約の締約国は、被拘禁者処遇最低基準規則及び被拘禁者保護原則を遵守、適用すべき立場にある」と主張した。

これに対して、裁判所の判断は以下のようなものであった。

ウィーン条約は、日本では 1981 年に発効しており、遡及効を有しない以上、1979 年に日本で批准して発効した B 規約には適用されず、また、B 規約の第 1 次的な解釈権は各締約国にある。ただ、そうだとすると、憲法 98 条 2 項¹⁵が定める国際協調の精神に鑑みれば、「ウィーン条約 31 条の趣旨を尊重し、B 規約の解釈は、国際連合の各機関が定めたゼネラルコメントや、被拘禁者処遇最低基準規則、被拘禁者保護原則の趣旨に、できるかぎり適合するようになされることが望ましい」。

(3) このように、裁判所は、結論としては、ウィーン条約の効力発生の時点を理由として、最低基準規則等が直接に拘束の違法性を判断する根拠となることを認めなかった。この判例の論理によれば、いかなる場合にも最低基準規則等を「適用」することはできないことになる。

しかし最低基準規則等を尊重するべきであるとの姿勢を示したことは一定の意味があるだろう。

一方で、最低基準規則等の法的拘束力を明確に否定した判例もあるのでそれを以下で検討する。

¹⁴ 条約法に関するウィーン条約 31 条

1 項 条約は、文脈によりかつ...用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。

3 項 文脈とともに、次のものを考慮する。(b)条約の適用につき後に生じた慣行であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの

¹⁵ 憲法 98 条 2 項 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

3．国家賠償請求

(1) 国家賠償を請求するには、違法性が要件となるが¹⁶、その違法性を判断する際に、人身保護請求と同様、国際基準が解釈準則となるかが問題となる。

(2) たとえば、無期懲役の受刑者が、刑務所長のした、長期間の独居拘禁が違法であるとして国家賠償請求をした事例についての裁判例がある（旭川地裁平成 11 年 4 月 13 日、判例時報 1729 号 93 頁）。

原告が、独居拘禁が憲法 18 条、36 条、B 規約 7 条、10 条、被拘禁者処遇最低基準規則 57 条、21 条 1 項または被拘禁者処遇基本原則 6、7 に違反し違法であると主張したのに対し、裁判所は、「被拘禁者処遇最低基準規則または被拘禁者処遇基本原則は、いずれも日本国内において法的拘束力のあるものではないから、違法性認定の根拠とすることはできず、この点についての原告の主張は失当である」とした。

高裁レベルでも、たとえば仙台高判平成 5 年 4 月 14 日は、接見交通に関する事案であるが、最低基準規則及び保護原則について、「ガイドラインを示したにすぎず、何らの法的義務を科するものではない」とし、B 規約の「解釈基準を定めたり、あるいは国際慣習法として機能しているものとも認めることができない」とした。

(3) 以上いずれの判例も、最低基準規則等の法的拘束力を否定し、これらに依拠した主張を認めないことを明らかにしたものである。

これらの判例は、B 規約の 7 条や 10 条 1 項の自動執行性を否定したものではないが、B 規約の規定が抽象的なものにとどまる以上、それを具体化するものと解しうる最低基準規則などに依拠した場合よりも、国賠法上の「違法性」が認定されるだけの事実を摘示することが難しくなる。結果として、被拘禁者が、国際的な基準を満たす処遇をするよう、B 規約などの規定を根拠として法的な救済を求めることも、事実上不可能に近いことになる。

¹⁶ 国賠法 1 条 国または公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を与えたときは、国または公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

おわりに

日本において、被拘禁女性の尊厳と権利の問題は、置き去りにされてきたと言っても過言ではない。国内法規や制度の不備もさることながら、国際法規を法的拘束力がないという一言で蔑ろにする現状がある。

これまで、「良き運用、慣習」でまかなってきた部分についても、国際的な要求に耐えうるだけの園内法規の整備を早急になすべきだろう。

また、司法の場も、「人権保障の最後の砦」として、日本の被拘禁者、とりわけ、これで注目されてこなかった女性の被拘禁者の問題を認識し、国内法規、国際基準に依拠した済をすべきである。

そして、我々は、被拘禁女性の尊厳と権利を確立すべく、司法、立法、行政すべてに働かせる努力を怠ってはならない。

ステファニー・バスティアン

弁護士

序 論

マレーシアには数種類の収容施設があり、さまざまな法律と法的手続きの下に置かれている。こうした法律と法的手続きはマレーシア人と外国人、男性と女性に適用され、例外規定も設けられている。そのうちのいくつかを上げてみよう。

1. 留置場——刑法違反その他の行為によって逮捕された者は、警察の留置場に 24 時間勾留されるか、あるいは下級判事によって再勾留され（最長 4 日間）、その後、捜査目的によって釈放されるか裁判にかけられる。
2. 少年収容所
3. 麻薬常習者更生センター
4. 少女更生施設
5. 宗教的更生施設
6. 裁判なしの収容——国内治安法（I S A）（公共の秩序および犯罪防止）緊急布告、（麻薬予防措置）特別法による収容。収容命令につづき明らかにされない場所で 60 日間拘禁される。
7. 不法移民——勾留センターないしキャンプ
8. 刑務所——再勾留および既決囚

マレーシアの治安に維持および収容は内務省の管轄下にあり、その中に警察、刑務所、移民の各部署がある。その他の関連組織としては、首相の部局下にある内部的な警察懲戒部、警察苦情局、法務長官の判事室、弁護士会、マレーシア人権委員会（S U H A K A M）および人権・女性関係の N G O がある。

拘禁や警察での勾留の規制、手続き、実態に関してここ数年、さまざまな問題が国内メディアで取り上げられてきた。その主な要因は、異議を申し立て多数の改革を求める人びとが逮捕され、彼らが逮捕のやり方や被収容者の苦境を暴露したことにある。本論では留置場の実態に限定し、刑法および警察法違反、犯罪手続き法（C P C）に定められた手続きについて述べたい。

留置場での勾留

重犯罪から軽犯罪まで逮捕者は毎日数百人におよび、ほとんど全員が留置場に入れられた後、再勾留されて有罪になるか釈放される。留置場は警察署内にあり、特定の警察管区では男女用の別個の留置場がある。

A．逮 捕

1．警察の役割——犯罪防止、治安維持、国民の安全を義務とする警察は、犯罪の性質と犯罪者のレベルをよく見極めた上で状況への対応の仕方を決める必要がある。例えば、市民権を行使した異議申し立てと通常の犯罪とは区別しなければならない。

2．妥当な力の行使——相手が武装もせず、逮捕に抵抗もしない場合は、逮捕に際して過剰な力や実力を行使する必要はない。抗議行動に加わって対処される人の中には女性や幼い子どもをもつ親もいる。こうした人びとは武装していないし、逮捕に抵抗したりもしないが、それでも不必要かつ過度の暴力が彼らに振るわれる。(病院で治療を受けなければならなかったことを多くの人たちが実証している。)

改革すべき点

- a) 警察官の研修——警察の役割、とくに犯罪および犯罪者の種類を見分ける訓練を行う。
- b) 非武装の人びと、逮捕に抵抗しない人びとに力を行使する必要はないこと。

B．拘 禁

1．情報を得る権利——逮捕、勾留、告発というプロセス全体を通じて、被疑者は一切の情報を与えられない。せいぜい「お前は逮捕された」と言われる程度である。拘禁されている間中、不安と疑いにさいなまれる。なんらかの情報を与えられるとしても、真実ではない可能性が高いが、いくつかの事実で口を割らせようとか、何も言わせないようにするためかもしれない。

2．連絡する自由——電話は1回。家族や弁護士、雇用主に逮捕された事実を知らせる権利は法的にも実際面でもまったくない。1度逮捕されると、完全に孤立してしまう。こうした状況では、家族に自分の居場所を知らせることもできないし、薬を持ってきてもらうこともできない。法的助言を恩恵にあずかることもできず、無実の供述書を書いても有罪にするために利用される。保釈の手続きを取ることもできないし、家に幼子がいて迎えにいったり世話をする必要があるといった事柄に手を打つこともできない。ひとり暮らしでペットを飼ってい

た場合、現在の制度では、ペットは何日間も餌をもらえず、死んでしまうだろう。

- 3．警告（第113節、被疑者に対して、供述が裁判で証拠として採用される旨の警告）——逮捕された人のほとんどは、警告を聞かされてもその目的や内容が理解できない（警告がまったく行われない場合もある）。何が言われ、何が言われなかったのか証明は難しい。それぞれの警告だけを基に告発されたり、時には有罪判決を受けることもある。供述すれば家に帰れるとか、単なるお決まりの供述だといわれると、そう思ってしまう場合もあることは明らかである。
- 4．医者に診てもらうこと——留置場に医者を派遣したり、定期的な検診を行うことは非常に難しく、ほとんど不可能である。負傷者は24時間待たされ、下級判事が到着して許可を与えてからでないと治療を受けられない。
- 5．所轄外の警察による尋問——逮捕理由に関係のない事柄について行われる。例えば、公安部は再勾留期間を利用して、あらゆる種類の事柄について質問し、脅し、嫌がらせをする。尋問する担当官が身元を明かさず、どこの警察から来たかとも言わないこともままある。そうした情報を求めると、きつい譴責を受けることが多い。いちど逮捕されたら、尋問はやり放題のように思われる。
- 6．再勾留期間が終わってもまったく何も知らされない——再勾留の最終日を迎えると、留置場から出され、所持品を渡され、車に乗せられていくことも分からず連れていかれる。行き先は裁判所で、どうなっているのだと聞くと、お前は告訴されたのだと告げられる。弁護士か家族が来るのかと聞いても、何も教えてくれない。保釈手続きを取りたいというと、笑われたあげくすでに遅すぎる、カジャン/スンゲイ・ブロウ刑務所で一晩明かせば、明日保釈されるといわれる。
- 7．再勾留期間の計算——土曜日に逮捕されると、日曜日には再勾留手続きが取られず、労働日の月曜日に回される（約48時間遅れる）。月曜日が休日だった場合は再勾留の審問は火曜日になる。
- 8．働きにくい弁護士——再勾留審問で被疑者の代理人となる弁護士は難しい立場に立たされる。時には被疑者の氏名を知るよう強制され、その逆の場合もある。弁護士や家族が警察署で朝8時から午後4時まで待たされることもあるし、法廷ではいつ当人が連れて来られるかわからないこともある。隠れんぼうのようなものである。その瞬間を逃すと、弁護士や家族の立会いがないまま告訴されることになる。

改革すべき点

- a) 勾留された人は逮捕された理由と手続きを通告されるべきである。これを勾留担当者の義務とすべきであるし、さもなければ代わりの手段として警察署に逮捕された場合の手続きについて書かれた文献を備えておくべきである。

- b) 逮捕されたらそのことを誰かに通知してもらう権利に関し法制化が必要。
- c) 弁護士の助言を受ける権利に関し法制化が必要。
- d) 供述に関する警告について、中立的立場の人間による説明が必要。
- e) 供述に関する警告と黙秘権について、市民教育を行う必要がある。
- f) 被収容者に医者が定期的に往診することができる規則を導入することも可能。
- g) 警察の尋問は逮捕された事由に限られるべき。
- h) 被疑者を再勾留する場合は、再勾留の法律にしたがって時間を計算すべきで、日曜日や休日に関わりなく 24 時間以内になされるべきである。
- i) 弁護士、警察、逮捕された当人の間で隠れんぼうをする必要はない。弁護士が要請すれば、依頼人に関する手続きの情報を伝えられるべきである。警察の側が必要な証拠をそろえ確信をもって人を告発するなら、被疑者を弁護士や家族から隠す必要はまったくないし、隠しても意味がない。

C. 留置の実態

- 1. 過密状態の監房——全員が 1 度に寝ることはできない。他の者たちが寝ている間、起きている者たちもいる。
- 2. めがね——逮捕された者から眼鏡を取り上げることもある。眼鏡なしでは方向感覚を失ってしまう。
- 3. あらゆる種類の被収容者が混ざっている——筋金入りの犯罪者、非行少年、麻薬常習者、市民権運動の被収容者など。
- 4. 男性被収容者の場合、パンツひとつになることを要求される。再勾留の間、そのままではない。
- 5. トイレを使う際、プライバシーがない。恥ずかしい思いをさせ、品位をおとしめるためである。
- 6. 供給される毛布は汚れている上、数が少なく、たいていは寝るときにセメントの床に敷く。
- 7. 嫌がらせ——逮捕された人間をばかにしたりあざ笑う。

改革すべき点

- a) すべての警察署と刑務所、更生施設について適切な調査を委託すること。独立して 45 年、こうした調査を行い、必要な改革を行うのはきわめて論理的である。

D．下級判事の権限

- 1．犯罪手続き法（C P C）17 節で定めている 14 日間勾留は長すぎる（英国では最大限 96 時間である）。犯罪によってはこれはすでに刑期に相当する。
 - 2．再勾留は自動的に認められる。——検察が求めによって自動的に決まる。判事が再勾留の日数を決めたり、いつその延長を決めるかについて、基準はいっさいないように見える。再勾留の必要性、犯罪の種類、捜査されるべき事柄などについての質問はいっさいない。とくに弁護士が出席していない場合は、検察が要請した再勾留機関がそのまま認められるのが普通である。
- 3．下級判事は被疑者に対する取り調べをほとんど行わない。打たれたり脅されたりしたか、病気かなどと被疑者に尋ねようとししない。事実、手続きの雰囲気全体も速度も、被収容者が判事にほんとうのことを打ち明けられるようなものではない。
- 4．判事は再勾留の審問のために警察署にくる。逮捕された者はほとんど房から出ないこともある。

改革すべき点

- a) 新たな条件 / 基準を確立し、下級判事はこれらを確実に満たさなければ再勾留期限を決めてはならない。
- b) 現在の再勾留期限を短縮すべきである。
- c) 被疑者の状態に関連して下級判事が尋ねるべき取り調べの基準を決める必要があるだろう。
- d) 再勾留の審問を警察署 / 監房 / 留置場で行うべきではない。

E．全般的事項

- 1．警察官は氏名を明かさず、名札をつけていない。
 - 2．家族に対する処遇——逮捕された人の家族は、捜査官（I O）や警察署から情報を得るのが非常に難しい。たいていはその場限りの対応で、警察署で何時間も待たされる。
- 3．警察も判事も「有罪が証明されるまでは無罪」ということを忘れてはならない。しかし、被疑者は犯罪者として扱われると、すでに処罰を受けているように思えることが多い。
 - 長期の再勾留機関。留置場の状態。
 - 情報の欠如、長引く裁判からくる不安
 - 経済問題、失業、暴力。

結 論

最近になって、改革を要する状態について報道やロビー活動が活発化したことから、当局から制度改善についていくつかの声明や公約が出されている。法的改革は、新法の制定、旧法の廃止、既存の法律の改正によって行うことができるが、最終的には事態を正常に戻し、不備を是正し、状態を改善することに役立つものでなければならず、よくありがちな法の抜け穴をつくろい、規則を厳格化するものであってはならない。

S U K A H A M、法務長官判事室、警察などは状況改善のための有効な計画を提示してきた。学校での人権教育、留置場での衣服、マットレス使用、判事に対し被収容者の話を聞き、再勾留を検察の要求通りに許可しないよう忠告、24 時間規則の厳守、留置場での有線テレビ設置、性虐待被害者のための警察緊急通報センター、女性組織との協力強化などである。

逮捕や留置場の状態でもっとも影響を受けるのは、弱い立場にある、法律や人権についてなんの知識もない無力な人びとである。例えば、新聞は頻繁に警察が手入れを行い、外国女性を 50 人、60 人とか 6 人逮捕したと報道する。こうした女性の立場は弱く、留置場でも当局次第の状況に置かれ、電話や生理用品、タオル、食べ物などをもらいたくても、交渉する力をほとんど持たない。

改革を考えるにあたっては、重要な要因が三点あることは明白である。第一が教育の必要。まず、裁判官、下級判事、検察官、警察、一般市民から教育と研修を始めるべきである。国はさらに、警察の状況とサービス改善を研究する必要がある。犯罪解決をめざす捜査のやり方について、暴力の行使ではない別のやり方に焦点をあて、研究すべき時だろう。第三の要因は「チェック・アンド・バランス（行き過ぎを抑えて均衡をとる）」の必要である。社会と警察の間にいるオンブズマンのような独立機関の必要性が高まっている。

補 遺

警察での拘禁中の死亡、暴力、レイプ、セクシャルハラスメントの増加

十月に開かれた議会で、2000 年以降、警察での拘禁中の死亡者が 34 名に達したことが明らかにされた。2000 年は 6 名、2001 年は 10 名、2002 年 9 月現在で 18 名であった。アリラン・モンズリー誌の第 22 巻(9)に掲載された G・リムの「警察を取り締まる」と題する論文では、最近起きた警察拘留中の死亡についてさらに詳しい事実を明らかにしている。そのうちの数件は裁判に訴えることに成功した。

ラザリ・ピレンのレイプ無罪放免

ラザリ・ピレン警部は、不法入国して警察の留置場に容れられた二人の女性をレイプしたとして告発された。新聞報道によると、有線テレビのカメラに男が二人の女性と「既婚者」のように性交する場面が写っていたと、裁判官は主張した。裁判官はさらに、二人の女性は男性を押し倒したり叫び声を上げたりもせず、傷跡などの医学的証拠も見られない上、二人とも子持ちの既婚女性で、通告したのは三日後であり、照明のついた鍵もかかっていない部屋で起きたことを重視した。コントロールルームにはテレビモニターがあり、女性二人は不法入国者である点も強調された。(2)ここには女性たちに対し権力がふるわれ、おそらく脅し行われたことも警察権力の濫用も無視されている。被収容者の立場は弱く、警察権力は絶対的なのである。

刑務所の過密化

マレーシアの刑務所局は1日約3万人の犯罪者を相手にしている。現在全国には3の収容施設がある。その内訳は、刑務所(24)、更生施設(3)、非行少年少女のための上級学校(5)、収容所(1)である。定員は理想的には23,914名(2002年9月現在)であるが、現在の収容者数は29,286名で、ほぼ20%多くなっている。被収容者のうちの18,464名が既決囚、7,913名が再勾留者、6,655名が非行青少年、2,142名が更生施設の被収容者、112名が収容所に入っている(2002年9月現在)(4)全体として、1992年から2002年の間に被収容者の数は38%増えた。刑務所施設の過密化が人権基準の遵守という観点から大きな問題になりつつある。(5)世界刑務所調査国際センターが出したマレーシアの刑務所摘要(2001年中期)によると、女性受刑者の数は刑務所人口全体の27,299人のうちの4.7%を占めるが、刑務所人口は一貫して増加上傾向にあるという。

ライナ・ラコトアリソナ

マダガスカル

裁判官

序 論

およそ 592,000 平方キロメートルの地域を占めるマダガスカルは、グリーンランド、ニューギニア、ボルネオに続いて世界で 4 番目に大きい島である。マダガスカルの人口は約 1,600 万人で、女性の人口はわずかに男性よりも多い（男性は女性の 98%である）。しかし、よくも悪くもよく知られているのはほとんど常に男性の属性である。

経済は主に農業と観光産業に依存している。人口の 60%以上が最低レベルの貧困下で生活している。

1960 年以降、マダガスカルは独立国として第三共和制、第三憲法下にある。

1998 年の修正憲法だけでなく 1992 年に制定された憲法も、前文で次のように明記している。マダガスカルは国際人権規約およびアフリカ人権および人民の権利憲章を自国のものと考え、自由と基本的権利に重きを置き、すべての個人に対して、生存権を保障し、拷問・残酷で非人間的かつ品位を貶める処遇を禁止し、専断的逮捕、無罪の推定、公正な裁判の権利を保証する。

同時に男女の平等原則が憲法とさまざまな法律に定められていることを強調しなければならない。このように男性と女性は法的に同じ権利と義務を享受し、実行する。しかし、問題は実施されている法律が不十分なことではなく、法律の有効活用が不十分なことにある。不幸にも、有効な法律と、その法律に反し常に女性に不利な一般的な規則や慣習の間に非常に大きなゆがみがあることを確かめなければならない。したがって、いくつかの部族や地域には差別が依然として続いている。

差別のもっとも大きな要因は、女性は家族の中でとりわけ将来母親になるという理由での学問的教育的レベルに由来している。

女性に関係する属性はセックスと結びつけられて、「弱い」という意味を持ち、あらゆる場所に使われる。例えば、涙もろさ、はかなさ、弱さなど。

にもかかわらず、一度女性が拘禁されると、被拘禁者の女性と男性の住居の分離以外女性を守る特別な規則は何もない。

アンジェロ・ブカレロ神父のような刑務所付き総監督牧師は『NEW MAGAZINE』56 号に記事を書き、拘禁状況の情報公開と人道化の意味で取られたさまざまな施策とイニシアチ

ブに対し法務省に祝意を述べているが、次のように非難することも忘れなかった。「マダガスカル

の拘禁施設では、被拘禁者は悪人あるいは危険な罪人だとさえ考えられることが多い」
今後は、マダガスカルの国民に気付かせることが同じように不可欠である。というのはマダガスカルの国民は決して十分に食べられないし、女性を含む被拘禁者にはいくつかの点で権利があることをほとんど認めないからである。人々は今までに被害を被り、依然として犯罪者の標的になっているので、社会で悪事を働く人をどのように排除するかということが世論を形成しているということは、不幸にも真実なのである。

・予備尋問（警官または警察隊が行う）

自由の喪失の始まりは逮捕である。

人権侵害の危険がもっとも高いのはとりわけ予備尋問期間である。これは自白を引き出すために効率を考慮して行われる。身体的に受けた圧力も精神的に受けた圧力も告発できる。暴力の申し立ての場合は検察官が医者の確認を求める可能性がある。

法律では予備尋問中の拘禁は 48 時間に制限されているが検察官の事前の許可があれば延長することは可能である。

予備尋問中の拘禁中の女性は自分自身になされた申し立てについてだけでなく逮捕の理由について知る権利がある。

抗弁の権利に関する限りでは、1997 年 10 月 30 日の法律 97.036 の公布以降革新的な制度が導入されたところである。それによれば、予備尋問中の拘禁をされているすべての人は予備尋問から弁護士に依頼することができる。

弁護士との自由な連絡は無制限にできる。弁護士にはどのような連絡の禁止も適用されない。

司法警察は徹底捜査、盗聴、傍受、通信や連絡の盗聴を決定することに関して、有効な規制に従わねばならない。身体検査は婦人警官が行なう。女性は逮捕時に手錠をかけられない。

1997 年 11 月 4 日に公布された法律 97.039 では麻薬密売人に対してすなわち資金洗浄の問題で行動を起こすために、銀行機密の廃止と電話の盗聴の停止が認められた。

予備尋問中の拘禁をされているあらゆる人々は食物を受け取ることも家族の訪問も受けられない。しかし、家族は食べ物を持ってくることができる。医療が必要になる場合は、病人は公立病院に移送される。

独房は警察署自体にあり、ベッドもついていない。女性はほとんど予備尋問中の拘禁をされていないことを確認すべきである。

・ 刑務所の女性

A . 公判前の拘禁

公判前の拘禁はまさにそれ自体の原則のため、その数や拘禁期間だけではなく、特に過度に利用されているために批判される。公判前の拘禁は必要悪、さけることのできない不正義、偽りの処罰とさえみなされている。というのは法律に違反したという嫌疑をかけられただけの人が公判の前なのに時間の制限なしに刑務所に閉じこめられるからである。

こうした事実から、それは人権宣言に書かれた無罪の推定原則違反の批判の的になる。

裁判官の立場は嫌疑をかけられただけの人のために嘆願する人と、裁判官が弱さのために尋問全体を危うくさせて、その結果罪人を受けなければならない刑罰から解放するようなことはさせられないとする社会の利益との間にある。

問題は、効率のよく告訴が行われることと刑法違反の抑制が利益となるような社会と、基本的人権の一つが自由であるような個人との間のバランスを見つけることである。

マダガスカルでは一時的な拘禁は最長 20 ヶ月に制限されている。(基本は 8 ヶ月であるが 6 ヶ月の延長が 2 度可能 = 8+6+6)

刑事事件で、逮捕命令は拘禁許可の代わりとなり(逮捕令) 被拘禁者は仮釈放を適用されなければ裁判まで収監されるかもしれない。

被拘禁者は確かに許可された正当な期間内に裁判を受ける権利があるが、予備尋問期間と事件の複雑さおよび不可解さの間にバランスを見つけなければならない。刑事訴訟手続きの一部の不首尾は、安全のためではなく偽装された刑罰として公判前の拘禁が頻繁に用いられる口実になる。

いくつかの数字を見ると毎日法廷が機能している現実の中での女性の被拘禁者に関する興味深い要素を知ることができる。それは一定の刑罰の対象で服役している囚人と、裁判前に拘禁されている被告から構成されている。この割合は拘禁許可よりも裁判前の拘留の期間の長さに左右されることが重要である。女性の割合は少し増えていて、現在のマダガスカルの囚人約 21,000 人のうち 5.1%に達している。

マダガスカルにおける 2001 年 10 月 31 日の概括

種類	有罪を宣告された女性	女性被告	総数
女性	110	463	563
子ども(18才以下の少女)	06	44	60
総数	116	507	623
割合(%)	18.61	81.38	99.99

首都アンタナナリボの刑務所は私たちの最近の訪問対象で、以下の要素がある。

アンタニモラ刑務所 - アンタナナリボ 2002 年 12 月

種類	有罪を宣告された 女性	女性被告	総数
子ども（18 才以下の少女）		05	05
女性	49	100	149

ある女性は誘拐で重懲役刑を宣告された。

過去 3 ヶ月間（10 月、11 月、12 月）の入所は、出所 126 人に対し 167 人にまで増加している。

17 人の女性刑務官がこの地区を管轄している。

公判前の拘禁の期間は一人一人の書類によって非常に様々で、言いかえれば、事実の重大さと複雑さや被拘禁者の人間性や態度次第である。

公判前の拘禁は被拘禁者を苦しめることになり、人生に深刻な影響を及ぼす。家族の危機や心理的なトラウマ、失職を生じさせる危険がある。

したがって、公判前の拘禁期間が理にかなっているかどうかは、個人の自由の尊重に関連する法の逸脱を正当化する、公益に対する実際の要求の存在を認めさせるあるいは拒絶させることを意図したさまざまな状況を比べて、判断されなければならない。

不適切な公判前の拘禁の延長は、あらゆる被拘禁者が享受できる無罪の推定と矛盾する。それは実際に捜査の健全な展開に対する懸念から書き取りを行うという不可欠なものではなく、刑罰の実施のように思える。

アンタナナリボ刑務所の 100 人の女性被告のうち：

2 人は裁判を受けずに 5 年以上拘禁されてきた。

9 人は裁判を受けずに 3 年から 5 年の間拘禁されてきた。

捜査の終了時に、大陪審が通常または特別刑事裁判に公訴提起を決する際、もし被告が拘禁されていれば、大陪審は発布された拘禁許可（逮捕令）の代用となる逮捕令状を発布する可能性がある。それは被告が管轄の裁判所に現れるまで関係したグループを拘禁するために効力がある。いくつかの州では刑事裁判所は一年に 2、3 回しか開廷しないという事実を考慮に入れると、こうした拘禁期間は制限がなく、数ヶ月も続くかもしれない。しかし、アンタナナリボ最高控訴裁判所に関しては、長期拘禁に関連した書類の処理を最優先事項とする司法省の勧告で、普通刑事裁判所は今年から恒久的に審理している。

マダガスカル刑事訴訟手続き規則は一時拘禁を命令することができる事例を定めてはいないが、その適用分野から、禁固刑は別にして、単なる警察による処罰¹とかあるいは矯正²のための処罰、つまり罰金とか期限付きの市民や家族の諸権利の停止の処罰を受けた事実で告訴され

た個人を除外している。さらに、収監令状よりも手続き規則が低い位置にあるのは、下級判事が独立して判断するため、この規則は下級判事に、いわゆる罰金とか期限付きの権利の停止という判決の宣告を強制するものではない。

訴訟手続きは公判前の拘禁の体系化を明らかにする。公判前の拘禁は例外的な方法であるが、原則になる傾向があることを確認することは不幸である。

公判前の拘禁期間の延長と被拘禁者の運命が確実にわからないことで、監禁の厳しさは一層強くなる。

法務省は裁判手続きを早める施策を取っている。例えば、書類が別の管轄区に行くのを避けるためにさまざまな部門にわかれている裁判所を第一審裁判所に変更したり、尊重しなければ責任を取るという条件で下級判事や法廷記録係が合法的な延期を尊重せざるをえなくなるような訴訟手続きの改正、最高裁判所への書類の移送を遅らせている告発の権利の発動の抑圧、訴訟の一掃をそそのかすための訴訟手数料の設定、管轄区域を監督する管理職の設置、「拘禁の人道化」作戦、これには刑務所での長期拘禁の調査と被拘禁者が妥当な遅延の範囲内で裁判を受けることを可能にするために手続き書類を最優先で記載するよう検事と行動を起こすことが含まれる。

N G Oの善意だけでなく法務省による努力にもかかわらず、刑務所全体の悲しい現実を確認しなければならない。マダガスカルは刑務所はこの国の経済的窮境を反映し、人権を危険にさらしている。

とりわけ出廷する時に手錠をかけられていなくても公衆の前で徒歩で移動する間、刑罰は恥の感情によって強められることが多い。時には家族や隣人を拒絶する。こうしたことすべてから個人は心理的に崩壊していく。

被拘禁者は犯した過ちに対して償うものだという考え方から、拘禁状況についての無関心な態度が生まれる。

B．拘禁の状況

被拘禁者の権利を守るための基本的な規定だけでなく拘禁されているすべての人の身体的な状況に関しての保証を規定する国連被拘禁者処遇最適基準、世界人権宣言、公民権や市民権に關係する国際条約を、マダガスカルは遵守し、被拘禁者を含むあらゆる人間の尊厳の尊重を支援することに自らの意志を捧げている。

1．刑務所人口の過剰

各裁判所に刑務所がひとつずつある。刑務所内では男と女は分けられている。

収容能力は限られており、たいていの場合刑務所は人口過剰となる。このような人口過剰の

ために健康や衛生状態や安全は危険にさらされる。

例えば、アンタニモラの刑務所は被拘禁者を 800 人収容すると予想されていたが現在 3,000 人がそこで暮らしている。

女性の住居に関しては、収容能力は 80 人であるが、現在の収容者数は 154 人である。女性は独房の人数が多すぎることに不満を持っていて、人口過剰のために体の調子が悪いと訴えている。人口過剰も不健康な状況も被拘禁者の間に感染症を広める原因になる。

まれなことではあるが、被拘禁者の間で暴力行為が起きると刑務所の職員は暴力行為をやめさせるのは難しいことがわかる。

マダガスカル刑務所には約 20,000 人が入っていると思われるが、総収容能力は 13,000 人である。

2．刑務所収容設備の不健康さ

マダガスカル刑務所の施設は古く、使い古されている。すべて植民地時代に建てられたものである。二つの施設は最近建てられたところである。特別に作られたものもないし、十分な安全の保証もない。

寝具類に関しては、被拘禁者にはスイングボールで寝る権利しかない。それはマットレスが何もない厚板の一種である。床で寝ている者さえいる。

アンタニモラの刑務所では、家族が持ってきたり、NGOからの援助でほとんどすべての被拘禁者がマットレスを手に入れた。

この施設には自由に使用できるトイレが 7 カ所とシャワーが 6 カ所あり、被拘禁者自身が必ず清掃している。

しかし、トイレの設備や公衆便所が寄付されなかった収容所もあった。浴室の設備は充分ではないので、すべての被拘禁者が一般的な衛生学が要求するくらいの頻度で使用することはできない。被拘禁者が妊娠したり、赤ん坊に乳を飲ませたり、出産したりすると、状況は悪化する。

3．有罪を宣告された被拘禁者の非分離

有罪を宣告された被拘禁者と、公判前の被拘禁者が同じ住居に暮らしている。数は非常に限られているが未成年の少女が成人の被拘禁者や罪人と同じように暮らしている。過去の犯罪や悪い性格のために、有罪を宣告された囚人は被拘禁者やとりわけもっとも傷つきやすい未成年の少女に悪影響を及ぼす。

公判前の拘禁の理由の一つは法律違反を繰り返さないようにすることである。しかし、いったん被告が刑務所の外に出ると、有罪を宣告された囚人から与えられた経験のためにもっと重大な法律違反を犯すことになるので、こうした理由は根拠がない。

4．健 康

いくつかの刑務所は、託児室と、被拘禁者におしみなく世話をし、場合によって常勤または非常勤でやってくる医者が寄付でまかなわれている。

それはとりわけ州の主要都市の刑務所の場合である。こうした施設では医療は無料で、N G Oが医療の道具や設備とともに主要な薬を提供している。

必要で、裁判官の許可があれば、公立病院で医者の提案に従って、警察の管理下で医療を受けることができる。被拘禁者は病気が治ったら再び刑務所に戻らねばならない（これは刑務所に引き渡す人たちの場合である）。

被拘禁者は命令や清潔さを考慮しないで自分の衣服を持っている。

アンタニモラの刑務所には妊婦が4人、子どもを連れた女性が18人、一つの部屋に集められている。

子どもは2才まで母親と一緒にいられるが、その後レセプション・センターに送り返される。

こうした女性たちは一人の子どもが病気にかかるとすぐに他の子どもに感染するという事実
に不満を言っている。また、子ども達は男性を怖がり（宗教的な活動のために来る教戒師の場合）車の音が聞こえると逃げると、私たちに書き留めさせた。確かに刑務所は子ども達に適切な環境ではないが、母親から子どもを引き離しておくこともあまり好ましくない。

5．面 会

被告は一週間に15分ずつ2回の面会を受ける権利があり、有罪を宣告された囚人は週に一度15分の面会の権利がある。面会の間、監督者が面会室にいて全ての会話を聞き取る可能性がある
るので、親密な話はできない。

面会の許可は取り消されたり、延期されたりすることがある。しかし、被拘禁者を家族から切り離すことは個人の心理的な崩壊の要因となる。

6．通 信

被拘禁者と有罪を宣告された囚人は手紙を出す時も受け取る時も刑務所当局の職員の監督に従って、手紙を出したり受け取ったりできる。外国語の手紙の場合は、全部翻訳される可能性がある。

7．食 糧

すべての被拘禁者は毎日キャッサバを2回割り当てられる権利がある。こうした刑務所施設では栄養失調の割合が非常に高い。しかし、被拘禁者の家族は食糧を持ってくる
ことができる。N G Oも一週間に2、3度食糧を供給する。

8．宗 教

すべての被拘禁者は自分の宗教生活の要求を満たすことができる。礼拝が行われる。

9．外 出

訴訟手続きのどんな時期でも、刑事事件の被告でさえ外出の許可が与えられる可能性がある。このような外出は大切な家族の行事あるいは仕事上の行事が動機になっていて、必ず護送される。

しかし、護送担当の職員の制服の着用は免除されることができる。

アンタナナリボ刑務所のような幾つかの刑務所では、被拘禁者は図書館から本を借りることができる。新聞を読んだりラジオを聞くことはできない。

英語とフランス語の講座を活気づけるために、外部の人が入るのを許可される。

10．抗弁の権利

正規に選ばれたかまたは、被告の勤め先のおかげで任命された弁護士は、監督者なしで自由に顧客と接見できる。接見の禁止はどんな状況でも被告の弁護士には適用されない。開廷中に被告が公衆の前に現れることは当然の権利である。

11．矯正の手段について

拘禁の延期、仮釈放の拒否、裁判管轄権がないときの起訴は、上訴の対象となることができる。どんな事件でも、一枚の決定書が関係団体に渡され、被拘禁者の弁護士に同時にこのような決定が通知されることになる。事実の状況（拘禁された場所が遠隔地である、移送手段がない、など）を考慮に入れて、何人かの被拘禁者が欠席裁判を受けてきたことを確かめなければならない。このことは抗弁の権利への重大な違反行為となる。

12．社会復帰の準備

財政的な制約のために備品が不足しているのでそれぞれの施設内でワークショップを開くことはできなかった。

罪人の労働力の利用は罪人にとって社会復帰の準備になるかもしれないが、刑務所の外で働いているときに被拘禁者が強かん未遂を犯され、刑務所の係官が解雇された後、女性の被拘禁者の労働は禁止されている。

もう一つの問題は怠惰で、枠組みが不十分なためであるが女性被拘禁者は刑務所生活を機能させることに寄与しなければならない。施設の維持、調理、細かな管理仕事などである。

被拘禁者同士のどんなふれあいも同じ様に拘禁中の支えとなり、社会復帰の準備に役立つことができる。

アンタニモラ刑務所には、被拘禁者の家族の誰かが亡くなると、他の被拘禁者達が弔意を表し、慰めるという、刑務所では滅多にない習慣がある。

・拘禁の終了

有罪を宣告された女性にとって、罪を償うと、拘禁は終了する。

被告にとって、拘禁の終わりは被告の勤め先のおかげで判事によって（反対の撤回）あるいは仮釈放の請求により、決定される可能性がある。延長なしに刑事裁判手続き規定によって予知される遅延期間の終了の結果でも拘禁は終了する。

あまり厳しくない裁判、無罪放免の命令、尋問する下級判事による訴えの却下によって拘禁が終了されることもある。

・再教育センターの未成年の少女

マダガスカルは6州で、州で4つの主要都市に、再教育センターが設置されているが、その中で刑務所当局に所属しているのは一つだけである。

未成年の少女にとって、教育の施策は普通のやり方で行われなければならない。拘禁されて、あるいは刑務所での解決は例外である。

未成年の少女がセンターで受ける訓練や処遇には目標がある。彼女たちが社会で建設的・創造的役割を果たすための技術を得るために、援助、保護、職業教育、能力を保证することである。未成年の少女の教育には親の賛同が絶対に必要である。

センターは罪を犯した大人の悪い影響が未成年の少女に及ぶのを避ける目的で、彼女たちの幸福を保证するように設置されている。というのは少女達は普通の社会的環境をまったく知らないの、刑務所の犯罪性についての授業で有益なものを得やすいからである。

有効な法律は刑事訴訟手続きのあらゆる段階で未成年の少女の正しい処遇を保证し、彼女たちがセンターにいる間の年齢、性別に関係した特に必要なものに特別に注意を払っている。

結 論

司法権の弱点を認めなければならない。すなわち、行政的スピードの遅さ、すでに補充されているにもかかわらず職員の不足である。

- 第一に考えられることは、どんな法律違反にも収監が唯一の解決ではないという事実である。マダガスカル之行刑制度改革について活動しているグループは、代替の刑罰について考えている。例えば、もっと教育的で罪の償いを促し、達成した者に対価を与えることになるような一般の利益になる仕事である。

- 状況が許す限り、司法当局や刑務所当局によって特定の裁判が充分に実施されれば、条件付きの釈放が指示されることが好ましい。例えば、態度がよいとか社会復帰がうまくいきそうな見通しがあるとか。

刑務所職員に対する拘禁者の権利についての適切な訓練は絶対に必要である。この目的のためにマダガスカルは最近公立刑務所管理学校を開校した。どの拘禁されている人もそれぞれに自由を奪われているが尊厳は奪われていないという事実、すべての職員は気付くべきである。すべての刑務所は再教育の場であり社会復帰を準備する場だと考えられている。非常に絶対的な体制はすべて、攻撃的で反社会的であるような人々を拘禁することは経験からわかっている。

- 健康状態や安全、食事、規制の遵守を検査するための視察、定期的な報告を伴う視察を組織することを下級判事に気付かせるには彼らの意見や提案が必要になるだろう。また何よりも注目に値するのは、マダガスカル513人の下級判事のうち230人が女性で、女性の問題についてよく知っているし、彼女たちに加えて、最高裁判所の検察官だけでなく、初代大統領、裁判所長官や首都アンタナナリボの検察官も、これら司法に携わる公務員の高官はすべて女性だということである。

- 刑罰の軽減だけでなく大統領の恩赦や特赦によって拘禁者の数は著しく減少した。最近国中を席卷した政治的危機の後、11月8日の演説で新共和国大統領は、拘禁者と告訴された人々の人権の尊重を訴えた。私たちはすべての拘禁者の権利の尊重を考慮して具体的な施策が取られることを望んでいる。

注

マダガスカル刑法は犯罪や不法行為の法律違反を次のように分類している。

1. 単純な警察が処理する犯罪は29日以下の禁固と25000 G M F以下の罰金によって罰せられる事実である。
2. 不法行為は矯正のための罰、例えば、29日以上禁固と25000 G M F (マダガスカルフラン)以上の罰金に処せられる。
3. 犯罪とは、苦痛を与える有益な刑罰(死刑、終身刑、国外追放、制限時間付きの重労働、5年以上禁固刑、市民権の剥奪)に処せられるべき事実をいう。

ディナ・ジョイ・カネンシア・テナラ

司法省国側弁護士

１．フィリピンの事情

罪を犯し３年以下の禁固刑を宣告された女性の収容施設としては、女子刑務所が唯一の施設である。マンダルヨン市内の 6.5 ヘクタールの敷地に立っており、モンテンルパ市にある刑務所（国立刑務所）から約 15 キロ離れている。

この施設は法律第 3579 号に則って 1931 年 2 月 14 日に設立された。1983 年 2 月 14 日、女性の収容者はマニラにあるオールド・ビリビド・コンパウンドからこの施設に移された。1982 年 4 月 30 日、この戦前の建物は火災で焼け落ちた。ほぼ 1.5 ヘクタールの敷地に矩形の建物が新設され、1983 年 9 月 26 日に落成式が行われた。この建物内には管理事務諸、所長室、会議室、教会、寮、台所、洗濯室、隔離所（個室）、診療所がある。寮の裏手には作業場がある。

この施設の主な使命は犯罪者の矯正ないし処遇である。主要な目的は以下の 2 点にある。

1. 女性の既決囚を拘禁することで本人の身の安全と社会の保護、安全をはかる。
2. 女性の既決囚が拘禁を解かれた後、十分な生活が送れるよう準備し、更生させる。

裁判中や禁固 3 年以下の女性犯罪者は、この施設に入れられることはないが、判決を下す裁判所がある地方刑務所にとどめられる。

２．更生プログラム

A．囚人の勾留

更生のプロセスは囚人が勾留された時点から始まる。勾留は正当に認証された秩序によって行われる。施設に到着すると、囚人は門衛によって徹底的な検査を受ける。現金、装身具、薬はすべて担当官に渡され、保管ないし廃棄される。その他の所持品は倉庫に保管され、釈放の際返されるか、要望に応じては廃棄処分にされる。

B．隔離期間

分類手続きに沿ってどの寮に入るか決められるまで、囚人は1週間隔離所（個室）に入れられる。その間に、身元証明の手続き、予防注射を行い、さらに医療、歯、身体、心理、社会性、精神状態などの検査を受け、どの程度の労働ができるかを判断される。

C．オリエンテーション

どの寮には入るかが決まると、新来者はよく計画されたオリエンテーション計画に基づき、徐々に矯正生活に入っていく。成人識字教室を通じた更生・処置部門は、教育省が正当と見とめたプログラムで、新来の収容者に開かれている。刑務所規則についてのグループ講義、個人的な衛生とケアも行われる。教育、リクリエーション、職業訓練、宗教施設も刑務所内に整備されている。被収容者はしばしば面接を受け、自分の欠点、能力、関心、適性などを割り当てられた労働を基盤に判断される。

D．労働の割り当て

施設の医療担当官によって健康上問題ないと証明された新来者は、施設の更生プログラムの基盤とされる労働のすべての段階に割り当てられる。第一の段階は総合的奉仕（畑仕事や清掃）である。囚人はいか野菜その他の作物の生産性をあげるかを学ぶ。ある程度の農業の実践を積んだ後、次ぎは本人の順応性に従って洗濯室に送られ、以下に時間と金と努力をかけずに衣服を洗い、アイロンをかけるかを学ぶ。台所部門に割り当てられる収容者もいる。そこでは実用的かつ経済的な料理法が学べる。養豚部門に割り当てられた囚人は、生産的な養豚技術が習得できる。

最終段階は作業部門で、そこでは学びながら収入を得ることができる。美容、縫製、刺繍、鉤針編み、ぬいぐるみ作り、敷物編み、扇子作りその他のクラフトなどさまざまなスキルを学ぶのである。施設側は奨励金として、各人が作ったものに対し出来映えと量に応じて、一定の金額を支払っている。

最近、適任の囚人がコンピューター研修およびフレクソロジーの研修を受けた。さまざまな職業訓練プログラムを受け、スキルを習得し発展させた囚人には修了証明書が授与される。職業訓練プログラムは教育省のノン・フォーマル教育局と技術教育・スキル開発公社の後援を受けている。

才能のある囚人の中には、適切な監督の下で、あらゆる機会と便宜を全面的に利用している者もいることが分かった。運営管理部で事務処理を手伝っている囚人も何人かいるし、従業員・

囚人向けストアを手伝っている囚人もいる。さらには、恵まれない囚人仲間のために自らの道徳的反省もふくめ、自分の知識を分け与えている場合もある。彼らはとくに自分が割り当てられた寮の平和と秩序を維持することで、施設の人事管理を助けているのである。

こうした生産的活動によって、被収容者は多くを要求される社会生活の現実と直面する備えができる、と施設側は考えている。

E．進 級

更生とは施設側と被収容者の間の調和と相互作用である。施設側は必要な人材と設備を備えた適切な雰囲気を提供する。これに対し、被収容者の側は基本的に二つの面、すなわち(1)行いと(2)成績で貢献する。被収容者の協力なしには、更生は達成できない。施設と被収容者の関係は象徴的である。

行いと成績が重要であるのは、クラスでの進級や交替の基準になるからである。これは分類変更委員会が決定し、刑務所長の承認を得る。

刑務所規則や規定を遵守することが、被収容者の行いの中身であり、労働での能率や効率が成績を決める。

よい行いと優秀な成績をあげれば、進級に際し高い評価が受けられる。すべてを考慮すると、これによって結果的には被収容者は恩赦・仮釈放委員会に自分の事件を提出する時期を早められるだろう。

F．特 権

被収容者の心身の健康を維持することは、施設にとって優先課題である。ベテランの医者と歯医者、看護婦らが24時間体制で勤務している。特別の治療や緊急治療を必要とする場合は病院に連れていき、専門医の紹介、治療、隔離を受ける。

拘禁中に出産した母親、1歳以下の幼児がいる母親のための養護施設もある。母親の囚人は子どもが1歳になるまで育てることができる。1歳を過ぎると身内に引き取られるか、身内が子どもの世話ができない場合は、社会福祉・発展局の保護監督下に置かれる。

日曜日は面会日として被収容者は自由にそれぞれの家族や友人と会うことができる。日曜日から木曜日までは午前9時から午後3時半まで面会が許される。

宗教は被収容者の更生と改心にとって根本的要因である。施設はどの宗派にも属さず、被収容者は自分の信仰を表明し実践することが許されている。

3 . 危 機

フィリピンのこの施設ならびに地方刑務所は現在、人口過剰・過密という問題に直面している。1983年に建てられたこの施設の収容人員はわずか250名である。現在、合計954名が収容されている。会議室もホールもすべて宿泊施設として使われている。

4 . 統計データ / 被収容者の概容

年 齢		既 婚 ・ 未 婚	
不 明	2	独身者	213
16-25 歳	126	既婚者	410
26-35	275	未亡人	92
36-45	321	内縁関係	74
46-55	178	離 婚	165
56-65	34		
66 以上	18		

刑 期		学 歴	
永久的隔離 (RP)	278	無 学	28
上訴中の RP	98	小学校	191
不定期/定期 (ID)	474	ハイスクール	280
上訴中の ID	79	カレッジ・レベル	201
死 刑	25	専門職	254

犯 罪 の 種 類	
財産に対する犯罪	459
人間に対する犯罪	144
麻薬関連	276
個人的自由に対する犯罪	43
公務員に対する犯罪	9
貞節に対する犯罪	7
国家安全保障に対する犯罪	4
準犯罪	5
公共の利益に対する犯罪	2
公共の秩序に対する犯罪	1
仮釈放条件違反	3
反ダミー (模造品) 法	1

バーバラ・A・フレイ
ミネソタ大学人権プログラム所長

はじめに

米国では女性囚の数が増えているところから、女性囚が直面する人権侵害に対する関心も高まっている。本論では米国の刑務所に収容された女性の人権侵害の一部を取り上げる。医療を受けられないこと、性暴力、妊娠と母性に関連した複合的問題、HIV/エイズに対する不十分な対応、といった問題である。

1999年、女性に対する暴力に関する国連特別報告者であるラディカ・クマラスワミは、⁽¹⁾米国の州および連邦刑務所における女性に対する暴力について詳細な報告を発表した。⁽²⁾その報告書が指摘したところでは、司法省の統計によると、米国の女性囚人の数は世界でもっとも多く、8万4000人以上が収監されているという。⁽³⁾クマラスワミ報告によれば、こうした女性は圧倒的にアメリカの中でも貧困層の少数民族出身者が多い。加えて、ボーイフレンドやパートナーや夫の代りに知らないうちに麻薬の「運び屋」となって、刑務所に入るようになった女性も少なくない。⁽⁴⁾

女性が米国の囚人人口に占める割合はわずか6%以下ではあるが、1985年から1998年の間に米国内の監獄ないし刑務所に入れられた女性の数はほぼ4倍に増えた。⁽⁵⁾司法局の統計によると、女性の犯罪は暴力犯罪よりも麻薬や財物がらみの犯罪が多いという。⁽⁶⁾米国の女性受刑者は拘禁下で健康上の必要、虐待、身体的・性的暴力というジェンダー特有の無視にさらされている。女性受刑者は、妊娠中の医学的処置から看守による性暴力にいたるまでのジェンダー特有の害を受けている。

女性受刑者のための医療サービス

米国の判決は更生的モデルより刑罰で裁く傾向にある。その結果、厳格な判決が下され、女性のためのヘルスケアや更生サービスは無視される。更生モデルは女性が釈放された後、社会の一員として十分機能できるよう、教育プログラムなどを刑務所内で受けられるようにすべきだという考え方に基づく。刑罰モデルは、犯罪の重さによって処罰の程度を決めるべきだと主張する。犯罪の重さは道徳的過失と一致するので、社会にとってはこれを罰するのは権利であ

るばかりでなく「義務」なのである。この理論にしたがって、1970 年代後半から 80 年代初めにかけて、収容施設でさまざまな医療サービスが撤廃された。⁽⁷⁾

米国には州立と連邦の二種類の刑務所がある。有罪を宣告された重罪犯は、犯した罪が連邦犯罪か州犯罪かによっていずれかの刑務所に送られる。連邦刑務所は連邦政府の管轄下にあるが、州刑務所はそれぞれの州当局が刑務所の規則や規定を定める。連邦と州を問わず、女性被収容者は州刑務所にいる男性よりも医療サービスを受ける機会が一貫して少ない。男性の被収容者は監獄であれ刑務所であれ、医療や歯医者、リクリエーション、教育、職業訓練などを含め、ほとんどのプログラムやサービスをうけられる。

その上、女性の被収容者に提供される設備やサービスは、主として男性被収容者のモデルに基づいている。その結果、こうした設備やサービスにはジェンダーの視点が欠けている。例えば、1997 年に米国内の 52 の矯正部局を対象に調査が行われた。その報告によると、とくに女性のための薬物常用者プログラムを提供している施設は 27 ヲ所、女性のための家庭内暴力プログラムがあるのは 19 ヲ所、性暴力の被害者のためのプログラムがあるのはわずか 9 ヲ所にとどまった。⁽⁸⁾

加えて、こうしたプログラムやサービスを提供している施設でも、人種、民族性、言語、性的アイデンティティといった女性の中にある違いは考慮に入れていない。こうした違いは提供するサービスの質に関わる。こうした要因は重要な意味を持ち得るのである。例えば、米国の刑務所にいる女性は圧倒的に少数集団の出身者が多く、少数集団に多く見られる病気、糖尿病、高血圧、鎌状赤血球貧血、乳がんの発見の遅れといった病気が非常に多い。刑務所にいる人種や民族的少数集団出身の女性は、人口全体に占める割合をはるかに超えている。地方の監獄、州や連邦刑務所にいる女性受刑者のほぼ三分の二が少数集団の出身者である。州刑務所の女性受刑者のほぼ 50% は黒人、連邦刑務所の女性の 32% はヒスパニック（ラテンアメリカ系）である。⁽⁹⁾

拘禁中の女性に対する暴力

米国において拘禁中の女性への暴力は深刻な問題となっている。1998 年、三人の女性が米国の連邦刑務所局を告訴した。原告はカリフォルニア州のプレザントン連邦収容センターの被収容者である。三人の報告によれば、男性の看守が男性受刑者から金を取り、女性受刑者の房に入ってレイプさせていたという。連邦刑務所局は三人に対し、総額五〇万ドルで示談にすることに合意した。⁽¹⁰⁾

これに似た性的虐待の事件は米国の刑務所では日常茶飯事である。女性被収容者に対する性的虐待は、言葉による性的攻撃から手当たり次第の「身体検査」、それにとまって胸やお尻、

性器などを触ること、女性被収容者の脱衣を眺めること、さまざまな形で服を脱がせること、レイプなどにわたる。

クマラスワミ氏はカリフォルニア、コネチカット、ジョージア、ミネソタ、ニュージャージー、ニューヨークの刑務所を訪れ、44 人の女性被収容者と 10 人の担当官の証言を集め、報告書に収めた。⁽¹¹⁾ミシガン州では非常に重大な性的違法行為が刑務所内で起きているという申し立てがあったにもかかわらず、知事はクマラスワミ氏の刑務所訪問を拒否した。いくつかの刑務所で、彼女は「少なくとも女性受刑者の三分の二が性的ないし身体的虐待を受けている」という証言を得ている。⁽¹²⁾

女性受刑者が性暴力事件で米国政府を訴えた事件が数件ある。そのひとつでは、第 9 連邦巡回控訴院が下した判断で、性的虐待の経験をもつ女性に対し、男性が身体検査を行うのは残酷で普通でない処罰になりうるというものである。ジョードン対ガードナー裁判、986 F .2d 1521 (9th Cir . 1993)。ファーマー対ブレナンド裁判で最高裁は、担当官が被収容者を実質上、性的暴行の危険にさらせば第 8 憲法修正条項の違反になるという判断を下した。114 S . Ct . 1970 (1994) ⁽¹³⁾

こうした裁判は女性被収容者の一定の権利擁護には役立つものの、刑務所で起きている目に余る性的虐待にたいし、州政府が率先して対策を講じていないという事実は変わらない。女性被収容者にとって苦情申し立ての手続きは無きひとしく、正規の申し立てをした女性はしばしば報復の被害者となる。⁽¹⁴⁾1999 年の時点で、職員と被収容者の性行為を犯罪とする法律がまったくない州は 15 州あった。⁽¹⁵⁾こうした行為が違法とされる州でも、事件が当局の目にとまっても起訴されない場合が多い。たいていは看守が配転になるか、女性被収容者が他へ移され、看守が罪に問われることはないのである。

性的、身体的虐待を「受けている女性被収容者が多いという事実から、そうした女性の心理、情緒、社会的更生をたすける特別の精神的健康のケアが必要になってくる。こうしたサービスはほとんど行われていない。

拘禁中の母性と妊娠

米国内の収容施設⁽¹⁶⁾にいる女性は推定 1.3 人以上の幼児をもつ母親である。⁽¹⁷⁾さらに、拘禁された時点で妊娠している女性が約 5%いる。⁽¹⁸⁾妊娠した女性については米国の刑務所制度では十分に考慮されていない。被収容者は妊娠中のケアは受けられるが、内容は貧弱で信頼がおけない。

刑務所に入れられている女性に陣痛が起きると、しばしば何時間も車輪つき担架に縛りつけられたり、手錠をはめられたり、ベッドにくくりつけられるという事例が報告されている。拘

束道具は米国中でごく当たり前のように使われており、過去に暴力をふるったことのない女性に対しても使われる。例えば、カリフォルニアの刑務所病院を訪問したアムネスティ・インターナショナル代表団は、その様子をこう述べている。

担当官らが案内してくれた病棟は、重病の女性、陣痛発作中の女性、出産直後の女性を収容していた。病棟には鍵がかけられていた。中には4人の武装した看守がいた。おまけに、どの女性も脚をベッドにくくりつけられていた。一人の女性が足かせを見せてくれた。彼女は身体の向きは変えられるが寝返りはうてない。刑務所担当官の話によれば、医者が治療の妨げになるとか、女性の健康に有害だと通告すれば、足かせははずすという。この病棟を訪問する直前、アムネスティ・インターナショナルのもとにある弁護士から報告が届いた。この同じ病院で、足かせをはめられた女性が発作を起こしたが、足かせをはずしてほしいという看護スタッフの求めを看守は拒否したのを目撃したという報告である。⁽¹⁹⁾

女性の被収容者に手かせ足かせをはめるのは、基本的尊厳を貶める行為であると同時に妊娠中の女性とその子どもの健康に危険をおよぼす。分娩の際の陣痛はさまざまな出産の体位をとるためかなり動きが激しく、手かせ足かせでベッドにくくりつけられていては動きがとれない。⁽²⁰⁾

妊娠中の女性は医者に見てもらえないという危険を抱えている。週末や夜間、女性刑務所には医者が勤務していないことが多い。1997年、米国で最大規模の女性刑務所に数えられるカリフォルニア女性刑務所の被収容者が週末に陣痛を起こした。その場には看護婦がひとりしかいなかった。被収容者は車輪つき担架にくくりつけられ、腕も動かせなかった。看護婦は出産を助けることを拒否し、母親は誰の助けも受けずひとりで出産した。生まれた赤ん坊は息をしていなかったため、看護婦は医療補助者（パラメディックス）を呼んだ。だがその到着を待たずに赤ん坊は脳死した。母親は二度と自分の子どもに会えなかった。⁽²¹⁾

もうひとつの例はハリス対マカーシー裁判で、妊娠五ヶ月の女性が出血したため、繰り返し医者を呼んでほしいと頼んだあげく、刑務所の医者である整形外科医のところへ連れていかれた。彼は妊娠中には禁止されている薬を処方した。二週間後、彼女は早産した。赤ん坊は出生直後に死亡した。⁽²²⁾

ハリス裁判は1989年に結審し、カリフォルニア刑務所局は女性受刑者の医療ケアと医療施設の監視を強化し、改革することに合意したものの、実際には容認できる国際基準からはほど遠い。女性刑務所にはいまだに産婦人科医を置いていないところが少なくない。⁽²³⁾

カリフォルニア州は全米で被拘禁女性の数が最大の州であり、女性の健康管理が見過ごしにされ、貧弱なサービスしか行われていないこの州の例は、米国の女性刑務所の症候を示すものである。他の5つの州とならんでカリフォルニアは、看守に医学的義務と責任を負わせているが、その多くは男性である。この二つの役割を合併させれば、安全を守る必要性和被収容者が求める医療の必要性の間でさまざまな職業的対立が起こることになる。

米国の刑務所は女性受刑者にリプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖の権利）に基づく中絶を認めていない。これは女性のいのちだけでなく胎内の子どもを危険にさらす。刑務所局が出費を認めている中絶は、(1)レイプによる妊娠、(2)出産が母体の生命を危険にさらす場合、に限られる。それ以外の理由の刑務所での中絶のために連邦予算を使うことは議会によって禁止されている。

出産後も女性の被収容者は多くの場合、母親としての基本的権利を認められない。出産後、ほんの短期間しか子どもを手元に置けない女性被収容者が多いが、その期間は州によってほんの数時間から1年にわたる。母子のケア計画を実施しているところもいくつかある。出産したての母親を閉じ込める代りに地域内に居住しながら治療を受けるのだが、こうした方式は数えるほどしか行われていない。例えば、カリフォルニアではこうした計画への参加資格がある女性が8,000人いるが、利用できる数はわずか100件である。家族の団結支援プロジェクト法（1994）によって、各州は新たに母子ケア計画を創設する資金を連邦に求めることができるようになったが、議会はこの予算の割り当てを1度も行っていない。⁽²⁵⁾加えて、女性の多くは家族から遠く離れて拘禁されており、連絡を保つのはほぼ不可能である。どの州でも、拘禁された者から親権をうばうことを認める法律があり、連絡がとれないことも親権剥奪の引き金になる可能性がある。⁽²⁶⁾

米国の刑務所に収容されている女性とHIVおよびエイズの影響

米国の州および連邦刑務所におけるエイズ発症率は、一般国民の14倍に達する。全米司法研究所が行った最近の調査では、刑務所当局の報告に基づく被収容者のエイズ患者数は合計11,565名であり、刑務所人口全体の約2.3%がHIV（エイズウイルス）感染者であるという。この割合はニューヨークでは17-20%、オレゴンでは0-1%である。⁽²⁷⁾

HIV感染者のうち、女性の被収容者もまた米国では最高の比率を占める。1994年、州および連邦の女性刑務所におけるエイズ患者の割合は、男性の2倍を示した。ニューヨークでの調査結果をみると、HIV感染者の男性被収容者は11.5%であるのに対し、女性は20.3%を占めている。⁽²⁸⁾

HIV感染の女性に対しては、エイズウイルスが引き起こす心理的問題、すなわちうつ病やエイズ痴呆症、譫妄、不安症など広範囲にわたる特別の精神医療が求められる。こうした疾患には、迅速で正確な診断、精神療法、投薬が必要である。加えて、有色人種の女性のHIV/エイズが際立って多い。刑務所内で有色女性のHIV/エイズが飛びぬけて多いのは、全米で有色女性のHIVが広がっていることと一致する。

精神疾患

米国の刑務所にいる女性に関しては、精神疾患も重要な要因である。全米の刑務所にいる女性の半数以上がなんらかの精神障害を持っている。カリフォルニアのダブリン刑務所の被収容者を調査したところ、女性の在監者の 65% がなんらかの精神疾患をかかえていた。⁽²⁹⁾ ノースカロライナ州のリサーチ・トライアングル研究所が行った調査では、拘禁された女性の多くが「抑圧された感情を無意識に行動化して」精神障害を引き起こしたのであり、これはたいてい、子どもの時に性的・身体的虐待を受けたことと結びついている。⁽³⁰⁾

全米各地の刑務所の被収容者に代って、いくつかの集団訴訟が行われている。そのなかでもっとも長期におよぶ裁判が、テキサス州で 1974 年以來続いている。このルイズ対スコット裁判では、精神疾患をもつ被収容者に残酷で異常な処罰をしたという申し立てがなされ、1980 年、米国地方裁判所テキサス東部地区は、原告に有利な判決を下し、精神疾患を持つ受刑者に対する処遇計画をたてるよう州に命じた。しかし、1996 年、州刑務所当局が「判決からの救済措置」を要請し、現在検討中である。⁽³¹⁾

女性被収容者の権利侵害に対する国内での救済方法

米国憲法は女性被収容者の権利を養護しているが、この 10 年の間に法的救済の機会は著しく減ってしまった。受刑者が自分の権利を守るために適用できる憲法の条項は修正 4 条と 8 条である。米国憲法修正第 8 条は「残酷かつ異例の処罰」を禁じている一方、第 4 条では不当な「搜索と没収」から個人のプライバシーを守る権利が保証されている。性的侵害、監房のプライバシー侵害の申し立てにはこの二つの条項が使われてきた。

1960 年代および 70 年代におこなわれた米国の刑務所改善はほとんど、市民による訴訟が原動力となった。こうした訴訟によって刑務所改善のプロセスを裁判で監視できるようになり、この 20 年の間に大きな進展が見られたのである。1990 年代になって判決に処罰モデルが増えようとすると、受刑者の権利を制限し、刑務所の状況について州や連邦政府を訴える力を狭めようとする政治的努力がなされるようになった。

刑務所訴訟改革法（1995）によって受刑者が自分のために訴訟をおこすことは非常に難しくなった。⁽³²⁾そこで新たに生じた障害として以下の点があげられる。(1)被収容者は管理上のあらゆる救済手段を使い尽くしてからでないと、訴訟を起こすことはできない。受刑者に可能な苦情申し立ての手続きをすべて明確に示すことができなければ、その苦情は即座に却下される。ただし、警務所長の対応に訴えられる一帯の苦情については例外とする。(2)すべての受刑者は、裁判費用を分割で支払わなければならない。(3)受刑者がおこす訴訟はすべて、訴因が軽率で悪

意があり不適切として却下され、スキライクを宣言される。(4)妊娠した後、身体的暴力の脅しを受けていなければ、彼女は訴訟にかかる費用を全額支払わなければならない。(5)身体上の傷を証拠に示すことができなければ、精神ないし感情的損害を理由に訴訟をおこすことはできない。(6)連邦刑務所にいる被収容者は、彼女が嘘をついているとか、自分が利用している人びとたちに嫌がらせをしていると判事に判断されて、減刑につながる模範囚の信用を失う危険がある。⁽³³⁾この法律が押し付けた限界によって、米国の刑務所にいる女性が法的救済を求める道は大幅に狭められたのである。

国際人権法の違反

今日の米国における女性刑務所の実態は、さまざまな国際人権基準、条約、規約を大幅に侵害しているといえる。侵害している国際法として以下があげられる。すなわち、「あらゆる形態の収容ないし拘禁」の下にある「すべての人の保護の原則」(原則)、被拘禁者処遇の最低基準(最低基準)、市民的・政治的権利に関する国際人権規約(ICCPR)、あらゆる形態の女性差別撤廃条約(CEDAW)、拷問その他の残酷、非人間的、品位を失う処遇ないし処罰を禁ずる条約(反拷問条約)。

受刑者の処遇に関しては、米国政府は国際的に認められた基準を侵害している。最低基準には拘束力がないが、被拘禁者の処遇に関して国際的に認められた基準である。この基準によれば、男女はそれぞれ別個の施設に収容されるべきであり、女性の被拘禁者は女性によって監視され監督されるべきだとしている。⁽³⁴⁾さらに、少なくとも1名の資格のある医師を置くこと、その医師は精神医学についてある程度の知識を持っていること、出産前後のケアと治療のための特別設備を設けることが、最低基準では決められている。⁽³⁵⁾また、とくに限定された場合を除き、鎖や手かせといった拘束道具の使用を禁止している。⁽³⁶⁾男性の看守に女性被収容者の監督を任せたり、資格のある医師や精神医療の専門家の診察が受けられなかったり、妊娠中の被収容者に対するケアが十分ではないといった点で、米国は最低基準に違反しているのである。

加えて、上記の「原則」では次のように規定している。「すべての人は...人間として固有の尊厳を重んじられ、人道的やり方で扱われなければならない」(原則1)。「いかなる形態である収容ないし拘禁されている人は、拷問ないし残酷で非人道的かつ品位をおとす処遇ないし処罰を受けてはならない」(原則6)⁽³⁷⁾刑務所担当官その他の米国政府の要員が性暴力を加えたり、陣痛中の女性に手かせ足かせをはめることは、拷問と解釈することができるし、これらの原則に違反すると同時に反拷問条約第1条の違反である。米国はこの条約の当時国である。⁽³⁸⁾

市民的政治的権利に関する国際人権規約は、収容されているいないに関わりなく、すべての個人の基本的権利を定めている。適切な医療を提供しないこと、看守による性暴力の黙認、陣

痛中の女性に対するひどい身体的拘束、上記の違反に対する適切な救済方法を拒否していることなどによって、米国はこの国際人権規約の主要な条項に違反していることになる。その主要な条項には以下が含まれる。(1)拷問ないし残酷で非人道的かつ品位を落とす処遇ないし処罰を受けない権利(第7条)、(2)すべての被拘禁者が人間としての尊厳を尊重され、人道的に扱われる権利(第10条)、法律の前で認められる権利(第16条)、恣意的な干渉を受けず、プライバシーを守る権利(第17条)。⁽³⁹⁾

結 論

米国の刑務所や矯正センターに収容された女性は、感情的、身体的、性的虐待にさらされており、それに対して法的救済や心理的・精神的治療を受ける機会ほとんどない。国民は刑務所の壁の中で何が起きているかほとんど知らないし、こうした問題について改善を要求する声も有権者からほとんど出てこない。米国は有罪判決を受けた女性から、自由もさまざまなサービスを受ける機会も、時には子どもまで取り上げる。政府は基本的人権を侵して女性の尊厳を取り上げるべきではない。人権団体は米国政府によびかけ、被拘禁下の女性の人権を尊重する政策や手続きを実施するよう求め、国際的および国内的責務をはたす列に加わらせるべきである。

3rd Meeting Women and Justice Participants' List

Algeria	Leila Zerrougui, UN Sub-Commission Member
Australia	Elizabeth Biok, Solicitor
Hong Kong	Hing Chun Wong, Judge
India	Nirmala Pandit, NGO activist Soli J.Sorabjee, Attorney General
Indonesia	Pasti Sinaga, Judge
Japan	Yozo Yokota, Professor, Chuo University, UN SCM Yoko Hayashi, Attorney-at-Law Emi Omura, Attorney-at-Law
Malaysia	Zarizana Abdul Aziz, Attorney-at-Law, WCC Penang Maznah Mohamed, Journalist, WCC Penang Stephanie Bastian, Attorney-at-Law, NGO activist Honey Tan Lay Ean, Attorney-at-Law, WCC Penang Loh Cheng Kooi, WCC Executive Director
Madagascar	Lalaina Rakotoarisoa, UN Sub-Commission Member
Philippines	Dina Joy Canencia Tenala, State Counsel, Dept. of Justice
Romania	Iulia Antonella Motoc, Professor, International Relations, Bucharest University, UN SCM
USA	Barbara A.Frey, Director, Human Rights Program, University of Minnesota
AWF Staff	Mizuho Matsuda, Programme Director Tomoko Manaka, Staff, General Affairs Section

無断転載を禁じます。

（財）女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

2002 年 3 月発行

東京都千代田区九段南 2 - 7 - 6 相互九段南ビル 4 階

電 話 （ 0 3 ） 3 5 1 4 - 4 0 7 1

FAX （ 0 3 ） 3 5 1 4 - 4 0 7 2

e-mail: dignity@awf.or.jp <http://www.awf.or.jp>